

## 第14回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時 平成14年6月7日(金) 午前10時~午後7時30分まで  
開催場所 長野バスターミナル会館 「国際ホール」  
出席委員 宮地委員長以下15名(大熊委員、松岡委員は午後から出席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたので、只今から第14回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところをご出席頂きましてありがとうございました。本日は第14回の検討委員会になりますけれども、浅川、砥川の答申を前に致しまして、非常に過密な日程でこの委員会の開催となっておりますけれども、皆様方ご協力を頂きましてありがとうございました。前回の委員会では委員の皆様方から頂きました答申作成に向けての論点のご意見の中から、重要な論点を中心にご審議を頂いたところですが、この審議を受けまして、先月26日から延べ4日間に亘って起草委員にお集まりを頂きまして答申案を作成致しました。委員の皆様方のお手元には既に届いておることと思いますけれども、本日はこの案について皆様方からご意見を頂戴してそれを答申の方向にまとめて参りたいと思っております。

大変慌ただしい日程でございまして、それから連日部会もしょっちゅうございまして、お疲れだと思っておりますが、ひとつ答申の決定の具体的なご提案を頂き、まとめる方向にもっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員ですが、15名中13名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。尚、大熊委員、松岡委員につきましては午後から出席頂けるというご連絡を頂いております。

それでは資料の確認でございますが、お手元の次第と浅川、砥川の答申案ということでございます。よろしくお願い致します。それでは委員長さん議事進行の方をお願い致します。

宮地委員長

はい、承知致しました。それでは本日の議事録の署名人を指名致します。今回はちょっと大熊委員がお見えになっておられませんので、五十嵐委員と石坂委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入って参ります。既にお送りしてございます浅川と砥川につきまして資料がございまして、それをお読みとは思いますが、如何でしょう一偏読んだ方がよろしゅうございませぬか、傍聴の方々には今日貰っておる訳ですけども、一偏読んだ方がよろしいかと思っておりますので、事務局の方で読み上げて頂きます。浅川と砥川と一応両方読んでもらいまして、それからこれについて審議に入りたいと思っております。前々から申し上げておりますように、結論の部分は後で提出致しますのでご了解を頂きます。それではお願い致します。

事務局(治水・利水検討室)

読ませさせて頂きます。目次は省略させて頂きます。

序文

## 1 検討委員会設置までの経過

「数百億円を投じて建設されるコンクリートのダムは、看過し得ぬ負荷を地球環境へと与えてしまう。」この言葉に始まる平成13年2月20日の田中康夫知事によるいわゆる『脱ダム』宣言は、かけがえのない地球環境と人類との共生を進めるうえでの理念として、多くの人の共感を呼んだ。

しかしその反面、この宣言は、それまで関係市町村との協議によって長い年月をかけて進められてきた計画の唐突な変更であると共に、住民の安全性を無視した一方的な宣言である、と受け止められ、地域によっては事業がかなり進捗していた状況もあって、行政には継続性が必要であるという声や、地権者及び地域住民の強い反発など、大きな反響を巻き起こしたことも事実である。

このような情勢の中で、『脱ダム』宣言を理念として受け止めながら現実の施策としての検証を行い、住民参加によって総合的な治水・利水対策を考えようという立場から、長野県議会において議員提案により「長野県治水・利水ダム等検討委員会条例」が成立した。その結果、ダム等を含む長野県の総合的な治水・利水対策に関する事項について知事の諮問に応じて調査審議するために設置されたのが、長野県治水・利水ダム等検討委員会である。

当委員会は平成13年6月25日、浅川、砥川を含む9河川に係る総合的な治水・利水対策等について知事から諮問を受けた。

## 2 検討委員会の視点と手法

平成12年2月建設省(当時)河川審議会では「流域での対応を含む効果的な治水のあり方について」中間答申を行った。そこではダム、連続堤防等による河川改修に加えて、貯留施設(調整池)の設置等を含めた幅広い流域対策を組み合わせた新たな総合治水対策を答申している。

このような視点に立って当委員会では、基本高水、森林、利水、財政についてワーキンググループを設置して調査分析を行うとともに、住民の安全、環境保全、治水についての世界的な方向性、費用対効果などの面からも新しい治水・利水のあり方を広い視野に立って総合的に検討した。

当委員会は知事から諮問のあった長野県の9河川、当面は浅川と砥川の両河川を念頭に置き、次のようなことについて考えることとした。

- (1) 流域住民はどのような施策を望んでいるか。
- (2) 洪水対策、水利用の方法としてダムの建設、河川改修、遊水池、危機管理体制などを組み合わせた総合対策案の作成。
- (3) その費用対効果。
- (4) そのような対策によってどのような反作用(環境破壊など)が起きてくるか。
- (5) 他に替わる手段はないか。

なお、このような視点に基づいて審議を進めてゆく過程で、当委員会が最も重視した手法は、決定過程こそ最大の河川政策であるという考えから、できる限り住民参加の手法を取り入れたことである。具体的には

- (1) 全ての会議は公開とし、会議資料等を含めたすべての情報も公開する。
- (2) 河川ごとに関係流域住民の参加する部会を設置し、さらに公聴会を開催するなど、あらゆる方法で住民の参加と意見表明の権利を保障する。
- (3) 専門的かつ科学的な知見及び世界内外の経験を参考にする。
- (4) 一つ一つの判断あるいは処置について、議会での審議、マスコミ報道などにより絶えず広く批判の俎上に載せる。

## 3 委員会及び部会の審議

このような理念と手法に基づいて、当委員会は昨年6月の発足以来、今日まで14回の委員会を開催して治水・利水について多角的検討を続けてきた。特に浅川の治水・利水については、昨年11月に部会を設置して、13回の部会および1回の公聴会を開催して住民の意見を聴取するなど、総合的な審議を重ねた。その結果は4月11日に浅川部会報告(以下部会報告という)として本委員会に報告されている。

### (1) 部会報告の概要

この部会報告では、次の二つの治水対策案が提案されている。

## A案 ダム+河川改修案

1 / 100確率の規模での計画雨量130mm/日に基づいて千曲川合流点における基本高水流量を450m<sup>3</sup>/sと想定し、このうち約100m<sup>3</sup>/sを浅川ダムで調節することによる治水案及びダムからの取水による利水案。

## B案 ダムによらない河川改修単独案

既往最大流量を考慮するなど総合的に判断して納得できる基本高水流量を選定し、ダムを建設することなく河川改修及び内水氾濫対策によって対応する治水案及び長野市の水需要は現状で対応できると考える利水案。

### (2) 委員会としての審議

上の部会報告に盛られた内容に基づいて、当委員会では、基本高水流量や土砂対策等の治水、ダムサイトの地質とダムの安全性、浅川上流の水質環境、長野市の水需要計画などの利水問題、周辺の森林整備状況等のいくつかの面について委員会独自の検討を行なうと同時に、時間的制約のため部会では十分審議できなかった環境問題、財政的裏づけ等の諸問題を含めて、浅川の総合的治水・利水対策について多角的な審議を行なった。それぞれの問題についての審議内容の概要を以下第2章から第6章に示す。

## 治水対策

### 1 基本高水

基本高水は、治水計画(ダム及び河道計画)を立案する基本となる洪水流量であるが、これについて「河川砂防技術基準(案)」(昭和51年改定新版)では、次のように述べている。

「計画降雨から洪水流出モデルを用いて計算された洪水ハイドログラフのうち、洪水防御計画の基本となるものを基本高水という。基本高水は、洪水防御計画の基本となるものであるから、洪水調節等の人工的な操作の加わらない洪水ハイドログラフでなければならない。ただし、基本高水は計算された洪水ハイドログラフのうち、ピーク流量もしくは流出の総量が最大のものであるとは限らない。また、基本高水は計画対象施設ごとに別のものとなる場合がある。」

次いで、一定の計画規模(超過確率年)を前提として、計算された複数のハイドログラフからどれを選ぶかについては「計画に採用するハイドログラフは、既往最大洪水が生起したものを含み、かつ、少なくともその一つは1.(ピーク流量の大きさ)によって並べた順のうち中位数以上のものとする。」と述べ、さらに「上述の方法によればこのカバー率は50%以上となるが、1級水系の主要区間を対象とする計画においては、この値が60~80%程度となった例が多い。」と補足説明が加えられている。

すなわち、基本高水を決定する過程は、雨量・流量の測定誤差の問題に始まり、計画規模をどの程度にするか、流出計算のパラメータをどのように選定するか、計算された複数の結果からどれを選択するかなど、さまざまな判断が入るものであり、科学的に正しい唯一解が客観的に存在するというものでなく、選択の問題であるが、流出計算結果に基づく値として最大値を無視することはできないという意見もあった。

従来の治水計画では、実態としてカバー率100%として最大のピーク流量が基本高水流量に採用されてきた河川がほとんどであり、浅川においてもカバー率100%のものでないと国土交通省から認可が下りないのではないかとの意見が出された。これに対して、薄川の大仏ダムの中止をはじめとして、全国で多くのダムが中止されており、現在は基本高水の選択の仕方の転換期にあると言え、「河川砂防技術基準(案)」に則していれば問題がないとする意見が出された。

この基本高水の決定方法に関して、科学的で正しく適正であるとする考え方や、科学的に不十分であるのでより科学的に改善すべきであるとする意見が出されたが、基本高水ワーキンググループからは、実績降雨の計画降雨への引き伸ばし方を中心に、さまざまな判断が入るもので、基本的に選択の問題であることが指摘された。

以上の議論などから、第12回検討委員会では、基本高水とは「治水安全度をどのように設定するか?」という選択の問題であることが認められた。

浅川部会からは治水対策案として「ダム有り」、「ダム無し」の2案が報告されたが、検討委員会での議論の結果、次の2つの基本高水候補案による治水対策案を検討することになった。

#### A案：ダム+河川改修案

超過確率1/1000の計画規模での計画雨量130mm/日に基づいて流出計算された洪水ハイドログラフ群に対してカバー率100%として、昭和61年9月降雨パターンによる千曲川合流点の基本高水流量を450m<sup>3</sup>/sと想定し、このうち100m<sup>3</sup>/sを浅川上流に建設するダムで調節し、残りを河川改修で対応する。

#### B案：ダムによらない河川改修単独案

上記の洪水ハイドログラフ群の中には、降雨の引き伸ばしによって計画降雨パターンが現実的でなくなるものがあることを考慮して、既往最大流量相当と推定される昭和34年降雨パターンから流出解析によって算出された330m<sup>3</sup>/sを千曲川合流点の基本高水と想定した。これは、「河川砂防技術基準（案）」に照らせば、上記A案の算出ハイドログラフ群に対して、カバー率がほぼ70%に相当するものである。この330m<sup>3</sup>/sを基本高水流量として、ダムを建設することなく、河川改修で対応する。

なお、基本高水流量を450m<sup>3</sup>/sから330m<sup>3</sup>/sに下げるとは治水安全度を下げることであり、認められないとする意見があった。また、カバー率100%以外の基本高水候補案の選択の仕方は浅川と砥川で異なっており、これを統一すべきとの意見も出された。一方基本高水の決め方は、川ごとの歴史的特徴やデータの集積程度の違いなどを反映して異なることはあり得るとともに、これらの値は、冒頭に述べた「河川砂防技術基準（案）」に照らした場合それに則しているという意見があった。検討委員会では、この2案について審議の結果、いずれも基本高水の候補案として認めることとした。

## 2 治水対策

### (1) 治水対策

千曲川合流点における基本高水流量を450m<sup>3</sup>/sと想定した場合の治水対策としては、ダムにより100m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行い、宇木大橋下流において天井川を解消するなどの現在行われている河川改修を引き続き行う。

基本高水流量を330m<sup>3</sup>/sと想定した場合の対策としては、現在進められている河川改修の部分的な見直しと上流の未整備区間の改修を行う。

### (2) 流域対策

浅川の治水を考える上で重要なことは、洪水の際に千曲川の水位が上がる門が閉められて自然流下が困難になり、下流域の内水氾濫は避けることができないという構造的な問題があることである。部会の議論の中には、ダムの建設が内水氾濫に対して有利に働くという意見がある一方、穴あきダムというダム構造がかえって内水氾濫を助長するという意見があったが、いずれにしても浅川の場合、ダムを建設するか否かに関係なく下流域の内水氾濫は避けることができないところであり、都市化が急激に進んだ流域での多角的総合的な流出抑制をはじめとする内水洪水被害対策が緊急な課題であるというのが、検討委員会の一致した意見である。国・県・関係市町村により組織された「浅川流域治水対策等連絡会」の取り組みの教訓を生かし、行政と流域住民とが一体となった取り組みが望まれる。そのための具体的方策を以下に示す。

公共施設を中心とした雨水調節施設（学校校庭貯留、下水道水調節池、区画整理調整池等）の新設・拡充を図ること。

これを補完する各戸貯留の取り組みに新たな補助制度を検討すること。

河川勾配のゆるい中流部では適時に浚渫を実施する。

区画整理事業、一般宅地開発、大型公共事業などの治水・利水計画との調和の見直し等を含めた土地利用の適正化と一定の開発規制。

長沼幹線排水路をはじめとする排水路の改修、特に流出量の多い新田川、駒沢川、田子川など小河川対策の検討。

千曲川合流点の排水機場能力の増強。

ハザードマップの公表、氾濫情報の伝達及び水防活動の強化など、危機管理体制の強化と防災システムの確立に努める。

計画を超える超過洪水対策を検討すること。

特に、内水災害の解決に欠かせない千曲川への排水、千曲川の改修促進、立ヶ花狭さく部の改修について、県が主体となり関係市町村と協力して強力に国に働きかけてほしい。

### 3 地質とダム安全性

ダム計画地およびダム周辺の地質、ダムサイトの安全性については多くの議論がなされた。安全を疑問とする意見と、安全とする意見を以下に示す。

#### (1) 安全を疑問とする意見

##### ダム地域の不安定性

ダムは長野盆地で最も不安定な「長野盆地西縁活断層帯」の上盤直上に計画されている。ダム地域は、だれも予想できなかった「地附山地すべり」の真横である。ここにダムで水を溜めて急激な重力負荷を加えるのは自然のバランスを崩す引き金となる恐れがある。

##### ダム岩盤の不安定性

「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」では貯水池周辺の地すべりや斜面の安全性について調査不十分のまま終わっている。ダムサイトの岩石中には地附山地すべりを起こした膨潤性粘土スメクタイトを含むが、これには触れていない。ダム予定地直下の真光寺地すべり地区では個人が6m<sup>3</sup>の池をつくることさえ禁止されているのに、その直上で168万m<sup>3</sup>の貯水池を建設するのは大きな矛盾である。

##### F 9断層と線状凹地

右岸の調査坑にあるF 9断層と、その直上にある線状凹地は森林土壌までを切っている。凹地成因とF 9断層との関連性を調査しなければダムサイト斜面の安定性が保障されない。

##### 第四紀断層の調査見直し

今回の調査で、浅川の谷底に沿い、ダム敷中央を横断するF V断層群(第四紀断層)の実態が再確認された。浅川の直線性流路はF V断層群による脆弱部を掘り込んでいる。トレンチ調査によって、4本のF V断層群が確認でき、内2本は旧河床礫(約1万3千年前)を動かしたり変状を与える2回のイベント(事件)が読めた。ただし、一箇所のトレンチのために活動度は決定できなかった。また、F V断層に沿った亀裂から複数のアルカリ性鉱泉が湧き出している。

##### F V断層群と「長野盆地西縁活断層系」

F V断層群の下流側には「長野盆地西縁活断層系」がある。既存地質図の「長野市防災基本図」や「地附山地すべり機構解説報告書」には反称「浅川断層」がF V断層に向かっているし、都市活断層図「中野」では長野盆地西縁断層が浅川の谷に向かって伸びている。

##### 広域変動帯への認識不足

国土地理院はGPS連続観測で新潟平野 長野盆地 松本盆地北部へと伸びている「ひずみ集中帯」を明らかにした。長野 大町付近はM5以上の浅発地震が最近もしばしば発生している。当地域へ加わっている大地のひずみ速度が本州で最も大きい。これは、前から分かっていた地殻の境界(地質境界)である「津南 松本線」を別の手法から裏付けている。また、政府の地震調査研究推進本部が予測している松本 大町を震源とする糸魚川 静岡構造線北部地震は長野盆地西縁部の丘陵地帯に山崩れなどの地盤災害の多発が懸念される。こうした直下地震帯(信濃川地震帯)への大型開発は避けるべきである。

#### (2) 安全とする意見

##### ダム地域の地すべり対策

ダム予定地は地附山と地質構造が違い、地すべりの心配はない。上流部の一ノ瀬地すべり地帯は「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」において、押さえ盛り土による安全対策が検討されている。また、一部から懸念されている大規模地すべりや、地震による地すべり発生の心配は無いと上記委員会から報告されている。

##### ダム岩盤の不安定性

ダム予定地の右岸斜面や尾根部分に線状割れ目があるとの指摘があったが、割れ目は深部におよぶものでなく、活動性も低く、斜面の不安定性は懸念されない。また、横坑内のF 9断層が上部にある割れ目に連続するのではないかとの指摘は、F 9断層の傾斜が山さしであること、断層の開口部分に地表からの流入粘土がないことから上部まで連続するものではない。ダムサイト岩盤中の膨潤性粘土スメクタイトはコンクリートで押さえてしまうから膨潤しない。

ダム建設に支障となる第四紀断層はない

「第四紀断層調査指針(案)」により空中写真で判読できる線状模様を詳細に調べて第四紀断層は存在しないと報告されている。また、ダムサイトの下流4キロメートル地点に長野盆地西縁活断層系の田子断層があるが、ダムサイトの方向に伸びていないから支障となるものではない。

F V断層はダム建設に支障となる第四紀断層ではない

「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」でF V断層が調査されたときは、F V断層の上に重なる旧河床礫層が断層を不整合に覆っていて第四紀断層ではないと報告された。今回の再調査で、上記委員会の二人の委員が立ち会って見直したが、ダム建設に支障となる第四紀断層ではないと結論した。また、F V断層は長野盆地西縁断層と連続するような断層ではない。

善光寺地震に対する安心感

ダム予定地は善光寺地震(1847年)の震央から1.5キロメートルしか離れていないとの心配が出ているが、次の善光寺地震は千年以上も先の話だから心配でない。総理府地震調査研究推進本部の予測では今後百年以内の地震発生確率はゼロパーセントとなっている。

### (3) まとめ

部会および検討委員会では安全を疑問とする意見と安全とする意見が対立した。よって、環境を重視する視点、財政問題や費用対効果、ダムによる場合のメリット・デメリット、地域住民の意向を考慮して決定すべきである。

つげ加えて、ダムを実施する場合にはF V断層の活動性と下流部への延長を確認し、F 9断層と線状凹地との関連について再調査を必要とする。

## 第3章 利水対策

### 1 利水の現状

長野市の平成12年度における最大給水量は122,248m<sup>3</sup>/日となっており、また水源取水可能量は19箇所の水源から154,210m<sup>3</sup>/日であった。これは水道事業認可時には、大町ダムに依存する取水量100,000m<sup>3</sup>/日を見込んでいたが、現状では30,000m<sup>3</sup>/日しか水利権を取得できていないためである。

### 2 水需要の予測

利水ワーキンググループからの報告によると平成32年における長野市の上水道需要量は147,800m<sup>3</sup>/日という結果であった。これは現在の長野市の認可水量207,500m<sup>3</sup>/日を下回っているが、予測における基準年が景気後退期間であったこと等が大きく影響していると思われる。

この報告に対し長野市は、現在の取水可能量も水需要予測量を上回っているが、できるだけ安価な給水単価で水道水を供給するためには標高の高い地域に水源を確保したいこと、また、危機管理の観点から5,400m<sup>3</sup>/日の新規水源を求めている。

### 3 水質問題

水源の水質については、水道法に「できるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものであること」と規定しており、汚染されていない原水を取水することが基本である。浅川上流地域には、産業廃棄物処理場、ゴルフ場等があり、水質について懸念があるとの意見があった。長野市からは水質調査の結果、水質は良好であるとの報告があったが、今後も水質調査を継続し常に水質については監視していく必要がある。

### 4 水源対策

長野市はコスト面及び危機管理の観点から新規水源を求めているが、種類の異なる複数の水源を確保することにより、渇水時等での危険を回避できることから、新たに浅川ダムからの取水計画に対し

賛否が分かれている。

#### 5 水道事業者

長野市長は「給水コスト、渇水対策、危機管理を考える上で、長野市北部地域に新たな水源は必要である」としている。市町村の水道事業は、住民に安全で安定した水道水を安価で供給することであり、この目的を果たすためには、水道事業者の意見を十分尊重しつつ、あらゆる行政努力を払うことが必要である。

一方、水道事業計画については平成11年に出された厚生省（現厚生労働省）通達にあるように、社会的、経済的な状況を鑑み適宜計画を見直すことも必要である。

#### 6 まとめ

水源対策は、水道事業者たる市町村の責任において、短期、中長期の施策を組み合わせ、適切な対策を確実に実行することが重要であり、県としても長野市の水源対策に関して協力すべきである。

浅川における水源計画については水道事業の経済性、財政面からの検討も加え過剰投資にならないよう総合的に判断されるべきである。

### 第4章 環境問題

#### 1 森林整備

##### (1) はじめに

森林の機能としては、下記の機能が挙げられる。

- 1) 生物多様性保全機能
- 2) 地球環境保全機能
- 3) 水源涵養機能
- 4) 土砂災害防止機能(土壌保全機能)
- 5) 快適環境形成機能
- 6) 保健・レクリエーション機能
- 7) 文化機能
- 8) 物質生産機能

これらの森林の機能のうち、経済的機能といわれるのは「物質生産機能」であり、その他は公益的機能といわれている。特に「土砂災害防止機能」、「水源涵養機能」は森林の治水・利水機能であり、「生物多様性機能」、「地球環境保全機能」は森林の環境への寄与である。

森林土壌には大小様々な孔隙(隙間)があるので、雨水のほとんどが地中に浸透し地下水として貯留され、地表流はほとんどないので、降雨直後の流出量を抑制し洪水を防ぐ。地下水はミネラルなども溶かし込みつつ土壌中を移動し、浄化された良質な地中流となって流出する。このはたらきを水源涵養機能、水質浄化機能という。

地中流は降雨に遅れて流出するので、ピーク流量を少なくし、ピーク流量発生までの時間を遅らせる。このはたらきを洪水緩和機能という。

森林が貯留した雨水は、渇水時においても少しずつ川に流れ出るので安定した河川流量が確保される。このはたらきを渇水緩和機能という。

これらのはたらきは、森林の有無や森林伐採等の前後におけるピーク流量等の比較などから、その存在は実証されているが、森林の多様性の故にまだ定量化はされていない。

検討委員会においても、基本高水ワーキンググループの貯留関数法によるRsa(飽和雨量)と森林ワーキンググループによる有効貯留量との乖離について指摘され調整を図ったが、解決できなかった。

地表には落葉落枝が散らばっている上、樹木の根がしっかりと土を押さえているので、集中豪雨があっても、地表流の力をそぎ、土壌の流亡を押さえ、土砂崩れを防ぐ。このはたらきを土壌保全機能という。

これらのはたらきを総称して「緑のダム」というが、森林は万能ではないので、補完するものとして、場合によっては適正な規模の「人工のダム」を考慮することもある。

森林の公益的機能を増進させるためには森林の手入れは不可欠である。幼齢林よりは壮齢林が、放置された森林よりは手入れの行き届いた森林が、同齢一斉単純林よりは多様性のある森林が、針葉樹林よりは広葉樹林が、保水力も多く国土保全上も有利であるといわれている。

検討委員会では、ダムの有無にかかわらず森林の整備の必要性が確認されているので、提案された具体策については、速やかに実行すべきである。長野県林務部による「森林と水プロジェクト」は全国から注目を集めている。

## (2) 森林ワーキンググループ報告

### 流域森林の変遷調査報告

浅川流域の30年間の土地利用の変化を概観すると、森林面積は29ha減少しているが、成熟化は進んでいる。

しかし若齢段階(10年生から50年生)の森林が77.4%と圧倒的に多く、森林の有する多面的な機能の高度発揮を図るためには、人工林における間伐の励行など適切な管理が重要な課題といえる。

### 森林の保水力調査報告

浅川ダム計画地上流の流域面積は1,520haで、森林面積は72%の1,096haである。有効貯留量は90mm~130mmと推定される。

内訳は以下の通りである。

樹冠遮断量は雨量相当で11mm、土壌中に貯留可能な水分量の最大可能量は、雨量相当で201mmと推定される。これに降雨前の水分保留量を考慮(0.4~0.6)すると、浅川流域の降雨の際の有効貯留量は90mmから130mmと推定される。

## (3) 森林の整備についての具体案

ダム予定地上流の森林約1000haの内、カラマツ・スギの人工林は500ha程度である。このうち今後10年間での間伐対象森林は400ha程度と思われる。これらの人工林を適正に間伐して、林内に広葉樹を誘導することにより、針混交林を造成すれば、保水機能を増加させることができる。

間伐作業に平行して、山腹工、床固め工、谷止工、小規模の治山施設の整備により、土砂崩壊の防止と土砂流出の未然防止に加え、流木対策にもなる。(浅川流域は流木の発生は比較的少ないものと思われる。)

ダム予定地上流の既開発地域の適正な管理を図る必要がある。

ダム中止の場合は、ダム建設のためにすでに伐採した森林21haは早急に再造林する。造林樹種は広葉樹を優先して考える。

民有林の保安林指定を促進する。

ダム予定地上流の保安林率は約19%と県平均50%に比べて少ない。今後、国土保全上、必要な森林については保安林に指定し、森林所有者の森林施業の意向を踏まえ、治山事業の推進を図る。

## (4) 通常の砂防・治山工事を実施する。

浅川流域は地滑り等の危険があるので、土木部砂防課と林務部森林保全課による通常の事業の実行が必要である。

森林の機能を補うための事業は不可欠である。

## 2 生態系

### (1) はじめに

河川は、水生生物の生息・生育の場として生物多様性の維持に大きな役割を果たしているだけでなく、多種多様な生物の生息・生育空間として、豊かな生態系の成立に大きな役割を果たしているといわれている。

河川行政においても河川環境の重要性が認識されるようになり、1995年の河川審議会において、「今後の河川環境のあり方について」という答申が出され、河川環境への方針が示され、1997年には河川法が改正され、第1条(目的)に「河川環境の誠意と保全」が新たに加えられた。

ダム事業の実施に当たっては、事前の環境調査・環境影響評価を行い、生物の生息・生育状況を十分把握し、自然環境に与える影響を可能な限り回避するとともに、単に影響を最小化させるということだけでなく、生息環境の質を向上させるという考えも重要であるとされている。

河川整備に当たっても、生態系、親水性、河川環境など様々な観点を総合的に踏まえた計画づくりが望ましい。

貴重な動植物種の絶滅を防止するための取り組みが要望され、「絶滅の恐れのある種」として指定

されている種をはじめとして、貴重な動植物種の保護増殖に資する取り組みの推進が望まれている。  
今回の答申においてもこのような観点から、河川環境を幅広く捉え、保全方法を考えるべきである。

#### (2) 浅川ダム計画地周辺環境調査の概要より

浅川流域は自然環境保全地域、自然公園等の指定はない。

2002年5月に長野建設事務所浅川ダム建設事務所で行った調査によれば、浅川流域には、陸上植物、水生植物、哺乳類、両生類、は虫類、昆虫類、魚類においては、特に貴重種の記録はないとされ、わずかに貴重種として、鳥類では、絶滅の恐れのある猛禽類のオオタカその他、オシドリ、ヨシガモ、ミサゴ、ハイタカ、ハチクマ、オオジシギ、フクロウ、ハリオアマツバメ、カワセミなどの生息が確認されている。

ダム建設にあたっては、環境影響評価法に基づく調査を実施することが望ましい。

#### (3) 具体的施策

浅川上流域には生態系において食物連鎖の頂点に位置しているといわれているオオタカの飛翔が確認されている。

「食物連鎖の頂点に位置する猛禽類は、地域の多様な生物相からなる生態系に支えられてはじめて生息が可能です。」「猛禽類の保護を図ることは、希少種の保護という面だけでなく、地域の生態系や生物多様性全体の保全を図っていく上でも象徴的な意味があります。」「単に各種開発行為の影響から猛禽類を保護するだけでなく、その生息環境を積極的に保全していく必要があります。」「(新・生物多様性国家戦略)」

我が国は1992年の地球サミットにあわせて「生物多様性に関する条約」を採択し、93年に同条約を締結、同年発効している。

95年には「生物多様性国家戦略」を決定し、02年3月「新しい生物多様性国家戦略」を決定している。猛禽類の生息する「里地里山」を保全することは国際公約であり、環境を保全するためにも重要である。

### 3 河川環境

昭和50年前後の河川改修はコンクリート護岸に象徴する河川環境が出現した。昭和30年代までどこにもあった水辺環境が著しく悪化した。この反省を生かし、流域の自然環境を回復する生態的河川工法が急務である。

浅川の中流部は都市河川でもあるから、改修を機に日常的な親水の間、魚が泳ぎ、水鳥が訪れ、子供たちの遊びの間、環境教育の間としての川の機能を回復させるべきである。

上流部は水源林を指定し、開発規制、流域住民の世論醸成が必要である。河川環境保護や維持管理に対する組織や財政措置・法(条例)整備も必要となる。下流部は農地が多く、地形的には遊水池環境である。平常時には身近な自然を楽しめる工夫がされることを望む。流域全域に自然の特徴を再調査し、地域住民とともに親水の視点から自然回復に取り組んでいける河川管理体制の整備と活動が期待される。

## 第5章 財政的視点

### 1 治水対策案の費用比較

浅川について、部会報告及びこれまでの審議経過に基づいて、ダム+河川改修案(ダム建設と河川改修を合わせた案。以下「ダム案」という。)と河川改修単独案(ダムを造らないで基本高水を下げて河川改修を行う案。以下「河川改修案」という。)について費用を試算すると次のようになる。

#### (1) 各治水対策案に要する費用

ダム案については別紙(1)、河川改修案については別紙(2)のとおり。

尚、別紙につきましては、5月9日の検討委員会、財政ワーキング報告の資料と全く同様でございますので省略させていただきます。

なお、この試算は以下の前提で作られている。

それぞれの部会及び本委員会で作成した案について、従来から用いられてきている計算方式に

基づき概算費用を算出した。

基本高水流量については、以下のとおりとした。

補助事業の採択要件及び補助率などについては、2002年4月現在採用されている方法で算出した。

双方の費用は、現時点での費用を計上しているが、状況によっては今後増加することもあり得る。

JR信越線と浅川との交差付近は、新幹線、長野電鉄、県道、市道が輻輳しているため、詳細な調査が必要になり、その結果によっては多額の費用を要する。

(2) ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用

別紙(3)のとおり。

なお、この試算は以下の前提で作られている。

国庫補助金の返還が免除されるか否かは、国の判断による。

利水者負担金は、過去の経過を含めて考えると、金銭による清算に代えて代替水道施設の整備が求められる可能性があるが、これについては現在のところ判断できない。

補助事業の県負担部分の起債充当分については、操作上償還を求められることが考えられるが、現在のところ判断できない。

(3) 各地水対策案の維持管理に要する費用

別紙(4)のとおり。

ダム案の場合には、堆砂の浚渫運搬費用、老朽化に伴う補修費用、撤去費用、管理費等が考えられ、河川改修案では、土砂搬出費、流木搬出費、老朽化に伴う補修費用等が考えられる。しかしながら、これまで例がないことや、対象期間が未定のため算出できない。

(4) 災害発生の場合の損害賠償等について

仮に河川改修案を選択した場合、洪水ハザードマップ等のソフト対策の充実が早急に必要である。また、その結果災害が発生した場合、県などに損害賠償の義務が発生するのか、その額がいくらになるのかについては、いずれも現時点では判断できない。

## 2 まとめ

### (1) 治水対策について

費用の総額は、ダム案が約257億円、河川改修案が約116億円(砂防施設を含まない)と、いうように、膨大な差がある。ただ長野県の負担分(一般財源)だけ見ると、ダム案が約74億円、河川改修案が、国庫補助事業で実施した場合約41億円(砂防施設を含まない)、県単事業で実施した場合約102億円(砂防施設を含まない)である。

ダムを中止した場合、長野県の負担分(一般財源)は算出できる範囲で、最大約421億円である。なお、代替水道施設費や過年度利用起債の繰上償還等については不明である。

ダムを建設した場合の費用は、撤去まで視野に入れ、環境回復までを考えれば天文学的なものになるが、算出不可能である。

### (2) 利水対策について

河川改修案における利水対策については、長野市の給水人口の推移から見て、新たな水源は必要ないとしている。

## 3 総括

浅川の個別検討以外に全体的な財政的論点を附加する。

### (1) 長野県「財政改革基本方針」(平成14年4月)によれば、平成13年度末に697億円あった基金残高は、14年には364億円に減り、15年にはマイナス4億円、そして16年にはマイナス280億円となり、財政再建団体への転落ラインである財政赤字250億円を超える。

### (2) 長野県の河川事業費を見ると平成11年度に約43億円であったものが、12年度約39億円、13年度約34億円、14年度には約29億円となっている。

これらによれば長野県は県全体だけでなく、河川事業を見てもきわめて厳しい状態に置かれていること、そしてしばらくはこれが好転するといった状況にないということは明らかである。それゆ

え、浅川ダム案及び河川改修単独案とも財政的に大きな負担となっていくことに留意されたい。  
概算金額が不明となる項目の理由

(1) ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用

代替水道施設費

代替水道施設費とは、ダム中止に伴い、本来ならば確保できたはずの水道施設がなくなるため、単に利水者負担金の金銭による精算でなく、代替としての水道施設整備を要求された場合の費用である。これについては、利水者の意向が、現在のところ不明なため算定できない。

過年度利用起債の一括返還

国庫補助事業における県負担額の起債充当分については、返還残額について繰上償還を求められる場合が想定されるが、事業箇所ごとの借入先を特定できず、利息を含め借入金の確定ができないため算出できない。

契約解除に伴う損害賠償金

ダムを中止することで建設工事請負契約が履行できない場合が想定されるが、契約不履行に伴う賠償請求については、最終的には裁判所の判断による。

借地契約済み地権者への賠償金

ダムを中止することで借地契約が履行できな場合が想定されるが、契約不履行に伴う賠償請求については、最終的には裁判所の判断による。

(2) 各治水対策の維持管理に要する費用

ダム案

ア 堆砂の浚渫搬出費

ダムは計画堆砂容量として、100年分の堆砂を見込んでいるが、それ以降の浚渫搬出費は、対象とする期間が未定のため算出できない。

イ 管理費

対象とする期間が未定のため算出できない。

ウ 老朽化に伴う補修費

ダムコンクリートはブリージング（不純物等）の除去や適切な温度管理など、慎重に施工しており、通常の構造物で打設するコンクリートと比べ、劣化は小さいと考えている。また、老朽化に対する補修費は、老朽の度合い、具体的な補修案などが不明なため算定できない。

エ 撤去費

将来においてどのような状況でダムを撤去するのか想定できず、また、その状況に応じた撤去方法等も不明なため算出できない。

河川改修案

ア 埋塞土除去費

対象とする期間が未定のため算出できない。

イ 老朽化に伴う補修費

河川管理施設（護岸工等）の補修については、コンクリートの劣化や流出土砂による磨耗など、老朽の度合いや、具体的な補修案などが不明なため算定できない。

ウ 土砂搬出費

土砂流出防止対策、遊砂地（沈砂地）の維持に係る土砂搬出費は、対象とする期間が未定のため算出できない。

エ 流木搬出費

流木対策施設の維持に係る流木搬出費は、対象とする期間が未定のため算出できない。

## 第6章 総合的判断

上に述べた委員会の審議を経て、浅川の総合的治水・利水対策はおおむね二つの案に集約された。各々の案の概要及びそれぞれの案を指示する理由を要約すれば次のようになる。

1 A案 ダム+河川改修案及びそれに対応する利水計画

(1) 治水計画

超過確率1/1000の計画規模での計画雨量130mm/日に基づいて流出計算された洪水ハイドログラフ群に対してカバー率100%として、昭和61年9月降雨パターンによる千曲川合流点の基本高水流量を450m<sup>3</sup>/sと想定し、このうち100m<sup>3</sup>/sを浅川上流に建設するダムで調節し、残りを河川改修で対応する。

(2) 利水計画

長野市の水需要計画に基づいて、浅川ダムからの取水により5,400m<sup>3</sup>/日を供給する。

(3) A案を支持する主要な意見

治水について

ア 基本高水流量は過大でなく流出解析は適正。

基本高水流量450m<sup>3</sup>/日は妥当。基本高水を下げるとは、治水安全度を下げるものであって(国土交通省) 住民生活の安全を保障できない。

イ ダムの安全性は確認されている。

ダム建設に支障のある第四紀断層は存在しない。また大規模な地すべり発生は心配はない。

(「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」報告)また、F V断層がダム建設に支障となるとは考えにくい。

ウ ダムの洪水抑制防止効果は大きい。

平成7年7月豪雨における裾花ダム、奥裾花ダムの役割。

エ ダム建設を前提として河川改修など工事の進捗率が高い。

オ 河川改修単独案で国の認可が得られるか?

カ ダム中止に伴って予想される経費の負担は県財政を圧迫する。

利水について

ア ダムからの取水は自然流下でコストも低く、浅川の水質は良好

イ 渇水によって水道水源が窮地に追い込まれた経験もある。安定した水源の確保および危機管理からもダムからの取水は必要。

ウ 水道事業については、水道事業者の意見を尊重せよ。

2 B案 ダムによらない河川改修案及びそれに対応する利水計画

(1) 治水計画

既往最大流量相当と推定される昭和34年降雨パターンから流出解析によって算出された330m<sup>3</sup>/日を千曲川合流点の基本高水流量と想定して、ダムを建設することなく、河川改修のみにより対応する。これは、「河川砂防技術基準(案)」に照らせば、上記A案の算出ハイドログラフ群に対して、カバー率がほぼ70%に相当するものである。

(2) 利水計画

長野市の水需要計画は、過大であって水不足はないと考える。

(3) B案を支持する主要な意見

治水について

ア ダムサイトの地質調査は、不十分で第四紀断層の存在が指摘された。このように地質の不安定な場所にダムを建設すべきでない。もしダムを建設するならば、十分な調査を実施してほしい。

イ ダムの建設が、内水氾濫を助長する可能性がある。

ウ ダムの堆砂除去問題は深刻

エ ダム建設によるオオタカなど生態系の破壊が懸念される。

オ 公聴会における住民の支持。

利水について

従来の長野市の最大供給実績量は供給可能水量を下回っており、新規水源は必要ない。

3 A、B両案に共通する意見

(1) 内水対策の重要性

各戸貯留への補助制度の確立。

流域貯留・浸透施設の増強、千曲川狭窄部の改修、排水ポンプの増強。

- (2) 危機管理体制の確立。ハザードマップの作成。水防活動の充実と強化。
- (3) 近自然工法への積極的対応
- (4) 森林整備と開発の規制
- (5) 水防活動従事者の役割を評価し、水防活動の充実と強化を図る。

以下財政試算の別紙1から4がお付けしてございまして、附属資料と致しまして、検討委員会の委員名簿、それから検討委員会の審議経過をお付けしてございます。以上が浅川の答申案でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。大変長い文章でございましたけれども、血肉を注いで書きましたので、お聞き頂きました。ちょっと一息入れますが、砥川の方もやはり一応読んで、その上でそれぞれ順番にご意見を承った方が効率的だと思いますので、もうしばらくこれを続けさせていただきます。

それでは砥川の方の答申案の朗読をお願い致します。

事務局（治水・利水検討室）

はい、砥川の答申案を読み上げます。

## 第1章 序文

### 1 検討委員会設置までの経過

内容は浅川と同じですので、読み上げは省略致します。

### 2 検討委員会の視点と手法

これについても内容は浅川と同じですので、読み上げは省略致します。2ページ目の下から17, 8行目のところ

### 3 検討委員会及び部会の審議

このような理念と手法に基づいて、当委員会は昨年6月の発足以来、今日まで14回の委員会を開催して砥川の治水・利水について多角的検討を続けてきた。特に砥川の治水・利水については、昨年11月に部会を設置して、13回の部会および3回の公聴会を開催して住民の意見を聴取するなど、総合的な審議を重ねた。その結果は3月27日に砥川部会報告（以下部会報告という）として本委員会に報告されている。

#### (1) 部会報告の概要

この部会報告では、次の二つの治水対策案が提案されている。

##### A案 ダム+河川改修案

1/100確率の規模での計画雨量248mm/2日に基づいて医王渡橋基準点における基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sと想定し、このうち約80m<sup>3</sup>/sを東俣川のダムで調節することにより、200m<sup>3</sup>/sを下流に流下させる治水案およびダムからの取水による利水案。

##### B案 ダムによらない河川改修単独案

痕跡から推定された既往最大流量に安全率を考慮した200m<sup>3</sup>/sを医王渡橋基準点における1/100確率の基本高水流量と想定し、ダムを建設することなく河川改修のみで対応する治水案および地下水の浄化と新規水源からの取水による利水案。

#### (2) 委員会としての審議

上の部会報告に盛り込まれた内容に基づいて、当委員会では、基本高水流量や土砂対策等の治水、ダムサイトの地質とダムの安全性、岡谷市、下諏訪町の上水道の水需要や水道水の汚染状況、農業あるいはわかさぎの産卵などの利水問題、周辺の森林整備状況等のいくつかの面について委員会独自の検討を行なうと同時に、時間的制約のため部会では十分審議できなかった環境問題、財政的裏づけ等の諸問題を含めて、砥川の総合的治水・利水対策について多角的な審議を行なった。それぞれの問題についての審議内容の概要を以下第2章から第6章に示す。

## 第2章 治水対策

### 1 基本高水

基本高水についても4ページの下から5行目までは浅川と同じですので、読み上げを省略させていただきます。4ページの下から4行目から

#### A案：ダム+河川改修案

超過確率1/100の計画規模での計画雨量248mm/2日に基づいて流出計算された洪水ハイドログラフ群に対してカバー率100%として、平成5年9月降雨パターンによる医王渡橋基準点の基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sと想定し、このうち80m<sup>3</sup>/sを東俣川に建設するダムで調節し、残りを河川改修で対応する。

#### B案：ダムによらない河川改修単独案

上記の流出計算において、小流域における2日雨量の採用、計画降雨パターン選択、流出計算モデル設定、東俣川と砥川の流量配分などに問題のあることを考慮して、平成11年6月の洪水痕跡から既往最大と推定された160m<sup>3</sup>/sに25%の安全率を加味して、200m<sup>3</sup>/sを医王渡橋基準点の基本高水流量と想定した。これは、「河川砂防技術基準(案)」に照らせば、上記A案の算出ハイドログラフ群に対して、カバー率がほぼ75%に相当するものである。この200m<sup>3</sup>/sを基本高水流量として、ダムを建設することなく、河川改修で対応する。

なお、基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sから200m<sup>3</sup>/sに下げるとは治水安全度を下げることであり、認められないとする意見があった。また、カバー率100%以外の基本高水候補案の選択の仕方は砥川と浅川で異なっており、これを統一すべきとの意見も出された。一方基本高水の決め方は、川ごとの歴史的特徴やデータの集積程度の違いなどを反映して異なることはあり得るとともに、これらの値は、冒頭に述べた「河川砂防技術基準(案)」に照らした場合それに則しているという意見があった。検討委員会では、この2案について審議の結果、いずれも基本高水の候補案として認めることとした。

### 2 治水対策

#### (1) 治水対策

医王渡橋における基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sと想定した場合の治水対策としては、東俣川へダムを建設し、これにより80m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行い、医王渡橋下流から河口までの間L=2.6kmにおいては、ダムによる調節後の流量(医王渡橋地点で200m<sup>3</sup>/s)が流下できるように、部分的に河川改修を行う。

また、基本高水流量を200m<sup>3</sup>/sと想定した場合(医王渡橋地点)の対策としては、東俣川下流部及び砥川と東俣川の合流点から河口までの間において、部分的に河川改修を行う。

#### (2) 流域対策

上記の対策とは別に、砥川流域の対策として必要な事項を以下に示す。

砥川本流は、土砂流出が激しくその対策が必要である。土砂流出防止のため砥川本流に小規模な砂防堰堤を設ける。これはダムを造るか造らないかには、無関係に砂防事業として考えて欲しい。

医王渡橋上流に流木対策用のスリットダムを設置することが必要である。

ハザードマップの公表、氾濫情報の伝達及び水防活動の強化など、危機管理体制の強化と防災システムの確立に努める。

計画を超える超過洪水対策を検討すること。

### 3 地質とダムの安全性

ダム計画地およびダム周辺の地質、ダムサイトの安全性については安全を疑問とする意見と、安全とする意見が対立した。

#### (1) 安全を疑問とする意見

##### ダム地域の不安定性

ダムは断層陥没湖を造った「諏訪湖北岸活断層帯」に近接した不安定地域に計画されている。本州の中央高地を横断するフォッサマグナの西縁部は糸魚川-静岡構造線で代表される断層集中帯である。その上、糸魚川-静岡構造線によって切られている中央構造線がダム計画地の近くに存在す

る。中央構造線も本州を縦断しているわが国最大級の地質境界断層である。こうした地質背景を反映して、ダム計画地には両断層系と同方向の初生断層を起源とする熱水変質脈が集中している。ダムサイト地質図(1/500)には50余の変質脈が記されている。

#### ダム岩盤の不均質性と水密性

ダム岩盤は珪化変質して堅すぎる石英閃緑岩であり、非常に脆く、断層による破断が密に入っている。そこに熱水変質作用が加わって粘土化が進み、剪断破碎帯の一部はレーズな粘土帯を形成している。堅岩と脆弱部とが頻りに繰り返すダムサイト岩盤の不均質性はダム支持基盤として不適當であり、疑問である。また、熱水変質帯には開口割れ目も伴い、調査横坑内まで地表からの流入粘土が流れ込んでいる。ダム敷から貯水池一体に分布する割れ目に対して、水漏れを防ぐための処理が可能かどうかは疑問である。

#### 断層に対する認識の甘さ

ダムサイトの熱水変質脈が断層起源で、変質後も断層破碎組織に変化してきている認識がなく、断層活動が第四紀まで引き続いている部分もある。東俣川沿いには厚い砂礫層に覆われているが、その下側には流路と平行する直線性の熱水変質脈が深いところまで達している。この実態は砂礫層を掘削しない限りわからない。東俣川上流部の霧ヶ峰高原一帯には糸魚川 静岡構造線断層系と一致する第四紀断層があり、ダムサイトは、こうした断層群に取り囲まれている。

#### 糸魚川 静岡構造線中部地震に対して

諏訪湖を中心とする糸魚川 静岡構造線中部地震が近いと政府の地震調査委員会で発表された。加えて、本地域は東海地震の影響を強く受けてきた経過があり、地震対策強化地域に指定された。こうした地殻運動を経験してきた本地域の岩盤には亀裂が多く、壊れやすい。ダムサイト周辺の斜面には、ゆるみや滑動、岩塊斜面などがある。こうした宿命的な災害体質を持つ場所に、ダムと貯水によって急激な負荷を与えた時、どのような変化を招くか予想がつかない。

### (2) 安全とする意見

#### ダム予定地岩盤について

ダム予定地および周辺一帯の岩盤はダム建設に大変適している石英閃緑岩である。諏訪湖の両岸には糸魚川 静岡構造線や近くの横河川に沿っては中央構造線が存在しているため、ダム建設の場所を決定するにあたっては砥川流域や周辺の河川の地質調査を実施した中で、一番良好な岩盤である東俣川に決定している。

#### ダム予定地にある熱水変質脈

石英閃緑岩からなるダム岩盤中には第三紀末に発生した熱水変質脈が分布している。変質脈はスポット的であって広域に発達するものではない。変質脈の一部には変質作用によって粘土化している部分があるが、剪断によるものでないから心配はない。

#### 水漏れはグラウチングで防げる

ダムサイトの岩盤にある熱水変質脈や割れ目からの水漏れは止水処理としてカーテン・グラウチング等を施工するから心配がない。指摘された左岸斜面のゆるみは認められない。

#### 108本のボーリングとダムの安全性

ダムサイトには108本の調査ボーリングがある。たくさんのボーリングは岩盤が悪いのではなく、詳細な地質調査の結果である。悪い場所の処理は工法によって安全性を十分に確保できる。ダムの滑動に対する安定性確保のために、河川管理施設等構造令によるダムの構造基準に従って安全率を4以上確保している。地震には当地域が強震帯地域にあたるため、耐震設計に用いる設計震度は河川砂防技術基準(案)による0.12~0.15の上限値0.15で設計している。ダム建設を認可している国土交通省は砥川部会に出席して「全国的に見て、この程度の熱水変質岩盤は重力式ダムの基礎岩盤として問題ないと判断する」と述べた。

### (3) まとめ

部会および検討委員会では安全を疑問とする意見と、安全とする意見が対立した。よって、環境を重視する視点、財政問題や費用対効果、ダムによる場合のメリット・デメリット、地域住民の意向を考慮して決定すべきである。

つけ加えて、ダムを実施する場合にはダム軸および河床の一部分の表層を掘削して再調査する必要がある。

### 第3章 利水対策

#### 1 利水の現状

岡谷市の平成12年度における最大給水量は30,007m<sup>3</sup>/日となっており、また水源取水可能量は21箇所の水源から32,250m<sup>3</sup>/日であった。

この取水量のうち74%が地下水に依存しているが、主要な地下水源4箇所5,650m<sup>3</sup>/日で水位低下が見られる。さらに、トリクロロエチレン等の汚染が進んでいる5箇所の地下水源13,400m<sup>3</sup>/日において高度浄化処理を行っている。

下諏訪町については同年度の最大給水量が12,490m<sup>3</sup>/日となっており、また水源取水可能量は8箇所の水源から18,200m<sup>3</sup>/日取水であった。

このうち、1箇所の地下水源2,200m<sup>3</sup>/日がトリクロロエチレン等により汚染されていることが確認されている。

#### 2 水需要の予測

利水ワーキンググループからの報告によると、平成32年における上水道需要量は岡谷市33,800m<sup>3</sup>/日、下諏訪町14,100m<sup>3</sup>/日という結果であった。

これは現在の認可水量の岡谷市40,000m<sup>3</sup>/日、下諏訪町20,000m<sup>3</sup>/日を下回っているが、予測における基準年が景気後退期間であったこと等が大きく影響していると思われる。

この報告に対し岡谷市は、水需要予測を利水ワーキンググループの結果と同じ33,800m<sup>3</sup>/日に下方修正したが、現在取水している地下水水源の中で汚染が進んでいる水源を閉鎖し、新たに汚染されていない水源から10,000m<sup>3</sup>/日の取水を求めている。また、下諏訪町は17,000m<sup>3</sup>/日に下方修正したが、岡谷市と同様に現在汚染されている地下水水源の閉鎖と余裕を見込んで1,000m<sup>3</sup>/日の新規水源を求めている。

水需要予測に関する予測手法の是非や両市町の新規水源の必要性について部会での意見は分かれ、一致には至らなかった。

#### 3 水質問題

岡谷市の地下水汚染は、ほぼ全域に広がっており局地的には基準を超える濃度が確認されている。この汚染されている地下水を水道水源とする場合は高度浄化処理等の対策をすることになるが、水源の水質については、水道法に「できるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものであること。」と規定している。現在は基準値未満に浄化されているものの、トリクロロエチレンなどに汚染されている原水の浄化は急務であるので、将来に亘って地下水に依存するためには抜本的な地下水浄化を行うことが望ましい。

地下水の汚染状況の解明には長期間を要するものと思われるが、また、地下深部まで広がっていると見られる汚染に対し、その対策は非常に困難であると思われるが、さらに地下水を汲み上げ浄化するか、あるいは地下水汚染に影響がある岡谷市内全域の汚染土壌を浄化するなどにより浄化対策を行うには、多くの時間と610億円程度の費用が必要との岡谷市からの報告があった。これについては、国、県市が協力して抜本的な方策を講じることが望ましい。

今後地下水を利用し続けるためには、将来に向けて行政が原因者の負担、住民の協力を得て早急に行わなければならない重要な課題である。

#### 4 水源対策

岡谷市の地下水位低下や両市町の地下水汚染の現状を見ると、将来に亘り安全で安定した水源を確保するためには何らかの対策が必要と考えられる。

新規水源対策には大きく分けて地下水と河川水があり、地下水については汚染と水位低下、河川水については水利権などの課題がある。

地下水汚染については、前述のとおり汚染されていない原水が望ましいが、地下水の水位低下に関しては、その原因が森林状況、水田の減少、宅地化など地下水への浸透量の減少、地下水の汲み上げ

過剰にあると思われ、定量的には解明されていない。この対策として、短期的には地下水汲み上げの規制、中長期的には地下水涵養を行うこととなるが、早急な調査を実施し地下水涵養保全対策が望まれる。

いずれにしても水質改善、井戸の能力低下、地下水位低下などの対策を図るには長期的な施策が伴うものと考えられるため、これらの対策を進める一方で地下水以外の水源を求めることも考慮すべきであると考えられる。

河川水については現状の流量から直接取水するか、または一時貯留して利用することが考えられる。対象となる河川は岡谷市の横河川、下諏訪町の砥川であるが、横河川の流況は水利権を新たに取得できる状況ではなく、河川管理者からは横河川からの取水について困難であるとの報告があった。さらに横河川においては過去からの経緯の中で地質上の問題からダム建設は困難であるとのことであった。

砥川については現状の流量から取水する場合には、河口におけるワカサギの採卵者の理解と、農業用水などの既得水利権者の同意を得た上で水利権を取得する必要があるが、湯水時期においては新たに取水する流量の余裕が無いため困難である。しかし湯水期の流量不足分をダム等により一時貯留することにより流況の安定が図られるため、砥川の支流である東俣川での現ダム計画に伴う水利権は確保されており、東俣川において必要に応じて暫定豊水水利権の取得により早急な水源対策が可能である。一方で、ダムを水源とした場合、原水を塩素消毒する事によりトリハロメタンが生成されることが懸念されている。

また、砥川においては、新和田トンネルからの湧水の利用も考えられるが、水量の安定性、水質の安全性については現在調査中であり水道水源として適当であるかが確認されていない。しかし、20年以上の期間砥川に流れ込んでいるため、この間下流利水者は河川水として有効利用してきているが、近年では砥川の流況は正常流量を割り込むこともあり、砥川へ流入する前に取水する場合においても下流利水者の理解を得ることなどの課題がある。利水ワーキンググループが行った下流利水者からの聞き取り調査では、最低でも現状の流量を確保してほしいとの意見を聴取しているため、トンネルからの湧水を利用することは現状では困難であると思われるが、県として積極的に可能性を模索すべきである。

ワーキンググループの報告では、河川改修単独案に対し、岡谷市及び下諏訪町に対するダムによらない新たな水源の代替案は、現状では見あたらなかった。しかし、代替水源として新和田トンネルの湧水を入れるべきとの委員からの意見もあり、水源対策について関係者の協議を進めるとともにトンネルからの導水管費用を財政経費として算定することにした。新和田トンネルの湧水の現状は、湯水期においては約5,000m<sup>3</sup>/日、通常期は約8,000m<sup>3</sup>/日であり、岡谷市、下諏訪町の要求水量の11,000m<sup>3</sup>/日に満たないので、不足する恐れがある。

以上いくつかの水源対策が考えられるが、水道水源は安全性、安定性、経済性、保守管理の容易性などを総合的に考慮して選定すべきである。

## 5 水道事業者

水道事業について、岡谷市長は「都市存亡に係わる重要な問題」とし、また下諏訪町長は「危機管理に際し、最も重要なものは水である」としている。市町村の水道事業は、住民に安全で安定した水道水を安価に供給することにあり、この目的を果たすためには水道事業者の意見を十分尊重して、あらゆる行政努力を払うことが必要である。

一方、水道事業計画については平成11年に出示された厚生省（現厚生労働省）通達にあるように、社会的、経済的な状況を鑑み適宜計画を見直すことも必要である。

## 6 まとめ

水源対策は、水道事業者たる市町村の責任において、短期、中長期の施策に分け、速やかに行うべき施策と将来に向けての施策を適宜組み合わせ、確実に実行することが重要であり、県は水源対策等においてできる限り市町村に対し協力すべきである。

岡谷市、下諏訪町における上下水道計画については、水道事業者の財政、水量の安定性、水質の安全性等を考慮し、総合的に判断すべき課題であるが、現在の汚染された地下水を水源として維持する

ならば地下水に関する抜本的な対策を講じること、地下水以外に新規水源を求める場合には確実に取水できる代替え水源を確保する必要があり、その対策は急務であると考えられる。

## 第4章 環境問題

### 1 森林整備

ここから12ページ終わりまでは浅川と同じでございますので、省略致します。13ページ

#### (2) 森林ワーキンググループ報告

##### 流域森林の変遷調査報告

砥川流域の40年間の土地利用の変化を概観すると、森林面積は182.51ha増加している。これは草地、農用地への造林が進んだ結果である。

この40年間の変化を見ると、若齢段階の森林が圧倒的に多く、成熟・老齢段階の森林も急増し、成熟化が進んでいる。

しかし、若齢段階においては、人工林・天然林ともに林冠が強度に閉鎖し林床が暗くなり、林冠を構成しない種が淘汰されやすくなる。このような若齢段階の森林の多面的な機能の高度発揮を図るためには、人工林の間伐の励行など適切な管理を行うことが喫緊の重要課題となっている。

##### 森林の保水力調査報告

砥川と東俣川との合流点上流の両流域の流域面積は5,379haで、その96%に当たる5,162haが森林である。

有効貯留量は100mm~150mmと推定される。

内訳は以下の通りである。

樹冠遮断量は雨量相当で14mm、土壌中に貯留可能な水分量の最大可能量は、雨量相当で224mmと推定される。

これに降雨前の水分保留量を考慮(0.4~0.6)すると、砥川流域の降雨の際の有効貯留量は100mmから150mmと推定される。

#### (3) 森林の整備についての具体策

東俣川上流の国有林の森林整備の強化を要望する。

砥川本川上流部の民有林については森林整備を実施するとともに、土木部砂防課・河川課と林務部森林保全課とによる、治山・砂防事業を実施し、下流への、土砂・流木の流出を抑止する。

民有林の保安林指定を促進し、治山工事を実施するとともに、あわせて砂防事業を推進する。

砥川本流・東俣川沿い周辺および上流部の開発を規制する。

### 2 生態系

以下14ページの中段(2)の前までは浅川と同じでございますので省略致します。

#### (2) 下諏訪ダム予定地周辺の環境調査結果報告資料より

報告書では、自然状況・植物・植生・鳥類・哺乳類・両生爬虫類・魚類・昆虫類・景観等について記述されている。中でも特筆すべきものを以下に記す。

注目すべき鳥類として、オオタカの営巣、クマタカ、ハチクマの飛翔が確認されている。オオタカについては今後継続調査を必要とする。

植物でレッドリスト掲載種、絶滅危惧種 B類(絶滅の危機に瀕している)にあたるエビセンノウが確認された。さらに注目すべき植物としてはカラクサシダ・フジシダ・ブナ・クロカンバ・スグリである。この中で保全対策を講じる必要のあるものとして、エビセンノウ カラクサシダ スグリがある。注目すべき群落としては、サワグルミ フジシダ自然林、ケヤキ アブラチャン自然林がある。これら残された希少な自然林に対して不必要な改変を避けなければならない。

ダム予定地は帰化植物が少なく、自生種の比率の高い地域である。ダムを建設するならば、この優れた植生環境の維持を基本とするきめ細かな配慮による土木工事を実施しなければならない。工事関係者への教育や意識向上を図り、工事に伴う外来種の進入も排除しなければならない。

#### (3) 具体的施策

下諏訪ダム予定地周辺には生態系において食物連鎖の頂点にあるといわれているオオタカの営巣

が確認されている。

「食物連鎖の頂点に位置する猛禽類は、地域の多様な生物相からなる生態系に支えられてはじめて生息が可能です。」「猛禽類の保護を図ることは、希少種の保護という面だけでなく、地域の生態系や生物多様性全体の保全を図っていく上でも象徴的な意味があります。」「単に各種開発行為の影響から猛禽類を保護するだけでなく、その生息環境を積極的に保全していく必要があります。」(新・生物多様性国家戦略)

我が国は1992年の地球サミットにあわせて「生物多様性に関する条約」を採択し、93年に同条約を締結、同年発効している。

95年には「生物多様性国家戦略」を決定し、02年3月「新しい生物多様性国家戦略」を決定している。猛禽類の生息する「里地里山」を保全することは国際公約であり、環境を保全するためにも重要である。

### 3 河川環境

浮島・医王渡橋より下流の砥川は都市部を流れ赤砂崎で諏訪湖に入る。この間の砥川は地域住民が四季折々の生活に溶け込んだ親水空間である。砥川は上流域の好ましい森林環境によって良好な水質が維持されてきた。ワカサギが遡上し、水鳥が訪れ、子供達の遊びの場、散策やリフレッシュの水辺として位置づけられている。

都市部の良好な水辺をさらに高めるためには、砥川中流から上流域の維持管理が期待される。早急には中流部の開発規制や産業廃棄物の管理など既得権保有者との話し合いや流域住民の世論醸成が必要である。

息の長い取り組みとして保安林・水源林の指定、森林環境の保護や管理に対する組織や財政措置、法(条例)整備などが挙げられる。特に霧ヶ峰高原を含む東俣川流域は貴重な社会共有資産として未来指向型の自然公園、総合的なレクリエーション域を目指すことを切望する。

## 第5章 財政的視点

### 1 治水・利水対策案の費用比較

砥川について、部会報告およびこれまでの審議経過に基づいて、ダム+河川改修案(ダム建設と河川改修を合わせた案。以下「ダム案」という。)と河川改修単独案(ダムを造らないで基本高水を下げた河川改修を行う案。以下「河川改修案」という。)について費用を試算すると次のようになる。

#### (1) 各治水対策案に要する費用

ダム案については別紙(1)、河川改修案については別紙(2)のとおり。

なお、この試算は以下の前提で作られている。

それぞれの部会及び本委員会で作成した案について、従来から用いられてきている計算方式に基づき概算費用を算出した。

基本高水流量については、ダム案は280m<sup>3</sup>/s、河川改修案は200m<sup>3</sup>/sとした。

でございますが、これらについては、浅川と同様でございます。以下そのページが浅川と同様でございますので省略致します。17ページ

#### (4) 利水施設費に要する費用

利水者が負担する利水施設費について、別紙(5)のとおり。

なお、この試算は以下の前提で作られている。

ダム案の場合には砥川から取水、河川改修案の場合には新和田トンネルの湧水を取水することとし、いずれも導水に要する概算費用のみを算出している。

#### (5) につきましては、浅川と同様でございます。

### 2 まとめ

#### (1) 治水対策について

費用の総額は、ダム案が236億円、河川改修案が約15億円というように、莫大な差がある。長野県の負担分(一般財源)だけ見ても、ダム案が約64億円、河川改修案が、国庫補助事業で実施した場合約5億円、県単事業で実施した場合約6億円であり、これまたダム案のほうが圧倒的に

費用がかかる。

ダムを中止した場合、長野県の負担分（一般財源）は算出できる範囲で、最大約41億円である。なお、代替水道施設費や過年度利用起債の繰上償還については不明である。

ダムを建設した場合の費用は、撤去まで視野に入れ、環境回復までを考えれば天文学的なものになるが、算出不可能である。

## (2) 利水対策について

利水者が負担する利水施設費については、ダム案の場合が約2億円、河川改修案の場合が約9億円から15億円である。

また、河川改修案における利水対策については、地下水等の水源を岡谷市内で確保する案が提案されているが、その額がいくらになるのか算定できない。

## 3 総括

これ以下19ページ、18を飛ばしまして19ページの第6章総合的判断の前までは浅川と同様でございますので、省略致します。

## 第6章 総合的判断

上に述べた委員会の審議を経て、砥川の総合的治水・利水対策は、おおむね二つの案に集約された。各々の案の概要及びそれぞれの案を支持する理由を要約すれば次のようになる。

### 1 A案 ダム+河川改修案およびそれに対応する利水計画

#### (1) 治水計画

超過確率1/1000の計画規模での計画雨量248mm/2日に基づいて流出計算された洪水ハイドログラフ群に対してカバー率100%として、平成5年9月降雨パターンによる医王渡橋基準点の基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sと想定し、このうち80m<sup>3</sup>/sを東俣川に建設するダムで調節し、残りを河川改修で対応する。

#### (2) 利水計画

岡谷市及び下諏訪町の水需要計画に基づき、ダムからの取水により岡谷市に10,000m<sup>3</sup>/日、下諏訪町に1,000m<sup>3</sup>/日を供給する。

#### (3) A案を支持する主要な意見

治水について

ア 基本高水流量は過大でなく流出解析は適正。

基本高水流量280m<sup>3</sup>/sは妥当。基本高水を下げるとは、治水安全度を下げるものであって（国土交通省）住民生活の安全を保障できない。

イ ダムの安全性は確認されている。基礎岩盤は、しっかりしており土木工学的には建設可能（独立行政法人土木研究所地質官）

ウ ダムの洪水抑制防止効果は大きい。

エ 河川改修単独案で国の認可が得られるか？

利水について

ア 岡谷市の地下水汚染状況及び新規水源の確保が難しいことから、ダムからの水道水を確保したいという要求は、当然。

イ 水道事業については、水道事業者の意見を尊重せよ。

### 2 B案 ダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水計画

#### (1) 治水計画

平成11年6月の洪水痕跡から既往最大と推定された160m<sup>3</sup>/sに25%の安全率を考慮して、200m<sup>3</sup>/sを医王渡橋基準点の基本高水流量と想定し、ダムを建設することなく、河川改修で対応する。これは、「河川砂防技術基準（案）」に照らせば、上記A案の算出ハイドログラフ群に対して、カバー率ほぼ75%に相当する。

砥川本流の土砂対策のため砂防堰堤の設置

東俣川に流木対策のためにスリットダムを設置する。

(2) 利水計画

岡谷市の地下水汚染対策案として曝気装置を増強する。

岡谷市、下諏訪町への水供給については、新和田トンネルからの湧水利用及び井戸の掘削を含め新規水源の開発による。

(3) B案を支持する主要な意見

治水について

ア 砥川の基本高水流量280m<sup>3</sup>/sは、過大である。

イ ダムサイトの地質調査は不十分である。東海地震等による影響が懸念される。

ウ 森林の保水力は大きい。

エ 岡谷市・下諏訪町の水需要要求は過大である。新和田トンネルからの取水及び地下水浄化による対策を考える。

オ ダム建設によりオオタカの営巣、クマタカのテリトリーなど生態系を破壊する恐れがある。

カ 公聴会における住民の支持。

3 A、B両案に共通する意見

(1) 岡谷市の地質汚染の状況の調査とその対策を積極的に講ずるべきである。完全な汚染除去には、610億円を要するという試算がある。

(2) 新和田トンネルからの湧水利用については、道路管理者と水道事業者及び水利権者の間の交渉に県も積極的に乗り出して解決を図ることを要望する。

(3) ハザードマップの作成等危機管理体制の確立に力を注ぐべきである。

(4) 水防活動従事者の役割を評価し、水防活動の充実と強化を図る。

以上本文でございます。その後概算費用別紙(1)~(5)まででございます。その後附属資料、浅川と同様でございますが、委員名簿と審議経過が掲載されております。以上でございます。

宮地委員長

はい、どうもありがとうございました。皆様も大分お疲れだと思いますが、以上が目次のところでございます序文から第6章総合判断まで、これは今までの議論をまとめたというところでございます。それでこれからの議論でございますが、如何致しましょうか、浅川と砥川とははっきり分けて進めた方がよろしいと思っておりますので、まず浅川につきまして只今ご報告があった部分にご意見あるいはご質問がございましたら、ひとつご意見を出して頂きたいと思っております。どこからでも結構でございますが、おっしゃって頂けたらと思います。はい、竹内委員。

竹内委員

論議の進め方ですが、浅川、砥川両方書いてありますが、共通している部分がありまして、そこはいつ論議されるんですか？そこははっきりしておいてもらいたいんですが、共通している部分を別々に...

宮地委員長

共通している部分について、浅川と砥川とで意見が違いますか？

竹内委員

いえ、例えば序文とかその環境でも共通している...

宮地委員長

私便直上浅川と砥川と分けましたけれども、共通している部分については浅川と砥川についてのご意見だと伺ってよろしいかと思いますが、それは一向に構いません。つまり逆に言えば、砥川の方にいった時に共通した部分のご意見はもう終わっているかも分かりません。そういう意味だとご理解頂きたいと思いますが、どうぞ、それでよろしゅうございますか？

竹内委員

はい、一緒にいってことですね。

宮澤委員

委員長、もう12時20分前ですので、休憩でもされて大熊さん来られるの待ったり、全員揃うのなるべく待って午後に再開された方がいいんじゃないかと思いますが。

宮地委員長

そうですね、そういうご提案もごさいます。大変ありがたんですが、松岡委員は午後にはご出席頂くと伺っております。大熊委員は新潟からですから2時頃になると伺っておりますが、ちょっと早いです、ここで休憩しますか？それではちょっと時間が早いです、善は急げというわけで休憩に致します。再開は何時に致しましょう。たっぴり休憩を取りまして1時に致します。ありがとうございました。

<昼食休憩>

○田中治水・利水検討室長

それでは、午後の審議をお願いします。

宮地委員長

はい、それでは午後の議事を再開致します。入ります前にちょっと間違いがございましたので、訂正をして頂きたいと思えます。砥川のページ21、最後をお開き下さい。上の「東俣川に流木対策のためにスリットダムを設置する」と、こう書いてございますが、私が全く書き違いを致しました。「医王渡橋上流に」と直して頂きたいんでございます。医王渡橋上流というと、ここはもう東俣川だと思い込んでしまったものですから。実はそれに関連したところは6ページでございますが、一番上から4行目のところで「医王渡橋上流に流木対策用のスリットダムを設置する」と書いてございますが、このことを書いたつもりだったんでございます。東俣川と思い込んでおりましたので、間違えました。ご訂正をお願い致します。以上でございます。

それでは只今から先ほど読んで頂きました答申案につきまして、ご意見を頂きたいと思えます。まず浅川からお願いを致しますが、先ほど申しましたように、共通の部分については共通の部分のご意見だと伺いますので、どうぞお話し結構です。どうぞ。竹内委員なにかございますか。

竹内委員

あの、いっぱいあるんですが、共通の部分から質問やらあるいは考えを述べたいと思えますが、まず序文の冒頭の書き出しの脱ダム宣言の下りなんです、その4行目「多くの人の共感を呼んだ」というその確定的な部分。これについてこれは当時の話なのか、現在進行形のことを指しているのか、その確たるものとして何が根拠でこういう文面の表現になっているのか、そこをちょっと起草委員の方にお聞きしたいというのが意見です。それから2ページ目の3行目「世界的な方向性」、それと4行目「新しい治水・利水のあり方を広い視野に立って総合的に検討した」ということなんですが、今まで論議して世界的な方向性についてはそんなに私は論議されてないと思っているんですが、その点についての認識はどういうふうになって起草委員が出されたのかお聞きしたいということ。それから同じく2ページの下の方の(3)これも「世界内外の経験を参考にする」という部分ではどうだったのかということについてお聞きしたい、ということ。全部言っちゃっていいですか。

宮地委員長

全部というのは他の章のことともということですか？ではそこから行きましょう。序章についてはそうですね。はい分かりました。

序章のところは、実は私主に書いたんですが、現在がそうであるよりむしろここまでの経過を書いたつもりなんです。ですから共感と呼んだというのも、そういう反響もあったという意味で書きましたし、その反面こうこうこうであったことも事実である、これもその当時の状況のつもりで私は書いております。このような情勢の中でというふうに繋がっていく出来事の経過のつもりで記述を致しました。

竹内委員

あの、ですから共感という部分の「呼んだ」という断定する場合に何か確定的なデータがあって言っているのかということです。

宮地委員長

そういう意味ではなんとかしたことも事実であるというのも、データがあったというふうには申しませんが、一般的な私自身が県民のひとりとして受け取った感じをこんなふうに表現致しました。

竹内委員

ですから事実は事実だと思うんですね。

宮地委員長

はい、そういうふうに淡々と歴史を書いたというつもりでございますが。

竹内委員

ちょっと私には理解できないんですが…。それと先ほど言った「世界的な方向性」「内外の経験」というのはどうですか。

宮地委員長

まあその辺はどうですかね。このことを考えたいとしたことは事実ですが、それほど多い内容が入っていないのかも分かりませんが。起草委員如何でしょうか。申し遅れましたが、この文章は6人の起草委員が一偏に集まることができませんでしたが、4日くらい掛けて入れ替わり立ち代りで手を入れたものでございます。

宮澤委員

関連でいいですか。今の1ページ目の10行目ですが、「このような情勢の中で、『脱ダム宣言』を理念として受け止めながら云々」ということで「議会において」と書いてありますが、この繋がりが分からないんですが、議会においては脱ダム宣言を理念として受け止めたという現実はありませんので、事実ありませんので、議員は脱ダム宣言を理念として受け止めない人も大勢おられるし、県議会では脱ダム宣言を念頭に置いてではなくて、ダムが中止になったという現実を受けて、この検討委員会は設置されたものですので、脱ダム宣言でやったのではなくて、ダムがなくなったので、さあどうするかで出来たことで、予算は戻しておりますので。

宮地委員長

現実的な施策としての検証を行なうということですね。ポイントは、

宮澤委員

はい、ですから私が言わんとしていることは、脱ダム宣言があったから治水・利水委員会があったんじゃないじゃなくて、知事が予算をゼロにしちゃったので議会で増額修正して予算をつけた訳です。それで今現在についている状況であるので、そのところを議論しなきゃいけないということでもって、私共行政レベルで話をしておりますので、そういう現実で動いてきていると、こういうことでございます。

宮地委員長

はい、分かります。どうぞ。

石坂委員

私は今のお二人とちょっと違う角度から序文のところに経過に触れて頂くのであれば、脱ダム宣言の理念について、いずれにしても県民、議会が、賛否両論があるものの、それぞれの立場で受け止めている訳ですが、脱ダム宣言がなければ、私は今のこの検討委員会の出発やここでの検討はあり得なかったと、私自身は考えておまして、残念ながらまだ検討委員会や部会の議論、特に期日を区切って答えを出すことが迫られた浅川、砥川につきましては、3月末という期限の限定もあって、脱ダム宣言の是非について本来もっと議論する時間も採りたかった訳ですが、そこは後先になると言いますか、議論されてない部分でもあります。そういう意味では、しかしもっと本来その議論を私はするべきだと思っておまして、その点はこれからの検討委員会の任期の中で是非そういう議論の時間を採って頂きたいと思っておりますが、その議論が十分に出来た、出来ないは別にしまして、脱ダム宣言が出た以後の、例えば森林の果たす役割、総合的な治水というものの見方、そういうものが明らかに大きな変化が県民、議会、長野県下に影響を、それを良しとするか、非とするかは別として、そういう新しい視点が生まれてきたことや、その視点でものを見ざるを得なくなったという現実があります。

具体的には部会は作らず議論をしていこうということになった薄川につきましては、検討委員会条例が提案されたり、検討委員会の検討対象に薄川になる以前のほんの僅かの期間でありましたが、今日の報告の中にもその一端が述べられております。例えば森林と水のプロジェクト、そのようなもので、上流部の森林に今まで以上に光を当てていこうということが現実に起こりまして、私は脱ダム宣言以後の薄川上流の森林の初年度の間伐面積が3倍に増やされるというような計画を現地で、冬でしたが、目の前のソーメン立ちの森林を見ながら見た時には一種の感動を覚えました。

そういう細かいことはともかくとして、脱ダム宣言が出て以後、幅広い視点で改めて川というもの、治水のあり方、それをいろんな角度から考えるきっかけになったんだという、そういう背景については是非序文の、ずっと見渡してみたんですが、経過のところぐらいいかそういうことに触れて頂く部分がありませんので、経過の部分で触れて頂ければなということで、ご意見申し上げたいと思います。

宮地委員長

はい、あのその点に関しましては、実はなるべく評価を交えないような書き方をしたいと私は考えました。それで実はここに書いた文章もある方の文章をお借りしている部分もありますが、ここに書いてあることを委員会としての評価とお受け取りになろうとすると、いろんな問題が起きると思いましたので、出来事なるべく平らな言葉で書いたつもりです。ですから、石坂委員のおっしゃったこともございますが、私共はこの程度で納めたという感じでございますが、どうぞ。

竹内委員

ですから、そうであれば「共感を呼んだ」という確定的な言い方は、客観的な評価に基づいてやられていないとすれば、これは事実関係として例えば共生を進める上での理念として出されたとか、そういう表現でよろしいのではないか。従ってその後続くことは、「しかしその反面」は取って、「しかしこの宣言は」というふうにやれば、事実関係だけ客観的に書いていると、私はそういうふうに思いますが、そういうふうに訂正頂きたいと思えます。

宮地委員長

如何でしょう。起草委員の方。

五十嵐委員

全部1行づつやってたら何時間かけてやるのか分からないですよ。全部出すもの出してもらったらいんじゃないですか。それで訂正するのがあればやるし。1行の1番目のところどう書くかでやると

ころで、何時間どこまでやるのか分からないし。あるんなら全部出してもらったらいいんじゃないですか。

宮地委員長

ここは序文でございますのであんまりお言葉にこだわられれば、まあこだわる方はそうですね、当然。あの「共感と呼んだ」というのをそれほど重要にお思いになるのか、あるいは後の「大きな反響を巻き起こしたことも事実である」そこもありますですね。感覚として両方の面があったということは私感覚としてご理解頂けるだろうと思っております。どうぞ、簡単にお願ひ致します。

藤原委員

「共感と呼んだ」という意味では、これは私はいろいろな所で運動している人達のところに行った時には、長野県ではありませんけれども、全国的な多くの共感と呼んでいるというのは、私は実感しております。

竹内委員

私が申し上げているのは、賛否両論あるものは、大事な序文ですから、頭ですから、例えばマスコミの皆さんがこれを利用するにもここから出発する訳ですよ。そういう意味で客観的に書いて下さいということだけ申し上げてるんです。

宮地委員長

私客観的に書いているつもりなんです。

竹内委員

いいえこれは主観ですよ。だからデータがあるんならそれを示して頂ければ、それはそれで客観的ということに採りますよ。

宮地委員長

例えば申し上げますか、竹内委員がお書きになったご本の中に「理解するところであります。」とこういう文章があるんですが。

竹内委員

いいえ違います、それは。

宮地委員長

いや理念としてですよ。

竹内委員

「理解しつつも」と書いてあります。

宮地委員長

いやいやそうじゃありません。

竹内委員

ですから、個々の議員としては、温度差がある訳ですよ。それは個々が、この中でも賛否両論ある訳ですから、客観的にやりましようとして申し上げている訳です。

宮地委員長

そうです。だからそこで僕は切っている訳ではないんです。その後的一方でという話がある訳でございますので。如何でしょう。

石坂委員

あの客観的なデータがどうしてもいるのであれば、その当時の世論調査等を見れば、私は今までの報道の印象からも「多くの人の共感を呼んだ」ということは客観的なデータでも、ある程度言えると思いますので、先ほど議会が理解していないという話もありましたが、議会の多くの人たちも、理念は分かるがやり方はまずい、こうおっしゃる方が多い訳ですので、理念は多くの人の共感を呼んでいると思いますので、世論調査の結果等を引用されれば、その後との対比で書いていると思いますので、結構かと思えます。

宮澤委員

私はね、多くの人達の「共感」を、「関心」を呼んだとか、そういうふうに直せばそれで済むことでありますし、「脱ダム宣言を理念として受け止めながら」と、議会の人たちはと言いましたが、ダム自身を造らないということについて始まったことですから、議会の中では相当温度差もありますし、理念として受け取っておりません。

それで「このような情勢の中で住民参加によって総合的な治水・利水を考える」と提案したのは議会ですこれは。ですから住民参加をやれと言ったのは議会が言ったことであって、決して知事が言ったことではありません。脱ダム宣言の中には具体的に「嵩上げ」とか、これから次に出てきます「下諏訪ダムは廃止して」明確に書いてありますから、内容の中に、それをこの中で「理念として受け止めながら」で書きちゃってよろしいかという判断をされたのかどうか。これはちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。脱ダム宣言を最後までよく読んで下さい。

宮地委員長

すいません。あのここに書いてある文章は「理念として受け止めながら現実の施策としての検証を行なって」とこう続く訳でございます。

宮澤委員

脱ダム宣言というのはずっと、ただ脱ダム宣言のこの文字だけの括弧書きの宣言がある訳ではなくて、宣言の文章がある訳ですよ。宣言の文章をもう一回お読みになって頂ければ、理念として受け止めたならば、砥川部会なんかやる必要ないです。

宮地委員長

そうじゃないです。そんなことないでしょう。

宮澤委員

いいえ、嵩上げは反対だとか理論はいくつも出てますよ。それは理念として受け止めたって、これ議会が受け止めたという形でしょ、この書き方は。

宮地委員長

違います。

宮澤委員

え、じゃ誰が受け止めたんですか。理念として受け止めたんなら誰が受け止めたんですか。「このような情勢の中で、脱ダム宣言を理念として受け止めながら現実の施策としての検証を行い、住民参加による云々という立場から県議会において」と書いてありますよ。これ県議会でしょう。最終的に続くのは。

あの一人の意見じゃないですよ。この条例を作り上げたメンバーの一人として私加わってるんですよ。その私の加わっているところの中に「脱ダム宣言を理念として受け止め」ということで条例を制定したという経過はございませんが。

宮地委員長

はいはい条例の中には書いてございません。はいそうです。

宮澤委員

だからこれ議会がやるじゃおかしくなっちゃうんじゃないですかと、申し上げてるんです。これ全部議会のところにかかっているでしょう。この治水・利水検討委員会の条例が成立した条例のところこの文章がかかっているでしょうと申し上げてるんです。だからこのところはどうしてこれを入れちゃうんですか。だから「このような情勢で、住民参加による総合的な治水」じゃないんですか？かみ合わないのはそこなんですよ。

宮地委員長

えーと、浜さんどうでしょう。ここは浜さんともかなり相談をしながら書いたところなんでございます。

浜委員

私もいずれにしるここの書きまわしについては若干疑問点として捕らえておったんですが、まあ相互のバランス的な問題を考えれば、まあ致し方ないのかなと判断したところもありますが、それはまた委員さんのご判断、委員さんのご意見を聞いて頂くことが重要だと思いますし。

宮地委員長

そうですね、他の方のですね。起草委員の方他に如何でしょう。

宮澤委員

だって受け止めたらあんな条例作りませんよ。

藤原委員

今の意見で修正するというのは、「脱ダム宣言を理念として受け止めながら」というのを切れば、議会の方に繋がるということなんですね。とすればこの部分を削除するというのをこの検討委員会で決めることについては全く起草委員会の一人としても異論はありません。

宮澤委員

そう、そこの部分だけ取れば別に何の問題もないんです。

宮地委員長

ちょっとよその文章を借りすぎました。削除してよろしゅうございますか。私も再三申し上げますようになるべく偏らないように書こうと意識をしたことでございます。ですから「このような情勢の中で、現実の施策としての検証を行って」と、こう続けば問題はない訳でございましょうか。それでよろしければ、そこを削除致します。確かに、分かりました。如何でございましょう。

それでは序章のところは、「広い視野に立って総合的に検討した」ここのところは、つまりいろんな、まあ世界的な方向性というのは問題ですが、高水、森林とか利水、財政、住民の安全、環境、そういうものを全部含めてという意味で書いたつもりでございます。

3番目におっしゃった「世界内外の経験を参考にする」はいはい、どうぞ。

竹内委員

事実経過からするとやっぱり過剰にものをただデコレーションしてみても私はあまり意味がないと、事実経過に基づいてやればいいと。ですからここが逆に「世界的な方向性」って何を検討したんですかと聞かれた時にどう答えればいいのかということ話ですよ。それからさっきの「共感を呼んだ」というのは宮澤委員が言われたようにというのは「関心を呼んだ」とか、そういうことは一応諮って頂かないとまずいと思うんですけど。

宮地委員長

「関心」ですか。関心でよろしければ、関心で結構でございます。というのを私が言っただけでいいかなです。すいません。どうぞ。

風間委員

それに関連してですが、確かに「共感を呼んだ」部分もあろうと思いますけれども、この書き方ですと、「しかしその反面」から下の部分については、長野県内の行政を含めて県民が非常に地域住民としての強い反発を感じている。だけでも賛成する方の方々は「多くの人々の共感を呼んだ」ということで、先ほど藤原委員もおっしゃったですが、全国的なレベルでの共感と感ずる訳です。そうしますとやはり「関心」とかそういうかたちで長野県内には関心をもった方はかなりこれ以来増えたであろうという部分はありますので、「共感」よりも「関心」という言葉を選択された方がよろしいかと思います。

宮地委員長

高田さん、どうぞ。

高田委員

これは「共感」でいいと思います。私は、「関心」というのはいろんな立場の、そちらに興味を持ったという意味ですけど、実際長野県の方、あまり多くは知りませんが、これは確かに「共感を呼んだ」と思います。ですから私はこれでいいんじゃないかと思います。

石坂委員

私もバランス上ということで、後に5行ほど反発した人達のこと書いてありますが、共感を受けている県民も一方にかなりいらっしゃる訳で、砥川の流域ではどのマスコミが世論調査をいつしても、6、7割の方がダムは要らないとおっしゃって共感を示している訳ですから、「共感」を「関心」に代えるのであれば、後の5行ももう少しトーンを落として頂いて、一部にこういう反発もあるというような書き方でバランスをとって頂きたいと思います。

宮地委員長

言葉の、日本語の教室みたいになって参りましたけれども、「共感」というのと「関心」というのとあまり一般的で、まあある意味で私も率直に言って共感を呼んだ面もあると思っております。それは確かに長野県だけでなしに広い意味で申しておりますが、そういうのをやっぱり対応して書くのには「共感」でもいいんじゃないかと、私は思って書いたんですが。どうでしょう、この辺はやっぱり一つの言葉にこれほどこだわっても、なんかご寛容を願えないでしょうか。先ほどの「脱ダム宣言を理念として受け止めながら」というところは削除致します。如何でしょう。よろしゅうございますか。ご了解を頂きます。

それから「世界内外の経験を参考にする」これはどうしますか。どうぞ。

五十嵐委員

こういうやり方がいいのかどうか分かりませんが、起草委員会は連帯責任ですから、一人で発言するのはよくないと思いますが、これについて、私の意見を申し上げます。まず、過日河川法が改正さ

れました。世界の経験を踏まえております。その他に環境と参加という言葉が加えられました。世界的な傾向を受けております。それから1ページめの検討委員会の視点という章がありまして、平成12年には建設省はというのがありまして、中間報告があります。これも世界的影響を受けています。それから世界の情勢はどうだというのはいろんな報道がたくさんされて、集会もありますし、いろんなメディアで報道されています。国会等でも取り上げています。直接竹内さんがそういうことを勉強されたかは別として、日本全体の河川政策では世界的傾向が取り入れられているのは事実です。それを踏まえるのは当然です。あなたの勉強不足かどうかは別として、世界的に全体の河川政策の変革があったのは事実ですから、どういう形で反映されているのかを、こういうこと入れたって全然おかしくないですよ。

○竹内委員

勉強不足とか言われましたけど、そういう問題ではなくて、河川法の間答申にしても、世界的動きがあつてとかいうことは客観的事実として、いわゆるその中にかかっているわけではございませんので、そういうことがあつたということを論議しないで、やることは如何なものかと、検討委員会の事実として検討されたのかと、事実経過として、いきなり出てきたので、事実経過と違うんじゃないでしょうかと私は申し上げている。その辺はどうなんですか。

○五十嵐委員

いや、私のペーパーには書いてあります。少なくともその意見は1, 2の中に入れてる。そのことについては意見を入れながら私は入れました。

○竹内委員

それはですから、個人の意見としてやって、論議としてはやっていない。話があつたことは覚えています。それは例えばヨーロッパではダムは一切やらないじゃないかとか、アメリカの話も若干出ました。ただそれは検証ということをしていませんよね。個人の意見として言われたことは私はわかっています。

○五十嵐委員

じゃあ、個々に書かれているものは全て検証しましたか。全てのことについて。

○竹内委員

いえ、全て検証なんて事は、その後のことはまだ、いっぱい言いたいことはありますけど、この検討委員会が求められていることは、いろいろ飾ってみても仕方ない。事実経過に基づいて出してしかるべきものではないでしょうかと申し上げているんです。最終的にいろんなことガアとやりましたけど、そこで言っていることはいいですよ。他にもいきなり出てくるものがありますので、あえて事実経過に基づいて、じゃあ私は世界的な方向性について書いてあることはどう検討されたのかと言われた時に、今のお話が出た程度しかできないと私は申し上げている。客観的にみて敢えてここで入れるほどのものではないのではないかとということです。

○五十嵐委員

ちょっともう一つ、やり方について、今みたいな方法で一つ一つ要望をずっと吟味していくと言う方法をとるのでしょうか。それが決まればもう少し反論したいし、それは意味がないと言うのであれば、まあ、だいたい雰囲気決めてもらえれば。

○宮地委員長

まあ、これは自分のところですから、それが後の討議に全部引っかかってくると、非常に難しい問題があるのですが、いかがでしょうか。これについて議論しても、起草委員でない方、どうお受取でしょうか。全体のトーンというもの。

○五十嵐委員

議論を積極的に進めるために、どうしても棘があると率直に言ってもらって、全部あげてもらって、取るものは取る、取らないものは取らないとした方が早いと思うんですけど。

○宮地委員長

今はこれとれとおっしゃっているのでしょうか。竹内委員は。

○竹内委員

私はそういうことです。

○宮地委員長

専門的かつ科学的知見を参考にする。これなら問題ないわけですか。私は皆さんは少し参考になさっていると思うんだけど、全然世界と無関係に考えていないわけではないと思うのですが、どうでしょうか。ソフトな形でお受取りいただけないでしょうか。

○竹内委員

それでは、3行目だけは取っていただきたい。

○宮地委員長

3行目。

○竹内委員

なぜなら、総合的に検討したとなっていますよね、最後は。

○宮地委員長

はい、それはそうだと思いますよ、私は。

○竹内委員

ですから、世界的方向性は総合的に検討されたのですか。

○宮地委員長

あっどこですか。3行目。

○竹内委員

2ページの上から3行目。

○宮地委員長

あっ、治水についての世界的方向性。

○竹内委員

総合的に検討した。

○宮地委員長

ははあ、総合的に検討した、広い視野にたって総合的に検討したんです。

竹内委員

ですから、広い視野にたって総合的に検討されたんですか。

宮地委員長

私は少なくとも部会よりはやったと思っています。

竹内委員

部会よりやったとかじゃなくて、だったら部会よりは広く総合的にと申し上げたら。

宮地委員長

いやいや、そうじゃございません。

竹内委員

世界的方向性というのは、いろいろあるわけですよ、広い意味で。

宮地委員長

あのう、広い視野に立って総合的に検討した。新しい治水・利水のありかたですよ。高水、森林、利水、財政についてワーキンググループを設置施行をやるとともに、住民の安全、環境保全、治水の方向性というものもありますが、費用対効果などの面からもという、そういう意味での広い視野にたってということですから、竹内委員のお読みになったのは、どっかこだわりがあるんじゃないでしょうか。

竹内委員

皆さんの意見を聞いて下さい。

宮地委員長

取れとおっしゃるならば、それに対して一つ一つやっていかなきゃいけませんよね。

竹内委員

私の意見はそういうことです。

宮地委員長

はい、如何でしょう。ご発言がないと進まないんですよ。

風間委員

私途中から参画したもんなんですけど、それではその世界的な方向性を総合的に検討したという証拠とありますか、議事録とかそういうものはどこかに残ってるんですか。

宮地委員長

いや、そういうものを含めて総合的に検討したという...

風間委員

いや、これ事実を答申として書かないといけないと思うんで、その総合的に検討してその内容がどうだと言うのではなくて、検討したかどうかということをご言っている訳ですね。

宮地委員長

はい、高水、森林、利水、財政、住民の安全、環境保全、費用対効果...

風間委員

それはやってるでしょうね。ですからそれに併せて世界的な方向性、治水についてのそれも検討委員

会の中で確かに間違いなく総合的に検討したかどうかという、そこがあればこれは生きてくるのであって、そこなんですよ。

#### 藤原委員

検討委員会の中で五十嵐さんがそういうような意見を述べてます。ですから検討委員会の議事録の中には、世界的にはもうダムの問題はこういうふうな方向ですということは述べられています。それから「世界内外の経験を参考に」というのは、結局はダムによらない河川改修をしようというような意見の中には、そういう世界的な最近のダムによらない治水というようなことを念頭において議論されている訳ですよ。ですから風間さんおっしゃったようにこの「世界的な方向性について総合的に検討した」と、「総合的」というのはちょっと引っ掛かるかもしれませんが、少なくとも検討委員会の中で五十嵐さんが世界の方向はもうダムに頼らない方向になっているよということを発言されています。

#### 風間委員

そうしますと発言はあったということなんですよね。それに対してのやり取りがあって初めて「検討」になるんじゃないかと思うんですけどね。そうでないとやっぱり意見表明は確かにあったんでしょうが、それについての事実関係とかそれが日本の治水に対してどういうふうなかたちで影響されるのかというものの検討があれば「検討」というふうに明記していいと思うんですが。

#### 藤原委員

議論の過程でこれまでのようなダムに頼るといふような意見に対して、五十嵐さんの方から「いや、世界的にはこういう方向ですよ」といふような展開があった訳です。そしてそれに対して「いやそれはどうのこうの」といふ反論がなかったということはありません。

#### 竹内委員

あまり論議してもあれですが、反論とかでなくて、反論も含めて「総合的」ということが出てくると思うんです。だから個々の意見、会議には時間的制約がいろいろありますよね。ですから「総合的」とはどういうことかと言うと、例えばヨーロッパだけでなく、じゃあアメリカでですねダムを壊している。それはダムを壊している中身は何なのか、あるいは国土の地形はどうなのか、そういうことまで含めて総合的に判断したのか、あるいはアジアに対してどうなのか、私はそういうことを言ってるんです。そういうことは論議してないでしょう。個々の意見としてはありましたよ、確かに。でも「方向性」ですよ、しかも、「世界の方向性」が一人の意見だけで方向性が論議されたという経過だけしか残らない訳ですよ。

#### 宮地委員長

竹内委員に申し上げますが、「総合的」というのは、「世界的な方向性について総合的に検討した」という意味ではございません、この文章は。

#### 竹内委員

だからそれは読み方がいろいろ採れますよ。

#### 植木委員

私も今委員長が言われたように理解しているんですが、世界的な方向性とか、費用対効果とか、治水・利水のあり方とか、そういったものをいろいろ検討して総合的に見てみたという話なんじゃないですか、この文章は。私はそういうふうに捉えますけれども、どうしてこれが「世界的な方向性について総合的にやったのか」といふような読み方が私は理解できませんが。

宮地委員長  
そうです。

宮澤委員

論点が違っているような気がするんです。私はこの「世界的な方向性」については別にこれを削れとかどうこうという意見は持ちませんが、私が何を言いたいのかというのは、ただ、竹内さんが言っているのは、委員会で実際にそのことを検討したかどうかというその現実に基づいて報告書というものはなるものだということを強調されたいということではないでしょうか。だから物の書き方というのは出て行くものでございますので、今までの経過、それから公開でやっていますから、それからいろいろなプロセスに耐えられるようなものであって欲しいと、そういうことではないかと思っていますが。

宮地委員長

そういう意味ですと、一つの案を申し上げますと、「治水についての世界的な方向性」これは議論にはならなかったが、どこか頭の中にあつたことは事実だと思いますわね。そうですね。ですからそこを取りますか。それを取ると総合的ということが、意味が非常に明確になっていると私は思いますが。ちょっとご異論のある方もあるかも分かりませんが、ひとつの案としてどうでしょう。「治水についての世界的な方向性」これだけ除きまして、他のことを含めて「広い視野にたって総合的」これなら皆さん自然にご理解頂けると思うんですが、どうでしょう。別にそれほどここで強行に頑張っても仕方がないと率直に言って思います。どうでしょう。

竹内委員

その通りです。

宮地委員長

それでは3行目の「治水についての世界的な方向性」これを削除致します。そうすると大半はキリがついたと思っておりますが。

五十嵐委員

竹内さんそういう方向で全部これ検証しますか。それなら次の「費用対効果」だって問題ですよ。それから一杯出てきますよ、そういうこと。いいんですかそれで。

竹内委員

ですから客観的事実に基づいて、下の方の(3)についてはそれでいいというふうに申し上げてるんですよ。参考にするんですからね。ですから私はそんなに、ここでいきなり出てきたものですから、そんなにこだわる必要はないんですかと...

五十嵐委員

費用対効果はどうしますか？あなたの意見ですと。

宮地委員長

竹内さんはよろしいとおっしゃっておられます。

竹内委員

費用対効果って例えばどこですか。

五十嵐委員

その次からです。「世界的な方向性」の次に点があります。「費用対効果等の面からも」と書いてある

でしょ。これはあなたの意見でいくと削除じゃないですか。そういうことですかと聞いてるんです。

宮地委員長

どうでしょう、ここは

竹内委員

五十嵐委員が言われていることがよく分かりませんが。

五十嵐委員

いや、3行を見て下さい。「世界的な方向性」の次に点がありまして、「費用対効果等の面からも検討した」となっているでしょ。そういうあなたの基準でいきますと「費用対効果」については議論していませんから、もちろん問題提起してるんです。これも削れという話になるんですかと聞いてるんです。

竹内委員

うん、そうだよな。

五十嵐委員

削れということですかって。

竹内委員

検討してないことは書けないですよ、基本的にね。

五十嵐委員

だから削れってということですか。そういうことで全部基準を以下ずっとそういう審査でこの文章を見るんですかと聞いてるんです。

竹内委員

それは事実経過に基づくしかないじゃないですか、やってないことは書けないですよ。そうだと思いますよ、私は。そう思いませんか。やってないことは書けないですよ。

五十嵐委員

やってないことのレベルの問題なんです。費用対効果が出てるんですよ。非常に大きな問題があると出てるんですよ。

宮地委員長

はい、そうです。答申の中に書いてございます。

五十嵐委員

そう。それもだめだということなんですか。

宮地委員長

どうでしょう。そのことは書いてございますので、やったかやらないかとその程度の問題だと思えますけれども、そこはひとつご容赦を頂いて、今のことで如何でしょう。五十嵐委員ちょっと...

五十嵐委員

だからやった程度なんです。程度。いや「費用対効果」というのは財政ワーキンググループでも随分話しましたし、ハザードマップが必要だということも言いましたし、事実は出てるんですよ。その程度

なら出ているということで、こういう言葉を入れていいなら残しますし、このようにちゃんとA案B案と議論したかということ以外載せないというならそういう基準でこれ全部やるんですかと聞いてるんです。

宮地委員長

あのどうでしょう五十嵐委員の起草委員としてのご意見でございますので。

竹内委員

ですからワーキンググループとか、部会とか、検討委員会。通じて論議してないところは基本的には書けないですよ。全体を通しては、だって検討してないことを検討したって言えないですよ。その度合いはその受け止め方はまちまちあると思いますので、その中で検討して決めていくしか方法がないじゃないですか、今日は、でそれは後にもいろいろ出てきますよね。

宮地委員長

いろいろ議論がございますけれども、如何でしょう。私はここはこれでご承知おきを頂きたいと思いますが、起草委員の他の方からはその話は出ておりませんので。前半のところだけでご寛容を願います。

宮澤委員

「費用対効果」は私はやったと思います。財政ワーキングでもやったと思います。

宮地委員長

出ておりますね。はい、それではそう致します。そういうご発言がございましたので、これは残します。それでは序文のところでご意見がございましたが、他にございませんか。第1章序文のところ全体で結構です。なければ第2章、別に順番に追っていくつもりはございませんから、おっしゃって下さい。ずっとさっきから1時間半を費やしまして読んだ訳でございますので、どうぞおっしゃって下さい。

宮澤委員

第2章は非常に弱ったなあと思って、昨日送られてきた時から読んでおるんですが、どうも第2章基本高水の問題が砥川にも出てくるんですが、これを同じふう書いてもらうことがまず、浅川と砥川とちょっと違いますので困っちゃったんですが、まず3ページ目の一番下のところに「ピーク流量もしくは流出の総量が最大のものであるとは限らない。また、基本高水は計画対象施設ごとに別のものとなる場合がある。」と書いてあるんですが、それからもうひとつその次、「次いで」というところの4行目からもそうですが、カバー率の問題で、ここにいまこの計画を持ってるんですが、ここに私も出たと思うんですが、「この充当率を一般にカバー率という」と「カバー率はほぼ同一の条件の河川においては全国的にバランスがとれていることが望ましい」と、こういうことが明確に書いてあって、私も申し上げたつもりです、ここで。それでその後にある「上記の方法によればカバー率50%云々」となっていて、「この中では60~80%が多い」と書いてありますが、私共この委員会では1級河川の主要区間を対象とするところ、全国の計画においては殆ど100%だったということも出ているので、このことをここにまるっきりそのまま書いていらっしゃるけれど、これ基本高水を書かれた方はこのことだけ書いているのか、それともここで出された時のデータ等々の問題を含めてお書きになられているのか、そのところがちょっと、どなたがお書きになられたか分かりませんが、どうも主観が入りすぎているんじゃないかなと、パッと見た時他のところと比べてものすごい違和感を感じたんですが、如何でしょうか。

宮地委員長

これは私も起草委員として読んでおるんですが、引用ですよ、その後の方に「従来の治水計画では、実態としてカバー率100%として最大のピーク流量が基本高水流量に採用されてきた河川がほとんど

であり」こう書いてございますね。この部分だろうと思います、先生がおっしゃられたことは、で、前のところはこの計画基準案からそういうふうを書いてあるというのと対応して書いてあり、それは引用文ですね。

宮澤委員

はい、もし引用とするんだったらその上の、これ全部あとにここに書かれている文章が続いてるんですよ、基本高水の冒頭は、まず5ページの中腹も「冒頭に述べた」この冒頭っていうのも今のこの部分ですね、カバー率の問題。「河川砂防技術基準(案)に照らした場合それに則しているという意見があった」ということで、全てこのカバー率の問題の50%以上である。主要1級河川でこの値は80~60という例が多いと、私共の検証ではこういうふうに砂防案では書いてあるけれど、実際は100%が多いということが出たと私は思ってるんです。それなのにどうしてこの、これは検討した結果っていうのは100%が多かったぞと、おいこれは違うんじゃないかという話のことであって、なのにどうして60~80%ばかりをそのあとずっと検証したのを引くならともかくとして、そこのところがよく分からないんですが。これは大いに議論をして頂きたいと思うんですが。

宮地委員長

はい、高田委員どうぞ。

高田委員

これは昭和51年の河川砂防技術基準の引用そのままです。そのあとこれが改訂されていますが、今日に至るまでこの記述は全く変わっていません。私はそういう基準なり規則なりに縛られたくない立場に勿論いる職業柄、確かに結果的には選択の問題ということで落ちになるんですが、しかしこの技術基準というのは、河川を維持管理する時の言わば憲法みたいなものです。これがずっと同じ、変わってないということの重みはやはり大きいと言わざるを得ません。

これは砥川部会で来られた国土交通省の係員、技術者等の意見が合わなかったと、私の質問に合わなかったと何遍も言いましたが、統計的に言えば50%が平均値だということでこのカバー率は50%以上にする。ただし50%では頼りないので、もうちょっと大きめに採って下さいよと、そういうことになっている訳ですね。それでその下の方で100%を採っているというのが本当にそれでいいかという点に関しては、私自身は非常に疑問がある。それでこういう形で書かれているというのは、国が決めたあるべき姿と現実とのギャップをここでは忠実に書かれていると思うんです。

結果的には選択の問題であるし、これにも書かれてますが、現実の川で基本高水に対して暫定高水というのを半分くらいの値で使っている所もあるんですね。ここで書かれているその過渡期であろうと、そういうことが書かれていると思います。

宮地委員長

一つは河川砂防技術基準にはこう書いてある。それに対してこういう意見もあり、こういう意見もあったと書いてございますね、宮澤委員。そこでの議論の経過がここに書いてあると思います。ですからそういう意味で前半の引用の部分というのは、これはこういうものがあって、それに対していろんな意見があったというふうに私は表現されていると思ってるんですがね。

宮澤委員

そういうことならそれも結構ですが、こういう表現があるということも、それだったら私が申し上げたように「カバー率はほぼ同一の条件の河川において全国的にバランスがとれていることが望ましい」として、その上に50%下げるとかどうのこうのよりももっとカバー率のこの状況の中でそのことを明記して、あの上段に書いてありますからこの文章の下りからいきますとこの法律の。としますとそれを明記して頂かなければ、これだけ明記されたりすると片落ちのような気がしますが。

宮地委員長

あ、その引用の部分をもう少し入れろということですね。はあはあそうですか。

宮澤委員

そうでございます。

宮地委員長

それは引用の部分でございますから、これは実は大熊委員が原案を書いている訳ですが、引用の部分を入れるということは多分やぶさかではないだろうと、私は推測致します。ちょっと恐れ入りますが、見せて頂けますかその引用の文章を。できたら具体的に言葉を申し上げておいた方がよろしいかと思えますので。はい、具体的に文句を言った方が。

宮澤委員

あの黄色で塗ってありますです。

宮地委員長

あ、それではもう一つこれは16ページですか。もう一つ引用を入れましてですね、どこへ入れたら、宮澤委員ちょっと来て下さい。どこへ入れたらいいのかわからないものですから、場所を。

宮澤委員

はい、ちょっと。どこへ入れるか文章のその、大熊委員さんがお作りになられたもんですから。

石坂委員

4ページの真中辺のあの100%の記述の始まりの。

宮地委員長

16ページが2つございますね。そのどこへ入れたらよろしゅうございますか。

宮澤委員

少なくとも...

石坂委員

4ページの真中の従来の治水...

宮地委員長

1はこれだなあ。これは16ページ。「さらに上述の方法によれば」

宮澤委員

「さらに」の前ですかね。

宮地委員長

そうですね。それではここで切りましょう。16ページと書いてここで切りましてですね、コンマして切って、もうひとつコーテーションで「このカバー率はほぼ同一の条件の河川においては全国的にバランスがとれていることが望ましい」同じく16ページと、そういうコーテーションを入れる。

宮澤委員

それでいいと思うんですが。はい結構です。

宮地委員長

そうですね。よろしゅうございましょうか。それではあと事務局の方と相談して、分かりますよね。今の話、いいですね、もう一遍申し上げます。本文でもう一遍申し上げます。4ページの7行目のはじめです。(16ページ)がありますね。その後句読点を入れまして、「と述べ」を取ります。そしてそこへコーテーションを入れまして「このカバー率はほぼ同一の条件の河川においては全国的にバランスがとれていることが望ましい」とまず入れて、コーテーションを閉じまして、括弧また16ページ、それから句読点を入れまして「さらに上述の方法によれば」と、こう続けければよろしいですね。

いや、あのね、あまり冗長になると私は思いますので、入れたいところをコーテーションで入れたらよろしいと思いますがどうでしょう。

石坂委員

全体としてこの起草案で述べている部分がですね、今の引用の後に選択の問題であるという結論に関連していく下りなんですけど、60~80%程度となった例が多いと言う為に、その引用を使って補足説明が加えられていると、すなわち基本高水を決定するにはこれこれこれとなってまして、4ページの真中辺のところ「従来の治水計画では」とここから少しまた違う意見の説明になるんですよ。「従来の治水計画では、実態としてカバー率100%として最大のピーク流量が基本高水流量に採用されてきた河川がほとんどであり」と、だから同じ引用文をそのより効果的な説明の前提とするという引用の仕方をするのであれば、今宮澤委員のご提案の文の引用は、私はさっきのところに入れるのではなくて、この「従来の治水計画では」の前に引用文を入れた方が、話として二つの話になりますので、混乱しないと思うんですけど。

宮地委員長

話の筋としてはそうかも分かりませんが、コーテーションをするところは一括してコーテーションをしておいて、という。それで後は読む人の理解に任せると。

石坂委員

そうですね、まあそれはどちらも分かりやすい方になれば結構ですけども。

宮地委員長

如何でしょう。文章は簡明な方が。今の石坂さんのご意見は理解致しますが、どうでしょう。

石坂委員

分かりやすい引用の仕方になれば、それは私もこだわるものではありませんけど。

宮地委員長

風間委員同じことですか。

風間委員

はい、そういうことなんですけど、そうなりますと、本来の文章ですと「この値が60~80%程度となった例が多い(16頁)と補足説明が加えられている。」で、「すなわち」で繋がってるんですよ。ですから「すなわち」があって途中いろいろありますが、「科学的に正しい唯一解が客観的に存在する」というものでなく、選択の問題である」というところに繋がっていると思うんですよ。「すなわち」で、ですからこうなりますとこの「すなわち」というのを取った方が私は分かりやすくなると思うんですが、如何ですか。

宮地委員長

今この文章をお書きになった大熊先生がおみえになりましたので。今着いたばかりで分かってないかもしれませんが。私は「すなわち」があっても別にそんな問題じゃないと思っておりますが。大熊先生ご説明を致します。基本高水の3ページのところからでございますが、河川砂防技術基準(案)の引用がございますね。10ページまでの引用がございまして、次いでその次に16ページの引用が2つある訳です。今宮澤委員からのご指摘がですね、どうせ引用するならばもう1つ16ページにある部分にも入れてくれと、こういうご提案でございます。でその内容は、「カバー率はほぼ同一の条件の河川においては全国的にバランスがとれていることが望ましい」ということも引用に入れてくれと、こういうご意見でございます。

大熊委員

はい、了解しました。

宮地委員長

でもそこで、その他にご意見もございましたけれども、引用する箇所は1箇所に引用しておきまして読んで頂く。そうしたいと思えます。お願い致します。はい、他に如何でございましょう。どうぞ。

竹内委員

5ページのB案。「ダム案によらない河川改修単独案」につきまして、2行目「既往最大流量相当と推定される昭和34年降雨パターンから流出解析によって算出された330m<sup>3</sup>/s」なんですが、これは部会報告とか今までの論議とちょっと表現が違うような気がするんですが、つまり「既往最大流量相当と推定される昭和34年」というのは、あの当時既往最大は昭和25年ですか、という推理なんですけど、なんかそれは表現が変わっていると思うんですがその辺は事実経過どうなんでしょうか。私はそういうふうに思うんですけど。

宮地委員長

これは部会報告ではございません。

竹内委員

ですから、部会報告というか、今までの論議とちょっと表現の仕方が変わっているような気がするんですけど、どうなんでしょうか。

宮地委員長

委員会の結論です。

竹内委員

そうですね。「既往最大流量相当と推定される昭和34年」なんですか。既往最大流量相当は34年なんでしょうか。ちょっと私も理解が間違っているかどうか。

宮地委員長

大熊委員そうですね。

大熊委員

あの、推定されるというところがあれですね。

竹内委員

ちょっと表現の仕方が違うと思うんですね、前と。

宮地委員長

どこが違うんです。竹内委員。

竹内委員

ちょっと私も前の資料を持ってないので、何とも言えないんですけど。ちょっと確認したかったんですけど、大熊先生みえたので。ちょっとニュアンス、前の文章を持ってないので何とも言えないんですけど。

宮地委員長

これは確か県の幹事会の方からご説明があったことだったと思いますけどね。石坂さんがおっしゃって、ねえ。うん34年。「最大流量と推定されるのが34年です」と。幹事会の方ございますか。どうぞ。

幹事（河川課）

あの幹事会で前回説明したのは、昭和25年型が既往最大相当という説明を致しました。昭和34年型も同じ330m<sup>3</sup>/sなんですけれども、表現の問題をどうするかということだと思うんですけども、25年型を引き伸ばししないで既往最大と思われる流量が330m<sup>3</sup>/sです。で、昭和34年は引き伸ばしたパターンで330m<sup>3</sup>/sが流れるという解析結果です。ですからそこら辺をどういう表現するかということかと思うんですけど。

宮地委員長

適切な表現ございますか。

幹事（河川課）

私の意見とすれば、「昭和25年型を既往最大相当として捉え、それを包含できる昭和34年型」という表現が適切かと思えますけれど。

宮地委員長

ははあ、そうですか。

竹内委員

そういうような言葉だったような気がするんですよね。ちょっとここ略しちゃってると思うんですよね。誤解されちゃうと困る。

宮地委員長

もう一遍おっしゃって下さい。恐れ入りますが。

幹事（河川課）

あの「昭和25年型の降雨を既往最大相当流量と捉え、それを包含できる昭和34年型のパターンから」という文章に繋がらないと思えますけれど。

宮地委員長

えーと「最大降雨と捉え、それを包含できる」あの、これ答申書でございますので、一つ一つ言葉を確かめていきたいんですが、今おっしゃったのは、「昭和25年型降雨を既往最大降雨と捉え、それを包含できる昭和34年降雨パターンから流出解析によって算出された」と、こう続けばよろしいんですか。それでよろしゅうございます。はい、そう幹事会はおっしゃっております。そうするとこれはそれで正確に言った方がよろしいかと思うんですが、結果は変わってない訳でございます。

竹内委員  
OKです。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい、それではもう一遍申し上げます。5ページのB案の2行目のところからですか、「考慮して、昭和25年型降雨を既往最大降雨と捉え、それを包含できる昭和...」「それを包含できる」と書いて「既往最大流量相当と推定される」これを消すんですね。消します。もう一遍申します。2行目から読みます。「パターンが現実的でなくなるものがあることを考慮して、昭和25年型降雨を既往最大降雨と捉え、それを包含できる昭和34年降雨パターンから流出解析によって算出された云々」と、そう続けたいと思いますがよろしゅうございますか。何か、はい。

高田委員

今の昭和25年型降雨、既往最大降雨ですか最大流量ですか。

宮地委員長

最大流量ですか。あ、流量ですか。

高田委員

だから「昭和25年型降雨による流出を既往最大流量として捉え」ということでいいですね。

宮地委員長

もう一遍聞きます。「昭和25年型降雨を既往最大流量と捉え」でいいんですか。

大熊委員

いや、ちょっと私の方から言ってみます。「昭和25年降雨による流出を既往最大流量相当と捉え」ですかね、要するに「昭和25年降雨」ということで「型」を入れないようにした方が実績降雨だという感じになるので、「昭和25年降雨による流出を既往最大流量相当と捉え、それを包含できる昭和34年降雨パターンからの流出解析によって算出された云々」で如何でしょうか。

宮地委員長

そうですか、専門家のおっしゃることでございます。それではもう一遍読み上げます。2行目から「パターンが現実的でなくなるものがあることを考慮して、昭和25年降雨による流出を既往最大流量相当と捉え、それを包含できる昭和34年降雨パターンから流出解析によって算出された云々」と、こう続きますがよろしゅうございますか。それでは次へ参ります、どうぞ。あの同じ方ばかりなんですが、お一人でしょうか、他にご意見ございませんか。どうぞ、いいです。

竹内委員

じゃあまとめて言います。第2章に関してですね、あのどこに入るかはともかく、読んだ限りですね、いわゆる前回に論議致しました河川整備計画。意見としてあったというのがどこかにあったんですが、に対する認可の問題について、どこにも触れられてないんです。ですから共通の、私の認識は前回の検討委員会でいわゆるダムによらない場合であっても、河川整備計画、認可を受け得るものであるということは、私は共通の中で確認されていると認識しておるんですが、その点はどこかで是非触れて頂きたいというのが1点。それから地質に関しまして。

宮地委員長

あ、ずっと後ろまでいくんですね。

竹内委員

第2章ですね。ええ、地質に関しまして、まず地質の構成が今までは「ダム有り案」が先に書いてあるんですが、地質からは要するに疑問の方が先に順番として出ているというのが1つまあ理由がもしあればですけど、ちょっと整合性があるんじゃないかと。それと7ページ。いわゆる「真光寺地すべり地区では個人が6m<sup>3</sup>の池をつくることさえ禁止されているのに、その直上で」というところが、ということかということ、浅川の時も指摘したんですが、読む時にいわゆる真光寺地すべり地区では池をつくることさえ禁止されているのに、というですね、その禁止の区域の中に浅川ダム建設予定地も、まあこれ「直上」と書いてますけど、入っているようにも受け取られる要素があるのでちょっと工夫が必要ではないかと思います。ですから、ちょっと表現の仕方は後で考えたいと思いますけど、そのことを指摘しておきたいと思います。それからもう1点、地質に関して一番最後のまとめのところなんですが、9ページ。いわゆる今までの論議の中でですね、「土木工学的には可能であっても」というところが、前回の松島（信）委員さんのご発言でも「土木工学的には可能である」というご発言がありました。ですからそこはお互いに私は一致した部分だろうというふうに捉えております。従って「土木工学的に可能である」ということを共通意見として入れるべきではないかと。それと例えば「部会及び検討委員会では安全を疑問とする意見と安全とする意見が対立したが、土木工学的には可能との意見で一致した」とかですね、そういう表現は入らないのかどうか、これは私は事実経過だと思うんですけど、その3つについて皆さんにご論議頂きたいと思います。

宮地委員長

初めのことがちょっとよく分からなかったんですが、「整備計画が認可が得られるかどうか」ということですか。

竹内委員

いや、ですから前回の論議で認可が得られることが、得られるものでなければならぬ、ダムによらない場合もですね。そういうことで私は前回皆さん一致した意見だと解釈しているんで、そここのところはどっかに盛り込むべきではないかと申し上げたんです。ちょっとあまり意見があったとはどこかに出てきましたけど、一致した意見としては、

宮地委員長

どこに出てきた。あの、ずっと後でしょう。

竹内委員

大分後の方だと思うんですよね。ええ。だからどっかでその部分を入れて頂きたいと思うんですけど。

宮地委員長

この中へですか。これはまあ言えば議論の中ですね。

竹内委員

ええ、ですからまとめのところはどこにあるのか。

宮地委員長

はっきりしたことを先に議論しましょう。安全だという方と疑問を持つという方と、順番をひっくり返さなきゃいけないんですか。

竹内委員

いや、ただそう思ったもんですから、あの何か理由があるのかどうかと。ないですか。今までは序列

が違ったもんで、急にここで変わったからという意味なんです。

宮地委員長

あまり深い意味はないと思っておりますが、そういう感じだけだったらご容赦頂きたいと思えます。土木工学的にはというのは、はい松島さん、当事者ですから。

松島（信）委員

今竹内さんの言う「土木工学的に可能である」というのは、現時点では可能であるというそういう意味だと思います。ですから将来の時点において土木工学的に可能であると、つまり百年もつかどうかということについては疑問であるという意味も持っておる訳です。ですからもし入れるとするならばそこまで入れないと片手落ちかと思えます。

宮地委員長

はい、どうぞ松島（貞）委員。

松島（貞）委員

土木工学的という意見で私も砥川の報告の20ページの「A案を支持する主要な意見」のイのところ「土木工学的には建設可能」というのが入っています。で、浅川はその言葉が入っておりません。従って考え方としては、「土木工学的には可能である」という私共認識を持っておるので、入れる場所は別にしても、砥川のように浅川も「土木工学的には可能」という文言が入っているのではないかというふうに思えます。

宮地委員長

あの、例えばそれはもっと後に参りまして、A案を支持する意見という中に入ってよろしい訳ですか。

松島（貞）委員

それでいいと思えます。

宮地委員長

ああそうですか。

松島（貞）委員

あの地質のところこだわる訳ではなくて、いいと思えます。

宮地委員長

はい、ああそうですか。はい、どうぞ。

石坂委員

あの土木工学的には可能であっても造るべきではないという私は意見を持っていますので、もしその「土木工学的には可能である」という点が一致したと書くのであれば、「しかしそこに造っていいかどうかということでは意見が分かれている」ということと、それから松島委員が言われたように「現在の調査の段階では」ということでもありますので、もし「土木工学的には可能であるということと一致した」ということを記載するのであれば、「造った後の保障は現在の安全調査の段階ではない」ということも入れて頂いて記載をお願いして頂かないと、そのことだけの響きっていうのが、出来るんだなあというふうに響いてしまうということは、私は判断に非常に大きな影響を与えたいと思えますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、分かります。こっちの話も先に今直接関係があると思うんで。

松島（貞）委員

従って砥川にあるように、砥川の場合は「A案を支持する主要な意見」の中に含まれておるので、私は決して一致したとは思っておりません。しかし浅川の場合は既に発注もしてある経過も見たり、私共もいろんな地質の議論があったと思うんだけど、しかし今のところ「土木工学的には建設可能」というふうな判断をしておりますし、私も、そういう意見もあったので、むしろ「A案を支持する主要な意見」の中に「土木工学的には建設可能」という言葉が入ってもいいのではないかと思っておるという意見です。

藤原委員

あの「一致した」と言うのは正しくないと思います。私は群馬県鬼石町の下久保ダムの問題を挙げて造るべきではないと言っているんですから、「土木工学的には可能である」というのが「一致した」というのは間違いです。

宮地委員長

私もこれ書いておりました時に感じたことは、「土木工学的には可能である」という意見と、「そうであってもまずい」という意見とだと私も思っております。従ってA案を支持する方にそれを入れるということはやぶさかではございませんが、ただ「A案を支持する意見」に書いたのは、多分皆様方から寄せられたご意見書の中にその項目があったら必ず書いてははずだと思っておりますが、多分それを私が見落としたのかも分かりません。そういう意味で松島（貞）委員のご提案で如何でしょうか。

松島（信）委員

いいと思います。

高田委員

その土木工学的という言葉がひっかかるんです。土木工学というのはいろんな分野、地質やらコンクリートとかその他地盤工学その他もろもろで、社会学なんです。だから土木工学で出来るのは全部出来るという話になってしまうんですが。だからちょっと難しい。私土木屋として土木工学的に出来る、出来ないという話というのは、世の中に技術面で受け入れられるかどうかというそういう話になってしまうんですが。あまり細かい話はしたくないんですが。

宮地委員長

「土木工学的には可能」というのはかなり素人的な言葉を使って言っているように私は理解しているんですが、ですからそういうふうでよろしいんじゃないでしょうか。そうするとそれをどこに入れるかですが、現実の問題と致しまして、例えば19ページの「A案を支持する主要な意見」この中のどこかへ入れたいと思います。ええ、浅川の19ページのまとめのところ、「総合的判断」のところ、「A案を支持する主要な意見」がございますね、並んでございます。アイウエオかと。どうでしょう。その中へ松島貞治委員、例えば入れるとすると、ダムの安全性の話ですから、イの次にウとして入れてあと番号を送る、その中へ「ダムの建設は土木工学的に可能である」と、そう入れてはいけませんでしょうか。支持する意見として。よろしゅうございますか。イの後、「ダムの安全性は確認されている。」その中のベタの文章に入れるよりは項目を立てた方がいいですね。イの中へ文章の中へ入れてしまうこともあり得ますがどうしましょう。それでは「ダムの安全性は確認されている。」という意味ですからそこへ入れましょうか。その中へ文章へ入れます。まず「ダムの安全性は確認されている。」その次の行のところへ「ダムの建設は土木工学的には可能である。」それで「ダム建設に支障のある第四紀断層は存在しない。」そう文章を続けてよろしゅうございますか。そう致します。「ダムの建設は土木工学的には可能で

ある。」

それであとよく分かってねえのは、その「整備河川計画の認可」という話なんですが。それは最後のところにある多分「オ 河川改修単独案で国の認可が得られるか？」というのがございますね。19ページの「A案を支持する主要な意見」の中に、「得られない」と書いた方がいっしょですかね。

竹内委員

私申し上げてるのはこの支持する主な意見とかそうでない意見ではなくて、前回の委員会で私はそのことは皆さんの共通認識だという解釈をしてるんです。前回の検討委員会の中で、私発言致しましたよね。

宮地委員長

関連してですね。はいどうぞ。

松島（貞）委員

あのその話は、県単独で河川改修をという意見の中で、その時にその県単独でやるにしても建設省の認可が下りないような計画ではという議論の中だったと思うんですが、共通認識というか、県の見解だったというように私は思っております。

竹内委員

じゃああの認可されない、県単でも認可されないもんでもいっしょですかね。そういう話だったら共通に、そうは言っても認可という問題がなければ出来ないのでしょうという話になったと思うんですけど。私はそういう解釈をしていますけれど。

松島（貞）委員

私はそういうふうに県の見解だと思ってお聞きしたけれども、私個人的に言えば、県が単独で実施する時に必ずしも国土交通省の認可のある計画でなければならぬのかというと、必ずしもそうでなくてもいっしょではないかというふうに思っておりますが。

竹内委員

前回の発言の経緯はですね、要するにいわゆる補助金の返還問題からそこに話がいったんですよ。基本的に認可という問題がないとすれば、その時にどうなるかはっきりするでしょうと。だから認可がないものは基本的に国土交通省が認めないということは、県単でも認めないということになれば、これはちょっと厳しいんじゃないでしょうかという話からなったと思うんですよ。

宮地委員長

でその辺は認可をするかどうかは、計画を出してきた段階で判定するとおっしゃったんですよ。

竹内委員

それはそういうことです。補助金の返還の問題はそういうことなんですけど。認可も。

宮地委員長

認可もです。そうです、だからそれは僕は共通見解じゃないと思いますよ。竹内さんのおっしゃってることは。

竹内委員

ああそうですね。私はてっきり確認されたかと思ったんですが。

宮地委員長

そうじゃないですね。どうぞ。

五十嵐委員

財政ワーキンググループの延長上からこの議論が出ていると思うんですけども、国の認可と補助金がいコール。つまり国の認可があって補助金がないとやらならないという議論であればそれは間違いです。県で単独事業でやることもあり得るということですから、そういう意味では国の認可と補助金が連動していればね、国の認可がないとやらならないということについての合意はない。単独事業でやることもあり得るということであろうと私は理解しています。ただ違法工事はやるかと言われるれば、それは違法工事はやらなんでしょうということについての合意で、この書き方は難しいんじゃないですか。何が違法が違法でないか全然交渉もしてないから分からんから、この程度しか書きようがないんじゃないかと思うんですけど。

竹内委員

ですから県単事業は認可を得なくても出来る訳ですか。もう一度確認したいんですけど、そういう論議だったと思うんですね。だから逆に言うと認可が得られないものが出るかどうかということになっちゃうんですね。整備計画ですよ。整備計画が認可を受ける時。

宮地委員長

受けなきゃ工事できない。

竹内委員

出来ないでしょう。

宮地委員長

県の見解はそうですよ。

竹内委員

そういう私はことだと思うんですけど。それでいい訳ですか。

五十嵐委員

要するに違法なことは出来ないということですから、書くまでもなく、法治国家だから当たり前、ということなんでしょう。だからそれは共通も何もないんじゃないですかね、まずその点に関しては、それで補助金と絡めては2種類あると。その補助金をもらえるようなものと、補助金をもらえないようなものがあると。ここについては2種類両方とも成り立ちますよと。で補助金もらえなけりゃ絶対成り立たないというものではないですよということですよ。

宮地委員長

違法なものは工事をしない、できないですよ。

松岡委員

すいませんちょっと教えて頂きたいんですが、1級河川でですね、本来は建設大臣というか国土交通大臣ですか、それがやる。それを県に支川といいますか、小さい方は依嘱というか、まあ代わりにやってという話になっている訳ですね。本来自分が国土交通省がやらなければいけないところをやっているのをですね、認可しないで出来るなんてそういうシステムになっているんですか。

宮地委員長

認可しないところへ出来るなんて誰も言ってはいないです。

松岡委員

だから認可を受けられないような計画ではダメなんじゃないですかと言ってるんじゃないんです。

宮地委員長

だからそれは共通見解とか何とかじゃなくて法律違反は致しませんということでしょう。

竹内委員

では書くまでもなく当たり前のことであるということでもいい訳ですね。それを確認しておいてもらえばいいです。

宮地委員長

それはそうでしょう。やろうたってできない、そういうことですよ。

竹内委員

それなら、分かりました。確認しておいた方がいいです。

宮地委員長

他に如何でしょう。既にしてまとめの方にもちょっと付け加えたり致しましたけれども、他にございませんか。浅川の辺、では大分時間もいきましたので、はいどうぞ。

松島(貞)委員

あの共通するんですが、悪いという意味ではなくて環境の問題で、この書いてあるとおりだと思って、14ページでしょうか。浅川の。「猛禽類の生息する里地里山を保全することは国際公約であり、環境を保全するためにも重要である。」ということで、この通りだと思っておりますが、私も最後にこだわったのは、私共のようにこういう里地里山に住んでおりますと、環境を保全するためにも重要、猛禽類がおれば何も出来ないというようにここのところ読める訳でございます。まあ現実に道路もオオタカの為に工事がストップする訳ですが、気持ちとしてはもともと都市もかつては猛禽類がおったと思うんだけど、開発によって田舎へ追いやられたという経過を考えると、里地里山を保全する為には、里地里山以外に住む皆さんの理解とそういうものを保全していく為の経費というものは、国民全体で負担しなければならないというこの思いを私共しておりますので、「国際公約であり、環境を保全するためにも重要であるが、保全していく為には国民的理解や国民全体の負担も必要である。」というようなことにまで言葉が及ぶような文言を少し加えて頂けないかと思えます。と申しますのは、もし、利水でどうしても取水堰を造ってダムを造ってというような時に、環境の問題もなって、もし猛禽類等もおって場所を変えないといかんとかいるんなことになると、それだけでも非常に経費がいく訳でございますが、その水が例えば私共の近くの矢作川水系でいけばそういう水を供給しておる地域に、そういう環境保全の為にいろんな施策が私共の里地里山に住む者にかかってくるんだけど、それは私達だけではなくてただ環境保全していればいいというだけではなくて、みんなで保全していくというようなことをこれから考えていくというようなことが分かるような、少し表現をつけて。

宮地委員長

はい、確か13回くらいにそういうことおっしゃいましたですねえ。どうぞ。

藤原委員

前回の時に松島さんの方から同じような問題が出て、それは私の方でも「人が大事かムツゴロウが大

事か」と言っていた例とか、そういうものを申し上げたと思うんですが、それで今ここに書いたのは今年の3月に一応環境省が中心になってつくられた「生物多様性国家戦略」という文で、これから日本の国はこういうふうに行っていきましょうという中の文章を生かして使っている訳なんです。ですからそういう意味ではこの問題はやはり国際公約であり、やっぱり生物多様性条約というものを締結していると言う義務はある訳ですが、ただ今松島さんがおっしゃったようなことを付け加えることについては私は反対はしません。と言うのは、そういう問題はいつも起きている訳です。イヌワシがいる為にダム建設の問題がとかね、それからサツキマスの問題。そういうような問題であることは事実なんでね、そのことを松島さんの方から提起されているのかなと思います。で、そういう意味ではこの方向というのは正しい方向だという今松島さんが認識なさっていて、しかし地方の人にとってみればということがあるならば、そこをどのようにすればいいかということについては、松島さんのご意見も伺って修正することについては、私は異論はありません。修正ではなくて付け加えることについて異論はありません。

宮地委員長

こちらの松島さん。

松島（信）委員

全くその通りで、今藤原さんの書かれたところは総論ですよ。で総論だけで終わってしまったのは私達の住んでいる信州の実態には則さないの、それをやっぱり付け加えて頂ければ一歩踏み込んだいい質の評価されるべき答申案になるんじゃないかと思います。

宮地委員長

はい、松島（貞）委員、具体的に例えばどういう言葉を入れたいでしょう。例えば私今聞いていて考えた「環境を保全するためにも重要であり、その為にはなんとかかなんとかが必要である」と、そういう形で入れたらどうかと思うんですが。

松島（貞）委員

私は要するに国民的理解というのは、里地里山以外に住む皆様の理解や支援ということと、環境保全にもお金が掛かる、要するに負担も当然その為に必要だということを入れて頂きたいというように。

宮地委員長

できるだけ具体的な言葉でおっしゃって頂けると、今の場合文章を作っておりますので。あの今の話「そのためには国民的理解と協力が必要である」とか、そういう言い方はどうでしょうか。

松島（貞）委員

それで結構であります。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はいでは今のところですね。14ページの河川環境の前の最後のところですが、「環境を保全するためにも重要であり」としてコンマをしまして「その為には国民的理解と協力が必要である。」と如何でしょうか。

松島（信）委員

その国民的理解はいいんですけども、ちょっと表現が不鮮明なので、「社会共通の資産としての理解」と言うか。はっきりとこれはみんなでお金を出して守らなければいけないという、そういう方向性を出すような表現の方がいいと思います。

宮地委員長

ですから里地里山を保全することですね。これについての話だから「社会共通の理解と協力が必要である。」それでどうでしょうか。

松島（信）委員

それを全員、社会共通の資産として国民的に維持するという。

宮地委員長

えーと文章がまた逆になってくる。保全ということが。言ってることは、「里地里山を保全することは」と、それが「重要である」と言ったんですから、文章としては「その為には社会共通の理解と協力が必要である。」と申し上げたんですが、よろしゅうございますか。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

はい、ではそういうふうに文章致します。分かりますね。「環境を保全するためにも重要であり、その為には社会共通の理解と協力が必要である」以上です。はいどうぞ。

石坂委員

先程の安全性のことでもう1点意見があります。先ほど9ページのまとめのところ、最後に「ダムを実施する場合にはF V断層の活動性と下流部への延長を確認し、F 9断層と線状凹地との関連について再調査を必要とする。」これはまとめですので、こういう記載で了解なんですけど、これとの関わりで一番最後のA案B案とあります。20ページになりますが、「B案を支持する主な意見」のところ、治水のことで安全性のことについて記載があります。アですけど、20ページ(3)の治水についての「ア ダムサイトの地質調査は、不十分で第四紀断層の存在が指摘された。このように地質の不安定な場所にダムを建設すべきでない。もしダムを建設するならば、十分な調査を実施してほしい。」こうありますけれど、ダムを建設するならば十分な調査っていうのは今の9ページのまとめのところ記載して頂いておまして、B案はダムを造るべきでないという意見ですので、この表現は変えて頂きまして、「安全性が十分に確認されていない不十分な調査のまま、ダム建設を行なうべきではない。」というふうに改めて頂きたいと思えます。B案のダムを造るべきでないという案の中で「造るならば」という表現はちょっと矛盾していますので、「安全性の不十分な調査のままで、このような場所にダムを建設すべきではない。」とそういう表現に変えて頂きたいと思えます。

宮地委員長

なるほど。私もちょっとこれ書いて気になったんですが、「ダムを建設するならば」なんていうことは書かなくていい。

石坂委員

はい、B案としては、言うのはちょっとおかしい。

宮地委員長

むしろ調査が不十分だということを書いて欲しいという訳ですな。はい、分かりました。

石坂委員

「不十分な場所にダム建設を行なうべきではない。」ま、「ダムを建設するには余りにも安全性の調査は不十分である。」という言い方でもいいですけども、いずれにしても「ダムを造るならば」という

表現をB案に書くのは相応しくないとしますので。

宮地委員長

そうすると例えば私ちょっと私案を申し上げますが、「このように調査が不十分で地質の不安定な場所にダムを建設すべきではない。」そう言っちゃたらどうですか。

石坂委員

それでも結構です、はい。

宮地委員長

「このように調査が不十分な…」何て言いましたかね。「不十分で」ですね、「このように」としてコンマを入れまして「調査が不十分で地質の不安定な場所にダムを建設すべきではない。」よろしゅうございますか。

石坂委員

はい、結構です。

宮地委員長

只今のように、一方のこれは支持する案ですから、入れます。はいどうぞ、宮澤委員。

宮澤委員

今せっかく松島委員さんのところ手直ししたところ申し訳ないんですが、これ(3)のですね、「具体的施策」でございますから、これ藤原委員さんこれお書きになって頂いたんですが、これ国でやることになっているんですね、内容が。

宮地委員長

ちょっと何ページの何処かもう一遍。

宮澤委員

14ページの今の要するに「具体的施策」と書いてありますね(3)で、河川環境の上です。ここに(3)で「具体的施策」と書いて今松島村長の方からお話があって猛禽類の生息、里山って今委員長直されて頂いたんですが、これはですね、ずっと読んでみますとこれ国のやることなんですよ。具体的施策ってことは県が答申している訳ですから、県がやることで具体的に解して頂かないと、要するに国でやることを解してもらっても困っちゃうんですよ。だからそのところは例えば仮に「猛禽類の生息する…」あのさっきのところはいいですよ、「里山を保全する公約であり、県は環境保全をする為の条件整備を急ぐ必要がある」とか、そういうようなものを入れないと、これはもう理念ですから、具体的施策とはちょっと違うんですよ。県がやることを答申している訳ですから、県で具体的にやることを述べて頂かないと、答申された方が困っちゃうですよ、これ多分知事も困られると思うんですよ、具体的などころでこの内容では。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

あの、この国家戦略というのは環境省が各関係の役所を全部取りまとめたかたちでこれを国家戦略として定めまして、それは各省庁を通じて各県も全部これに従って対応していくことになっております。だからそういう意味では、これは国がやることだということではなくて、県も同じようにその責任を持

っているというふうに思っています。ただ宮澤さんおっしゃったように「県にも」というふうなことを入れた方がいいというのは具体的な話になりますので、それについても私は付け加えることについては異論はありません。

宮澤委員

はい、委員長。合意を頂きましたので、あの猛禽類っていうのは要するにネズミやその猛禽類が食べる物がいなければなかなか住み着かない訳ですから、もう一回一番問題なのは森林の整備なんですよ。だから具体的にこのところは「県は」云々ということで森林整備とか、これこそまさしく藤原先生の専門分野ですけど、そういうような猛禽類が生活できるような、つくることですね。例えば仮に穂高のわさび畑、あれは人がつくったものですが、今猛禽類は住み着いております。ですから人がつくったものでも猛禽類は住み着くんです、食べる物さえあれば。ですからそこら辺のところも環境というのは放っばらかしておく訳ではなくて、そういうような問題点のところでは整備をするというような事を具体的に書かないと、先ほど村長さんのように理事者であって、自分の村守って具体的にるところでは、具体的な施策を、「具体的な施策」のところには書いて頂かないとまずいのではないかなというのが私の意見です。

宮地委員長

あの具体的に言って下さい。

宮澤委員

いやいや、お任せします。それじゃあまあ、大きく私の方で折れましてですね、「猛禽類の生息する地域を保全することは国際的公約であり、長野県は、県はでも結構ですが、えー、森林の整備を、何と言いますか、まあ環境を保全する、まあ条件整備を行なう」ということでいいんじゃないかと思うんですがね。

宮地委員長

松島（貞）委員はもっと住民の理解を欲しいところおっしゃったんですね。

宮澤委員

その後ですね、住民の意見というのをさっき付け加えられた訳ですよ。その前にちょっと県のやることも明確に書いて頂いた方がいいんじゃないかと思うんですが。

松島（貞）委員

「協力が必要である」で終わって、従って県は、以下

宮地委員長

それでは「県もこれに…」たまには僕は県を困らしちゃってもいいと思ってますがね。はい、「必要である。県もこれに協力して欲しい。」と、「努力して欲しい。」とか。宮澤委員今のね「必要である。」という言葉の最後に「県もこれに努力をして欲しい。」と。

宮澤委員

ええ、「条件整備」をもって具体的に森林整備にしないで。

宮地委員長

県も条件整備に努力をして欲しい。

宮澤委員  
すべきであると。

宮地委員長  
はい、「条件整備に努力をすべきである。」と。はいもう一遍申し上げます。14ページの最後のところですが、「環境を保全するためにも重要であり、その為には社会共通の理解と協力が必要である。県も条件整備に努力すべきである。」と。よろしゅうございますか。どうぞ、高橋委員どうぞ。

高橋委員  
河川環境の中でですね、浅川の場合は14ページですが、「河川環境保護や維持管理に対する組織や財政措置・法（条例）整備も必要となる。」と浅川はなってますし、砥川の方にいきますと「必要である。」とこう2つに同じものを分けてるんですが、この辺はどういうふうに評価したのか。

宮地委員長  
砥川の何ページになりましょうか。

高橋委員  
砥川は15ページです。

宮地委員長  
書き方が違うとおっしゃってるんですか。

高橋委員  
「必要である」と「あげられる」に変わってるんですけどね。

宮地委員長  
砥川の15ページ。

高橋委員  
古い方で私見てるんでしょうか。砥川は15ページじゃないのかな。

宮地委員長  
ものは大丈夫ですか。僕の15ページは「具体的施策」になってる。ちょっと違う。あのね前日送ったのと、今日資料としてお配りしたのとはちょっと組が違うそうです。手を入れましたので。今日お配りした資料でご覧頂きたい。でもそんなにえらい違ってるはずはないですね。財政措置、行政..。

高橋委員  
違うよね。「必要となる」と「あげられる」と、何か条件が違うんでしょうかと言ってるんです。砥川と浅川と。

宮地委員長  
河川環境...はい、砥川と浅川とは少し条件が違うんです。この河川環境は、それは意識して、ええとこれは多分松岡先生の話をもとめたんですよ。そうですね。砥川と浅川とはちょっと状況が違うんですよ。

松岡委員  
多分私の文章をどうこうしたというよりは、ちょっと圧縮して継ぎはぎしてるんじゃないかを感じる

んですが、だから何となく全体的に、全く同じじゃないなあと思いながら、一々チェックしていると、文章としてまとまらないので、まあそれでもいいやと思っていたんですが。

宮地委員長

はい、おっしゃる通りで、松岡委員のご意見を、少し長かったものですから、あの切り張りじゃなくて、訂正をして、アレンジ致しました。

松岡委員

私浅川について出しましたのでね、だから砥川について書いて出したのではないので、きっと。

宮地委員長

はい、アレンジ致しました。ですから高橋委員、これは同じことが書いてあるんじゃないかとごまかさないはずですよ。

高橋委員

ですから、それならいいですよ。

宮地委員長

もし、ただし砥川の方でまた引っ掛かるところがあったらおっしゃって頂きたいと思いますが。

高橋委員

それに関連していいですか。利水対策の中でですね、水道事業者、市町村ですけれども。

宮地委員長

浅川でございますね。

高橋委員

浅川も砥川も。同じことが言えると思いますが。利水対策の中で、浅川の場合はその対応に対策は急務であると言っている訳ですね。

宮地委員長

それはどこでしょうか、浅川の、急務である、利水対策が1からずっとございますが。

高橋委員

まとめの6番ですね。

宮地委員長

まとめの6、10ページ6番。

高橋委員

「浅川における水源計画については水道事業の経済性、財政面からの検討も加え過剰投資にならないよう総合的に判断されるべきである。」と、ですね。私はこの河川整備計画と全く同じで、これはやっぱり県にですね、財政措置、法の整備というものが必要だろうと、特に砥川の場合、勿論砥川があると思いますが、非常に水道、いわゆる上水道の問題については市町村任せと言いますかね、になっているという文章になっているんですよ。私は前々から言っていますように、一番問題は水利権の問題だと思いますけれども、これはやはりこの河川整備と同じように財政措置、法の整備というのが当然必要になってくるだろうと、これは是非挙げて頂きたいと思っています。

宮地委員長  
浅川の場合にですか。

高橋委員  
浅川も砥川も。

宮地委員長  
砥川の方は別に立ってございますね。ちょっと話を別にして下さい。

高橋委員  
はい、そうですか、浅川もそうになっておりませんのでね。

宮地委員長  
はい、浅川はなっておりません。これは浅川の方については…。

高橋委員  
水はいらないよということですか。

宮地委員長  
いいえ違います違います。その水を引くことについて市の方からも特別な議論はなかったと思っておりますが。つまり5,400m<sup>3</sup>/日は引きたいと、こういうことはございましたね。それに伴ってどうこうという計画をつくるということはなかった、と私は思っておりますが。当然ダムを造って引っ張る時にはそういうものは要りますですね、きっと。それは多分勘定に入れるんだろうと思っておりますが。

高橋委員  
長野市の水は要らないというか…はい。

宮地委員長  
よろしゅうございますか。それではまず浅川の方挙げてしまいたいと思って、どうぞ。

竹内委員  
まず11ページの森林の関係なんです、下の方の「針葉樹林よりは広葉樹林が保水力も多く国土保全上も有利であるといわれている。」ということは、これ事実経過としてこのこと確認されたのかっていうこと、ちょっと私記憶上定かでないんですが、どうなんでしょうか。

宮地委員長  
どうぞ、藤原委員。

藤原委員  
森林ワーキンググループで説明する時に、そういうようなことはちょっと聞かれまして、質問が出ましたよね。それでそれがそれ程確認されていないということと、現在広葉樹の方が保水力が2.5倍あるという調査もやっていますということをお知らせしました。ですから、植木先生ちょっと座長としてもしご意見があればお聞きするとして、これは僕が書きましたので一応もしあれでしたら植木先生から。

宮地委員長  
植木先生如何でしょう。「いわれている」と書いてあるところが微妙なんですよ、きっと。

植木委員

えーとですね多分この報告でもそうですし、部会でも報告ではそうだと思うんですが、いろんな状況によってですね、針葉樹と広葉樹とがどっちが保水力が高いかっていうのは実はあまりはっきりしていない部分があるんですね、これは。で、極めてその辺でスパッと言うのは難しいんですが、ただし保水力を高める、土壌を改善すると言った場合には、単純な針葉樹林よりも広葉樹林の方が、あるいは混交するだとか広葉樹が入っている方が有利であろうという話はよく聞く訳ですね。ですから具体的に検証されているかって言ったら、それは未だ検証されてはいないということは言えるかとは思いますが、ども。

竹内委員

事実経過に即したら…。

植木委員

事実経過、事実経過と…。

宮地委員長

「言われている」ということでどうでしょう。はいどうぞ。

浜委員

上川部会の時に植木先生がご説明頂いたのちょっと記憶に覚えているんですが、いわゆる針葉樹、広葉樹というよりは、齢級の問題であるんだというご説明を頂いたと思うんですよ。グラフを示して頂いて、広葉樹の時はこのくらいの齢級の時はすごくいいけれどもこうなってくるとダメだとかって話がありましたよね。ですから私もちょっとこれ異論を申し上げたかったところなんですが、あんまり起草委員が言っちゃいけないなと思っていました。

宮地委員長

浜さんよく覚えているなあ。

浜委員

記憶力いい方ですので。

宮地委員長

どうでしょうこれ、「有利であるといわれている。」っていうんだからいいんじゃないかと思うんですが。

藤原委員

具体的な論文というのはあります。というのは岩手大学の村井先生が、浸透能力ということでずっと調査をした東北の方の山の実績なんです、ブナの天然林ですと大体1時間に400mmと、それが人工の針葉樹林ですと250mm位というふうな論文はあります。ですから決してそのあやふやな話ではないと私は思っております。

宮地委員長

如何でしょう、私ばいわれている。」というところで妥協してよろしいんじゃないかと思うんですが。

竹内委員

私はいいと思います。

宮地委員長

はい、じゃあそう致します。はい他のところで。

大熊委員

私、後から来たのでちょっとよく分からないところがあって、場違いなことがあるかもしれませんが、でも、まず浅川の方の8ページですか、8ページの「ダム岩盤の不安定性」のところから4行目のところに、「F 9断層の傾斜が山さしであること」というその「山さし」というのがちょっと分かりにくいということで、ここをちょっと書き直して頂けたらなという要望です。

宮地委員長

ああ、地質の専門語ですな、きっと。

大熊委員

松島さんには当たり前の言葉なんだろうが、素人からみると多分「山さし」と言われても殆ど分からないんじゃないかなという気が致します。

宮地委員長

何と言ったらいいですか。

松島(信)委員

何と言ったらいいのか、いや分かりやすい言葉が一番「山さし」がいいんですけども、要するに、斜面の傾斜方向と逆方向に傾斜しているってということなんです。

大熊委員

こうなってるんですか。何て言えばいいんだろう。

石坂委員

ダムサイトに向いてないで逆方向っていう意味ですよ。ダムサイトに向かないという、山の方へこちらへ向いているという。

宮地委員長

逆っていうのは、山の方向にいてるってことですか？それでいいですか、この場合には。

松島(信)委員

土木用語では「受け盤」と「流れ盤」とありますがその「受け盤」の方です。

宮地委員長

へへ、益々分からねえ。

大熊委員

益々分からない、まあちょっとここももしあれだったら後で。

宮地委員長

山さし、括弧して、山の方向に向いていると言っていいですか。

松島（信）委員  
斜面と逆方向に向いている訳です。

大熊委員  
山の斜面と逆方向。

宮地委員長  
その斜面と逆つつつても、その逆がよく分からねえやな。

石坂委員  
ダムサイトに向かって…。

大熊委員  
ダムサイトって言葉入れると益々分かんなくなりますよ。

高田委員  
斜面と交差する方向です。斜面と交差する方向。

大熊委員  
斜面と交差する方向。

宮地委員長  
あっ斜面がこうあってこうなってるってこと？。

高田委員  
斜面を切る方向です。斜面を切る方向。

宮地委員長  
あっ斜面を切る方向といたらいいですか。

松島（信）委員  
ええいいです。それも当たります。

宮地委員長  
ああそれなら分かるね。

大熊委員  
少し分かってきますね。

宮地委員長  
じゃあ「山さし」という言葉は使って、「山さし」という言葉は入れますか。

大熊委員  
入れて括弧して「斜面を切る方向」とでも入れますか。

宮地委員長  
括弧して「山の斜面を切る方向」ね。じゃあ今のもう一遍言います。「山さし、（山の斜面を切る方向）」

であること」それに直します。はいどうぞ。

大熊委員

浅川の9ページですが、「利水の現状」のところの数字と「水需要予測」の数字で、ちょっとこの辺の数字が分からないということなんですが、今下の方で認可水量として207,500m<sup>3</sup>/日あると、上で現在取水19箇所から154,210m<sup>3</sup>/日引いていると。で大町ダムの取水量が10万m<sup>3</sup>/日あるんだけれど現在はそれは3万m<sup>3</sup>/日しか水利権を取得できていないといったようなことで、この辺の数字が後できちんと分かるような表現にして頂きたいなと思ったんですが。

宮地委員長

後で分かるとはどういうことですか。

大熊委員

読んで分かるようにですね、何がどうしたら...これ読んでいて大町ダムが10万のところを3万しかとってないから7万残っていると。7万を15万に足すと22万になって、あ、下の認可の20万7千とはちょっと違うなとかですね、その辺の数字の整合性をちょっと採って置いて頂けたらなと思ったんですけど。

宮地委員長

あ、そういうことが分からないというんですか、この文章では。なるほど。

大熊委員

まあそれは客観的な数字できちつとなると思いますので、後でもいいとは思うんですけど。

宮地委員長

いや後では困るんであります。

大熊委員

事務局の方からどう表現したら一番分かり易くなりますか。この認可水量というのはまた計画認可ですね。具体的に水利権をその大町ダムで一応10万m<sup>3</sup>/日は認可されているけれども、現状では3万m<sup>3</sup>/日しか水利権を得てないということなんで、この辺のところの表現がきちんと分かるようにして欲しいなと思ったんです。それからついでにちょっと浅川の8ページですけども、同じく「認可水量」って言葉がちょっと分かりにくいんですね。8ページの浅川、あ失礼、砥川の8ページの下から、砥川です、御免なさい。砥川の8ページの下から5行目のところで、「現在の認可水量の岡谷4万m<sup>3</sup>/日、下諏訪2万m<sup>3</sup>/日を下回っているが」というこの「認可水量」っていうのは、現実にはまだ取水されていない訳ですよ。下諏訪ダムも含めて考えられていたやつで、計画水量とかそういう表現の方が分かりやすいんじゃないかと思ったんですが、「認可されている」という言葉がちょっといろんな採り方が出てきてしまうんじゃないかということ。先ほどの浅川の...

宮地委員長

それは浜さんがよくご存知のはずですね。砥川の認可水量とか何とかいうのは、どうですか。

浜委員

これはあくまでもいわゆる岡谷市の場合には4万m<sup>3</sup>/日は国の認可による認可です、これは。

大熊委員

下諏訪も含んでいるんですか。

浜委員

下諏訪はこれは県の認可になります。で岡谷市の場合は国の認可になりますから、ですから単純に「認可の水量」ということを書いた訳です。

大熊委員

今は全部水利権与えられている…。計画水量というよりは認可を頂いている水量です。認可が下りている水量ということですね。

宮地委員長

あ、すいません。はいどうぞお願いします。

幹事（食品環境水道課）

幹事ですが、最初に浅川の方からご説明します。9ページの1番につきましては、現状を述べております。それで12年度の最大給水量と実際の取水量でございます。これはまあ認可水量の枠の中でやっている。でこれ以下は大町ダムに10万m<sup>3</sup>/日依存しているのは事実なんですが、直接的に15万4千の中に3万も組み込まれている話でして、まあここは削除してもいいのかなあと。あのこれ以下は、利水の現状ですので、平成12年度…。

浜委員

違います、そういう意味じゃないんですよ。要するに15万4千m<sup>3</sup>/日を19箇所から取水をして、しかしそれでは足りないから大町ダムに10万m<sup>3</sup>/日を求めた訳ですよ。しかし大町ダムでは3万m<sup>3</sup>/日しかもらえなかったという現状をここに書いた訳ですから、それはそれでいいと思います。

大熊委員

そうすると18万4千ですよ。

幹事（食品環境水道課）

あのすいません。3万m<sup>3</sup>/日は15万4千の中に入っております。

宮地委員長

そうですね、だからこういうことですか。「これは」っていうところね、「この7万m<sup>3</sup>/日の差は」と言ったらいいんですか。「取水量を見込んでいたが現状ではこれだけしか水利権を獲得できていない為である。この差7万m<sup>3</sup>/日は」と言えればいいんですか。

幹事（食品環境水道課）

えーとすいません、現状ですので「これは」以下について起草委員会の方と協議しないとイケないと思うんですが、「これは」以下についてはカットしてもいいのかなあと。

宮地委員長

いらない？。要するに「最大給水量は122,448であって、19箇所からは154,200であると、こう言えばそれでいいという訳ですか現状としては、

幹事（食品環境水道課）

こういう現状にあるということです。

宮地委員長  
ああそうですか。

松島(貞)委員

これはこういうふうに解釈してるんですが、154,210っていう数字は何に対応するかっていうと207,500に対応する数字で、要するに207,500の認可があるんだけど、実際には大町ダムから10万m<sup>3</sup>/日取れるぐらいの、要するに7万取れば20万確保できるんだけど、3万m<sup>3</sup>/日しか水利権がないので207,500ではなくて154,210しか現在取水可能量はないと、水認可に対しては水が足りないということを取水の現状で言っていると思うんです。従って水源取水可能水量というか認可水量207,500m<sup>3</sup>/日という数字を利水の現状のところへ入れてくれればいいと。

宮地委員長  
20万？。

松島(貞)委員

長野市の認可水量は207,500m<sup>3</sup>/日であるが、現在の水源取水可能量は19箇所の水源から154,210で、その原因は大町ダムの取水が3万m<sup>3</sup>/日しかないということだと。そういうことですよね。

石坂委員

しかしあの32年の水需要予測はさらにそれを下回る訳ですから、結論的には足りている訳ですよ。

松島(貞)委員

そうするとそれは水需要予測のところそのことを言ってもらえばいいと。

大熊委員

そういうことをしますとね、大町ダムに依存する10万というのが訳が分からなくなるんですよ。さっきの154,000から3万引いて124,000だとすると、そこに10万足すと20万7千より大きくなって22万になってしまうんですよ。

松島(貞)委員

その数字は多分19箇所じゃなくて16箇所ぐらいから取水するのを無理して19箇所にして合わせてるっていう...

大熊委員

要するに私はここの辺の数字が整合がとれていなければいけないんですよ。足し算や引き算がちょっと。えーそれとそこの19箇所の前は水源取水可能、これ誤植ですね、何ですか？水源取水可能水量ですよ。可能量ですか。ちょっとここの言葉も。

宮地委員長

もう一遍おっしゃって下さい。

大熊委員

19箇所っていう前の「水源取可能水量」ってなっているのがちょっと分かりにくいので「水源取水可能量」ですか？利水の現状の2行目のところの「また水源取可能水量」という、ちょっと誤植でしょっていうことです。いいんですか。

石坂委員

いえいえあの新しい方の。

大熊委員

ああそうか御免なさい。こっちは合ってた。両方見ていた。はい分かりました。

宮地委員長

今のはそうすると間違いですか。はい。それともう一つそちらでおっしゃったことはですね、要するに「大町ダムに依存する取水量10万 $m^3$ /日を見込んでいたが、現状では3万 $m^3$ /日しか水利権を取得していないため」これはなんにもなくてもいいんですね。どうも。伺ってますと。

大熊委員

なんか必要ないというか...

宮地委員長

必要なの？。

浜委員

15万4千の中には3万入ってるんですよ。

大熊委員

はい分かりました。

宮地委員長

入ってますよ。そんなことは何も言う必要ないんですよ。

大熊委員

だからあと7万残っている訳で、7万を足すと22万になって下の20万7千と数字が違いますよと言ってるんです。だからこの数字を合わせて下さいと言ってるんです。

宮地委員長

いやだからそんなこと書く必要ないっていうんですよ。7万云々なんてこと言わなくてよろしいんですよ。ここの段階では。

大熊委員

じゃあ大町ダムは10万でなかったってことですか。

宮地委員長

違う違う。取水..。

大熊委員

8万だったってことですか。

宮地委員長

違うんですよ。

大熊委員  
あんまり..。

宮地委員長

どうでしょう、要するに利水の現状は、最大給水量122,248。それから19箇所の水源からは154,210である。これは現状ですよ。その15万4千の中に大町から3万あったかないかってことは関係ないでしょう。ね、そういう意味でとってもいいとおっしゃったんじゃないでしょうか。

松島(貞)委員

すいません、あの水需要予測に207,500m<sup>3</sup>/日という認可水量が出るんだけれども、国から認められている水量が、で、実はその認可水量を確保するには大町ダムで10万m<sup>3</sup>/日を予定しておいたんだけれども実は3万m<sup>3</sup>/日しか取れないので、努力しながら154,200m<sup>3</sup>/日を確保しようと一生懸命、という現状を言いたいと思うんです。従って本当は10万取ってしまえば今22万になってしまうんだけれども、その2万その差っていうのは、一生懸命工夫をして市では地下水とかいるんなものを利用しながら確保しているということだと思います。

大熊委員

ああ、それは分かってきました。

浜委員

委員長、今松島(貞)さんおっしゃったようなことなんです。一生懸命これ3万m<sup>3</sup>/日しかないんでこれ確保しておりますよと、いうことの意味合いを表現したかったので、数字の整合性の問題については後で、これ長野市からの報告のね数字だけを取り出して記載してきたんで、若干今おっしゃるような整合がとれない部分が出てきますので、これまた後ほど利水ワーキングというか食品環境水道課と打ち合わせしながらもう1回確認をしていきたいと思います、数字の問題は。

宮地委員長

あの答申の中に今数字本当は確定したいんですが、そこはじゃあ後の修正にお任せ頂けますか。5分でもいい。ああそうですか。はい分かりました。それくらいで済むんなら後ちゃんとまとめて下さい。はいどうぞ。

松島(信)委員

ちょっとすいません。今の問題終わったらちょっと付け足しお願いしたいんですが。

宮地委員長

はい、あの今のこと。それじゃあそちらでちょっと協議をして後で報告して下さい。お願い致します。それでは松島(信)さんどうぞ。

松島(信)委員

先程の浅川の8ページの「山さし括弧」そのところで、先程まとめられた文言はちょっと分かりにくいので再提案したいんですが、例えば1つの案は「括弧受盤」とするか、受盤です。地盤の盤です。そうするかもう1つの案は、いいですか?「斜面の傾斜と逆向き」とするか、その2つを決めて欲しいなあと。

石坂委員

後の方が分かりやすいですよ。

宮地委員長

あの今聞きましてですね、「受け盤」ですか。これは益々分からない。同じように分からない。ですから入れるんなら「斜面の傾斜と逆向き」。これなら分かったような気がします。

松島（信）委員

はい、それじゃあそっちにしてください。

宮地委員長

はい宮澤さん、どうぞ。

宮澤委員

今幹事会の方から指摘がありましたので、7ページの「ダム予定地直下の地すべり云々地すべり地帯では個人が6m3の池をつくることさえ禁止されている」ってこれ多分指定地に関する地すべり防止地区の規制だと思いますけれども、これは禁止じゃなくて許可がいるっていうことになっている訳ですね、どこでも。ですから文言がちょっと違うと思いますね。ですから6m3の池をつくる、この禁止はされてない訳ですから、だからこれは地すべり地区全体が、どこの地すべり地区でも県内の地すべり地区は全部これは6m3以下はもうそのまま造っていい。地すべり地区に指定された地区は6m3以上の池については、知事の許可をもらうということになっているはずですので。ですのでここでは禁止されているということになってますけど、表現が違います。

宮地委員長

許可が必要。ああそうですか。それは幹事会そうですね。間違いございませんね。

堀内砂防課長

表現がちょっとおかしいから推測ですけれども、地すべり防止区域の行為の制限のことを指しているかと思うんですけれども、地すべり等防止法の施行令第5条で「許可を必要とする行為」の中に6m3より大きいため池を造る時は知事の許可が必要ですよというものがございます。それでこの真光寺地すべり地区というのは「地すべり防止区域」に指定されておりますので、そういうところでため池6m3より大きいため池を造る時には許可が必要ということで、おっしゃっていると思うんですが、ちょっと文章にレトリックがございますので、禁止をされておられませんし、6m3の池を造ることは許可さえ要りません。それでその直上というのは地すべり防止区域ではございませんので、地すべり等防止法の規制は受けないということで、なぜこういう表現されているかちょっと理解できませんが、恐らく推測するにそういうことかと思います。書かれた方の意向は。

宮地委員長

はい、分かりました。多分この主旨はですね、「禁止されている」というのはどうも書き過ぎである。「6m3以上の池をつくることさえ許可を必要とするのに」例えばそういうことでしょうか、きっと。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

必要ないんじゃないでしょうか。

宮地委員長

いやいやこれは反対の意見ですからね。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

反対であっても。

宮地委員長

だから言いたいことは「その直上に160万m<sup>3</sup>の貯水池を建設すること」は「矛盾である」ということではなくて「危険」であると、こういう主旨じゃないんでしょうか。言いたいことは、私はそう理解致しますが。これは松島さんどうでしょう。

松島（信）委員

それは部会の方でこういう意見が多く出たということなんです。確かに今課長さんが言われたようなことは私も詳しく分かっていませんでした。それでそのように「個人が6m<sup>3</sup>以上の池をつくることさえ知事の許可を必要とするが、その直上」じゃなくて「その上流域で」とかしたら如何でしょうか。

宮地委員長

ああ「直上」じゃないんですね、ああ。

竹内委員

いいですか。ですから私もさっき冒頭で申し上げたように誤解されるんですね。ですからその「直上で」というのはまあ浅川部会の時論議になって、要は「地すべり防止地区」からダムのところははずれてる訳ですよ。それがなんかごっちゃになっちゃってるもので、うまくそこは、

宮地委員長

ですから公聴会で言った事は要するに「近い所に」ということでしょ。今松島（信）委員がおっしゃったように。

竹内委員

ですからちゃんと分かるように入れてもらえばいいですよ。読む方が一般的に読んでもちゃんと正確に分かれれば。

宮地委員長

はい申し上げます。僕その議論を直接聞きたいんで松島（信）先生が具体的におっしゃってくれと分かるんですが、例えば今私が言ったのは「地すべり地区では個人が6m<sup>3</sup>以上の池をつくることさえ許可を必要とするのに、その上流域に貯水池を建設するのは大きな矛盾というよりも危険である」とかそういう話になるんじゃないんですか。

松島（信）委員

そういうことです。

竹内委員

あのその「上流域」も不明確なんですよ。どこを指すのか。ですから入れるとすればですね「その直上で」じゃなくて「地すべり防止地域指定外のダム地籍では」とか、そうやって入れないと、本当はそういうことですよ。さっきの話そういうことだと思いますよ。

石坂委員

あの「指定外」とかそういうことは正確さということだけ言えばそうかもしれませんが、隣接していることは確かですし、ダムサイト自身の工法においても地すべりを押さえるための押さえ盛り土が欠かれないダムである訳ですから、全く関係ないということを強調する表現にするかのような、そういう記載は逆に正確でないと思いますので、「上流域」という表現がいけなければ「隣接地」というような、いずれにしても地すべり地帯と並んだ所に、しかもダムサイト自身に地すべり防止の押さえ盛り土をしななければならない所に、とそういう意味ですから「隣接地」という表現で如何でしょうか。

宮地委員長

あのもしそういう意味でよければ「地すべり地区の隣接地に」と言えばよろしいんじゃないですか。外だと言いたい訳ですか。

竹内委員

ですから許可とかそういう問題は法律の枠の中の問題なんですよ。ですから厳密に言うのであれば「地すべり防止地区に指定されている所」と「そうでない所」ってのは性格が変わってくる訳ですよ。

宮地委員長

だから「隣接している」というのは地すべり地区じゃないってことでしょう。

竹内委員

いやそういうふうには採らないんじゃないんですか？だから入れるんなら親切にやった方が私はいいと…。

大熊委員

湛水池の中に地すべり地の指定されている所あるんでしょ？ダムサイトは違うかもしれないけれども、隣接しているその押さえ盛り土をやっている所はまさに地すべり地帯の所ですから、168万m<sup>3</sup>ってというのはその湛水域も含めている訳ですから。

竹内委員

ですから法律の話で許可とかそういう話が出てくるんで私は申し上げてるんですよ。それはそういうことですよ。これは区別しなきゃあ。

宮地委員長

何が言いたいんです？要するにこの貯水池を造るのが、貯水池が地すべり地区じゃない所だとおっしゃりたいんですか。

竹内委員

いいえそうじゃなくて、その許可を超えている、禁止が禁止でないという話があったもんでね。許可だっという話ですよ。そういうですからこの表現されている、許可、許可も要らないんかね。その区別が法律上に基づいているからただ私申し上げてるんですよ。

宮地委員長

竹内委員の疑問がね、はっきりしてないんですよ。石坂さんどうぞ。

石坂委員

住民の心配とすれば、指定区域と外とその違いは竹内委員がおっしゃるようにあるかもしれませんが、あの辺一帯がいずれにしても昔は雨が降ればバスも行かない、崩れる危険な場所であったと、それから個人は池もなかなかつくれない、まあ許可をすればということですがけれども、許可をされた事例は殆どないと思います。大きな池で、ため池もつくれない。そういう危険な場所に、あの辺一帯が崩れる場所である所に大きな水溜めを造っているのかってということが不安なことな訳ですから、それが議論になってこういう表現になってきている訳ですから、区域外であるかないかということに記載しなければならぬということよりも、先ほど私提案しましたけれど、「隣接地」ということになって頂ければいいんじゃないでしょうか。いずれにしても個人は溜め池も池もつくれない、しかも水を溜めれば崩れる危険なそういう一帯であると、ダムサイトにも地すべり防止の押さえ盛り土をしなければダムを造れないという

う場所である訳ですから、そういうことが分かる表現にして頂ければいいと思います。

宮地委員長

竹内委員に伺います。ここの話は「ダム予定地直下の真光寺地すべり地区」という言葉がございますね、そこでは造れない。その近くにという意味で石坂さんはおっしゃってるんですね、多分。そこが地すべり地区であるとかないとか言うんじゃないかと。

竹内委員

ですからお気持ちはね、言わんとすることは私分かるんですよ。ただ厳密に表現して欲しいとただ申し上げただけなんです。区別で。私さっきから言っているのは、

宮地委員長

だから厳密に表現してください。

竹内委員

ですから禁止を許可...

宮地委員長

それはもう申しました。

竹内委員

それはいいですね。じゃあそのダム...う~ん。

宮地委員長

「その隣接地にこれだけの貯水池を建設するのは危険であるとか不安である」とか、そういうことでしょう。石坂さん。

石坂委員

そうです。

竹内委員

隣接地ね。う~ん。

宮地委員長

「隣接する地すべり地区」と入れるのか「隣接地に」と言ってもいいんですね。

堀内砂防課長

すいません。よろしいですか。文言を議論する前に事実関係をもう1回ご説明しておきますけれども「真光寺地すべり地区」と書かれているところは地すべり防止区域に指定されております。地すべり防止区域に指定されている所で6m3より大きい、6m3以上じゃないんですけどね、法律的に言うと6m3より大きい溜め池をつくる時は、知事に許可を受けることが必要です。で今まで6m3以上の池をつくるという許可申請は確か上がってきておらないというふうに理解しております。で許可が上がってきたらですね、その漏水防止採択とかしている所は許可は多分出すことになると思います。禁止されるような事例は、あの石坂委員沢山あるとか、許可された事例がないというふうに、あの申請された事例がないというのが実態だと思いますので。

宮地委員長

今、そんなこと言ってやしませんよ。

堀内砂防課長

だから「大きな矛盾がある」というのは何を矛盾というふうに言われているのか、ちょっとあの地すべり等防止法を所管する部局としてはちょっと何が言いたいのか訳が分からないんですが。

宮地委員長

だから矛盾ということを訂正しようとしているんです。それも含めて訂正しようとしておるんです。「禁止されているのに」という言葉は訂正を致しました。で後は「その直上で」ということと「大きな矛盾である」この表現でしょう。問題にするのは、ですから、一つの提案は「その近接地にこういう貯水池を建設するのは不安である」とか「安全上問題がある」とかそういうことでしょう。はいどうぞ。

松島（信）委員

今石坂さんの言われているのよりトーンを下げて、まあこういうふうにしたらどうかという言葉をお願いんですが、「ダム予定地隣地の」またはそこ「隣地」は「予定地下流の」でいいんですが、「予定地下流の真光寺は地すべり地区に指定されている」と。「その上流域で168万m<sup>3</sup>の貯水池を建設することは不安である」と。その程度にやったらいいかなという提案です。それで、部会から出た意見が私の頭にこびりついていたのでこういう表現になっちゃったんですけども、そんな程度では如何でしょうか。

宮地委員長

はい、はいどうぞ。

石坂委員

今のご提案には賛成です。ただしですね、先ほどの事務局のご説明は現場を知っている人からはちょっと異存があると思いますので、そのことだけ申し上げておきたいと思います。申請すれば許可するとおっしゃいましたが、住民はあの真光寺の所はちょうどあのループ橋の始まりの所なんですけど、家を移転した訳ですよ。移転した家の床がもうずれたり、いろいろ危険になってますので、あそこへ池を造ってはいけないうとそういう認識で、申請しようと思っている人はいません。お墓も動いてしまう、そういう所です。ですから申請すれば許可されるというそういう機械的なご説明は、ちょっと現状を知っている人からは受け入れられないんじゃないかなということだけ申し上げまして、ご提案には賛成です。

宮地委員長

はい、いや幹事会は提案をした訳ではございませんので、そうご理解を頂きたいと思います。それは今の話ですね、松島委員の話私ちょっと言い方が変わるかもしれませんが「ダム予定地直下の...」

松島（信）委員

ダム予定地下流の、「下流」です。「直下」じゃなくて。

宮地委員長

「下流」ですか。ははあ、ダム予定地下流の真光寺...。

松島（信）幸委員

「ダム予定地下流の真光寺は、地すべり地区に指定されており...」

宮地委員長

「防止」でしょ。はい「地すべり防止地区に指定されている...。」

松島（信）委員

「防止区域に指定されており、」

宮地委員長

「指定されている」と、そこで切ったらどうですか。

松島（信）委員

じゃあ切りましょう。

宮地委員長

「指定されている。」

松島（信）委員

後は削除しまして、「その上流域に168万m<sup>3</sup>の貯水池を建設するのは不安がある」と。

宮地委員長

はい、そうですね。はい、それではもう一遍読みます。事務局覚えて下さい。「ダム予定地下流の真光寺地区は、地すべり防止区域に指定されている。その上流域に160万m<sup>3</sup>の貯水池を建設するのは不安がある。」よろしゅうございますか。

あの大分長くなってきました。そろそろ浅川終わりませんか。まだ終わらない？。ありますか、はい、それでは休憩を致しましょう。今日はちょっと長期戦に。

それでは今3時32分でございますので、3時45分から再開を致します。

あの訂正をおっしゃる時にはなるべく具体的に語句まで含めておっしゃって頂けたら幸いです。

<休憩>

田中治水・利水検討室長

再開をお願いしたいと思いますので、席の方に戻って頂きたいと思います。委員長お願い致します。

宮地委員長

それでは席に着いて頂きたいと思います。大分時間をとってしまいましたが、本日の予定はですね、御用の方もございますので急ぎたいと思います。出来れば答申の最終結論をなるべく早くお示しして、それに対するご判断を頂きたいと思っております。それでその為にその前の基礎になっているまとめについては、大分時間をとりましたけれども、一つお願いしたいことは、修正、訂正、或いは削除、挿入。そのものを明確におっしゃって頂いてそれについてのご同意を得ながら進めて参りたいと思います。一つご協力をお願い致します。

で浅川について今大体参りましたが、順不同でやっておりますが、浅川について出来るだけ早くまとめて砥川に移って行きたいと思っておりますので、ご協力をお願い致します。

どうぞ浅川についておっしゃりたいことを。

宮澤委員

じゃあ見本でさして頂きます。5章15ページですが、まず基本高水についての「以下のとおりとした」ということですが、上の書いている数字、下の方が括弧数字になってますが、なんかこれ括弧数字

だとちょっと格好が悪いっていう言い方おかしいですが、これ括弧の意味付けからしますと、ちょっと括弧じゃなくて四角の囲みとか、そういうふうにされた方がいいんじゃないかというのが1点。

2点目ですが、先程13ページのところで「通常の砂防、治水を実施するということで皆さんからもう認められております。浅川流域は地すべり等の危険があるので云々」ということがございますので、私は16ページの治水対策のまとめの費用のところでございますが「砂防施設を含まない」と書いた数字がのっておりますけれど、前でもって「含め」ということを書いてあって、ここで「含めない」ということになる、答申の中でもって首と胴体が付かないような状況になってしまう。

それからもう1つはダム案の257億の中に砂防事業が入っております経過からして、ここは当初この間も検討しましたように、約114.5億ということで砂防施設を含まないという項目を採られた方が、上のところも関連致しますけれど、採られた方がよろしいのではないかという意見でございます。

それからもう1つですが、その「まとめ」の中で、これ座長がうんと気配られましたので、天文学的数字のところこの間も意見が出ましたけれど、どうしても五十嵐座長のご主張でございますので、財政ワーキングのところでも座長のご主張を認知させて頂きましたので、ただこのところは具体的な数字がのっております。数字がのっていて、算出不可能なところについては、次ページの「伴う措置」のところ「概算金額が不明となる項目の理由」というところに、それぞれその理由付けとか等々の問題が入っておりますので、できたらこちらの項目へ移した方がよろしいのではないかなと、この3点でございます。

宮地委員長  
どうぞ。

五十嵐委員

今のこと、非常に機械的に申し上げます。1つはですね、今財政のことでよろしいんですね。浅川は第5章の15ページ、それと砥川の方にもありますので、共通項目今から直して頂きたいと思えます。これ事務的に出来ることですので事務的にさせて下さい。

1つは「ダム+河川改修案(以下ダム案という)という」という限定があります。それは前の文章もA案B案になっておりますので、以下すべてA案とB案というかたちで処理したいということによろしいでしょうか。つまり財政だけ別な言い方しないですね。

宮地委員長

あ、それで分かるかな。分かりますね。はい。

五十嵐委員

分かりますね。だからそれをA Bに機械的に全部改めたいということです。それから今の宮澤さんの括弧の130、210とかどうすればいいですか。具体的に。

宮澤委員

そうですね、四角にでも囲ったら、片方を。

五十嵐委員

四角？。

大熊委員

いや上段、下段と両方書けばいいんですよ。

宮澤委員

ああ、上段下段。ああそれでも結構です。

五十嵐委員

じゃあそう事務的にそれも。

宮地委員長

分かりましたか。ああ、私よく分かっていないし、いいですね。そっち側が分かっていたらいいです。

大熊委員

上段河川改修……アンダーラインでも引いた方がいいかもしれないですね。分かりやすくなる。

五十嵐委員

3番目は砂防施設は確かに入りましたので、この書き方が全部砂防施設を含まないと括弧書きで前提してきましたので、1つの案は砂防施設を入れてプラスいくらであるという書き方にすると明瞭です。だから(砂防施設を含まない)を削ってですね。

宮地委員長

どこの部分ですか。

五十嵐委員

16ページの「2 まとめ」がありまして「(1)治水対策」がありまして、その下に、例えば「費用の総額はダム案が約257億円、河川改修案が約116億円」とありまして「(砂防施設を含まない)」というふうになっておりますが、砂防施設も一部入れてあります。それで「砂防施設を含まない」という言葉を取りまして、砂防施設を入れていくらという書き方をすると。

宮地委員長

あ、数字を書き直すと。入れた数字に書き直す。はい。

五十嵐委員

それは自動的にしてもらったらよろしいかと。これは分かりますよね。それから私のミスがありまして、もう1つ直して下さい。17ページの「3 総括」ってのがありまして、(2)の中に「長野県の河川事業費を見ると」というふうになってます。これ正確に言いますと「長野県の単独河川事業費を見ると」ということなので「単独」を付け加えて下さい。以上です。これはもう事務的に直してもらってよろしいですね。

田中治水・利水検討室長

はい。

宮地委員長

宮澤委員、よろしゅうございますか。

宮澤委員

私はそれで結構です。あとその今の16ページの具体的な「まとめ」の中にありました「天文学的な」部分は概算が出てないので、これは項目を先程申しましたように移した方がいいのではないかと。

宮地委員長

つまり「ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用」この中の1項目にこれを放り込むということですね。

宮澤委員

ええ、1項目。委員長のおっしゃる通り。そちらの方が自然じゃないかなと。はい3だけポンとこれで数字がのっておりませんし、このような算出不可能のものについては、不明になる項目の中にまとめておいでになられますので、このところはちょっとこの間のととは違うかもしれませんが、そうされた方が賢明ではないかなと思います。

宮地委員長

なるほど。それは五十嵐委員どうですか財政の方。

五十嵐委員

例えば、整合性だけの問題ですが、 の上の を見て下さい。 もこれは不明であると。

宮地委員長

でも上にお金を書いてあるから、それは、

五十嵐委員

いやいや、「なお、代替水道施設費や過年度利用起債の繰上償還等については不明である。」と不明であろうが書いてあるんですけども、整合性の問題でしょう。

宮澤委員

そうですね。

宮地委員長

いや、そうでなくて、私は の方は421億円と書いてあるから。それで不明な部分はこうだと。その部分だけなら構わないと言うんですね、宮澤さんは、

宮澤委員

そうです。

宮地委員長

そうだと思います。これは全体が不明だから のところは後ろへ持っていった方がいいと、そうおっしゃってるんだろうと思います。

五十嵐委員

はい、それで結構です。

宮地委員長

はい、それじゃあどこがいいですか。

宮澤委員

五十嵐先生にお任せします。

五十嵐委員

17ページから19までの算出的な間どっか適切なところに納まればいいでしょ。

宮地委員長

一番最後でもいいですか。それじゃあ場所として機械的に入れるのには、この「ダムを建設した場合」というやつを18ページのの次にして入れましょうか。ね。どうでしょう。として18ページの「各治水対策の維持管理に要する費用」ここに入れます。

宮澤委員

(2)で起こせばいいじゃない。項目を起こせばいいじゃないですか。

宮地委員長

あ、そうですか。項目をどっか起こせば、可能ですか？。

田中治水・利水検討室長

あの18ページの中程に(2)のダム案の工に「撤去費」ってのがございますけど、これと一緒にするようなかたちで..。

宮澤委員

この内容のものを全部やめちゃって、この五十嵐委員さんが主張されたこの文章入れればいいんじゃないですか。

田中治水・利水検討室長

そういうことでよろしいでしょうか。「撤去費」の代わりに先程の16ページの一番下のを入れるということでもよろしいでしょうか。はい、そういうことで処理させていただきます。

宮地委員長

分からん.....はい。エというところに入れる。はい分かりました。他に如何でしょうか。どうぞ。

竹内委員

17ページの「総括」(2)今「単独河川事業費」と訂正されたところありますけど、これは前にも私指摘したんですけど、要するにこの推移ですね。11年から14年の推移というのは、それぞれ事業費が、いわゆる苦しい財政状況の下でっていうこと以外にもですね、いわゆる知事の判断によって減ってきているという経過もありますので、ここにこうやって流れとしてその下に「河川事業を見てもきわめて厳しい状態に置かれていること」と、「好転するといった状況にないということ」そういうところに結び付けるのは、私はちょっとここでは前も指摘したんですが、妥当ではない。これはワーキンググループでもそれは一致している部分ではございませんので、私はそれは削除頂きたいと思います。その部分だけ、(2)

宮地委員長

はいどうぞ。

五十嵐委員

知事が就任したのはいつですか。その前から、就任以前からずっと傾向的に下がっているんです。だから知事の政策によってこれが特殊に下げられたというものではないので、私はこれでいいんじゃないかと思っています。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

ですから13年度あるいは14年度、これはその影響が出ているということを私は申し上げたいと思います、はい。

宮地委員長

誰が下げたかということではなくて、むしろ数字の話を言っていると理解してはいけませんか。歴史的な経過で。

竹内委員

ですから要因として「きわめて厳しい状況に置かれていること」と、それで「それが好転するといった…」という「河川事業を見てもきわめて厳しい状況に置かれている」というそのところには、全部それがストレートにこれだけで下りがいけるのかっていうと、ちょっとそれは無理があると申し上げているんです、私は、はい。

宮地委員長

どうでしょう。

竹内委員

その要因は、ですからストレートに「ただ厳しい状況」であるということだけではないということ…。

宮地委員長

まあいろいろな要因はあるでしょうね。だけれども要するにお金が減ってきているということだけをここで言っているんじゃないでしょうか、言いたいことは。

竹内委員

まあそれはそういう意見もあったということにして頂いて。

宮地委員長

はい。今のはそのままに致します。

竹内委員

はい。それから19ページ、それぞれA案B案に対する「支持する主な意見」が書かれている訳ですが、今まで論議の経過を通じましてやはり一番の後半部分で論議になったことというのは、いわゆる既往最大相当とかそういうものに対する捉え方。そういうものが一番の論点だと思います。そういう意味で前回私意見出しましたのも、文書ではそういうことの原因を述べて反映させて頂きたいということで、起草委員会の方に出したつもりでございます。しかしそのことが一番肝心な点が私はこの論点の中に抜けていると、従ってこれから申し上げますけど、「既往最大相当とされている代替案の330m<sup>3</sup>/sは、同じ引き延ばしを用いない貯留関数法に試算すると415m<sup>3</sup>/sとなり、妥当性がない。」というのを1つ。それから「代替案の基本高水流量は、公聴会案やその後の検討委員会の審議でも二転三転しており、どのような理由で安全や住民の信頼が得られるのか、信憑性に欠ける。」この2つは私はその意見として述べておりますので、なぜここに入らなかったのか、これが一番私は肝心な点だと思いますので、審議をお願いしたい。

それからB案に対する賛成のところの意見で、これは私が申し上げることではないんですが、ただ一番下に「公聴会における住民の支持」というところがのっている訳ですが、この辺のところ砥川にものっています。これが捉え方として私は極めて根拠として、反対する皆さんの意思として言っていることは分かるんですけど、ただちょっとほんとにそれが信憑性が妥当なのかどうかってことについて、私はちょっと憂慮したいと思います。

宮地委員長

はい。後のことについてはこれは信憑性ではなくて、そういうことを委員の意見としてお述べになった方があるからこれを書いたんでございます。

竹内委員

はい、でしたら私の今申し上げた..。

宮地委員長

はい。竹内さんがおっしゃったことを...竹内さんのご意見、ここに私は持っているんですが、どの部分でしょう。

竹内委員

えーと、ですから入れるとすれば..。

宮地委員長

あのね、実はあまり長い文章を入れますとかえって分かりにくくなりますので、そのポイントで1行くらいで入れたいんです。なるべくそうした方が他のとのバランスもとれますし、私これ書くときはそういう意識で書きましたので、そういう意味でおっしゃって頂きたいんです。

大熊委員

その前に今のその先程ちょっとよく聞いてなかったんですが、昭和12年の4 1 5 m<sup>3</sup> / sの数字の議論ですか？あれは私はまだ共通認識に達していないというふうに考えてるんですけど。

宮地委員長

私もさっき伺いましてね、4 1 5 m<sup>3</sup> / sで、昭和12年のかなと思ったんですが、そのことですか。

竹内委員

ですから「A案を支持する主要な意見」というところに入れて頂きたいと申し上げてるんですが。

宮地委員長

あ、だからそれがどこに書いてございますかね、この中に。

竹内委員

書いてないから申し上げてるんですけど。

宮地委員長

いやいや、竹内さんのご意見書の中のことでございます。それはここには書いて.....えーと、これか。昭和12年7月の長野市の指摘ということですか。既往最大相当とした3 3 0 m<sup>3</sup> / sに対する昭和12年7月洪水ですね、そういう意味ですね。洪水に関する、ついでに..。だからね、「A案を支持する意見」じゃなくて「B案に対する反論」ですね。そういうことですね。それじゃあむしろ、それは反論でも結構ですが、B案の高水3 3 0 m<sup>3</sup> / sというものは、長野市の昭和12年7月洪水に対する指摘からしても妥当でない」とか、そういうふうな書き方ではいけませんか。

竹内委員

結構です。

大熊委員

ただやはりですね、昭和12年の洪水の実態がきっちり共通認識として確立されてない訳ですよ。ですから。

宮地委員長

あのその点は、私はこれ個人の意見を書いている訳でございます、先程の支持の話もね。ですからそれを挙げることは私はやぶさかではございませんが。

大熊委員

はい、分かりました。

竹内委員

それはそうですよ。

宮地委員長

はいどうぞ。

石坂委員

私は今のご意見が出る前は議論の過程としていろいろありまして、いずれにしても基本高水は先程の前段の議論でも確認してきたように、唯一解ではないということや、選択の問題であるということや、一つの参考の基準として既往最大相当をいろんな過程の中で選んできたということで解決したと思っておりましたけれども、今A案を支持する意見として昭和12年415をもって330m<sup>3</sup>/sに反論したいということで、そういう意見を入れたいというご希望であるとしたら、私も逆にその415は「流量の実測データもない中で一つの計算結果であって根拠にならない」という1行をお願いしたいと思います。

竹内委員

それは構わないじゃないですか、まさにそういうやったこと事実なんですから。

宮地委員長

あのね、ここにお書きになっていないことを今追加されると大変困るのでございます。私はそれはちょっとルールを守って頂きたいと思っておりますが、ですからもし書かならね、逆に今のA案を支持する議論ですから「昭和12年7月の長野市の洪水のデータから見ると、高水450m<sup>3</sup>/sの方が妥当である」とかすると支持の意見になりますね。どうでしょう。そうすれば対論を入れる必要はないと思います。

竹内委員

それで結構です。それを指していること分かります。

宮地委員長

そういうことですね。それでそれが共通の、どういうふうな理解になっているかということ、それはいろいろ反論があると、私は思っております。どうでしょう。それではね「昭和12年7月の長野市洪水データからみて、高水量、と言った方がいいんですかね、この時は、450m<sup>3</sup>/sは妥当である」実はこの話はね、そういうと僕は..「基本高水量450m<sup>3</sup>/sは妥当」と書いてあるんですよ。その中に入ってるんです。理由は書いてないですが、それではいいませんか。それでは今の言葉を付け加えましょうか。

竹内委員  
是非お願いします。

大熊委員  
う~ん。

宮地委員長  
ただこれはね、竹内さんの意見だけではないんです。他の委員の方も450は妥当であると、そういう言い方をなさっておられます。ですからそこへ一人の意見だけを付け加えるのはいろいろ考えた方がよろしいと思います。今僕竹内さんのところだけだったものですから。どうでしょう。

大熊委員  
私はね、450が妥当であるとその表現はいいと思うんですよ。ただ昭和12年の415m<sup>3</sup>/sというのはまだ様々な問題点がある訳で、それを具体的に書いてしまうとそれが一人歩きしてしまうので、私は今の「450m<sup>3</sup>/sは妥当」という中に含めて表現して頂きたいなと思います。

宮地委員長  
私ちょっと先走りをして申し訳ありません。

竹内委員  
いいえ、これはあくまで「A案を支持する主要な意見」ですから、そのままにそのことが審議の経過の中で大変問題になったことも事実ですし、それは是非、これだけ抽象的だとそれが見えてこない経過ありますので、入れて頂きたいと。

宮地委員長  
それじゃあむしろ415m<sup>3</sup>/sと書きましようか。書くんなら「450m<sup>3</sup>/s高水は妥当」という書き方ではなくて。

竹内委員  
いいえそれは全然話が違ふと思うんですよ。

宮地委員長  
いえそうじゃなくてね、長野市の昭和12年7月の話を入れるんだったら、それから見たら415m<sup>3</sup>/sを考慮すべきだと、高水、そう書くべきでしょう。竹内委員のご意見でしたら。

竹内委員  
ですから450m<sup>3</sup>/sというのは、ダム計画の基づく数値であって、いわゆる415m<sup>3</sup>/sというのはその中の審議の経過の中で出てきたという数字ですから。

宮地委員長  
だからはっきり言ってください。どうしたらいいのかわ。

竹内委員  
ですから先程の「昭和12年7月の長野市から出された洪水データから見て、基本高水450m<sup>3</sup>/sは妥当である。」という先程委員長さん言われたことでいいと思いますけど。

宮地委員長

だからその文章2つ並べなきゃいけないんですか？「基本高水流量450は妥当」という言葉と並べて書かなきゃいけないんですか？

竹内委員

ですから、「450m<sup>3</sup>/s 妥当」の中に例えば括弧して入れるとかですね、それでも私は構いませんけど。「基本高水450m<sup>3</sup>/sは妥当」というその後に括弧しても一つの主義の経過としてそれは構わないですけど。

宮地委員長

さっきお願いをして...どうぞ。

風間委員

415のことに言及するというのであれば、これはあくまで既往最大相当の構図を根拠として基本高水を決定する場合においては「昭和12年の415m<sup>3</sup>/sを採用すべきである」というふうな文章になると思いますよね。

宮地委員長

なりますよね、そうですね。

風間委員

そうしますと、450の中に混ぜるというよりは、こちらでいうと5ページの真中辺からなお書きになってますが「なお、基本高水流量云々認められないとする意見があった。」その後ぐらいにそういう文章を入れておいた方が、まとまりがいいんじゃないかと。

宮地委員長

5ページ、はい5ページ何ですか。

風間委員

違う。これは送られてきた5ページですから、あの...。

宮地委員長

今A案を支持する意見の中をおっしゃっておる訳でして、竹内委員の言い方をそのまま採れば..。

風間委員

だから竹内委員の考え方と私同意している訳ではなくて、415という数字を生かす、生かすというか、議論の過程で出てきたんだということを書き留めるとすればですね、このA案B案という説明書きありますよね、その下に尚書きというかたちでいろんな意見があったところ書いてあるんですが、その中にそれを織り交ぜていくべきではないんだろうかとかこういうことです。

宮地委員長

例えば竹内委員どうですか。「450m<sup>3</sup>/sは妥当」とあなたが入られるから分からなくなるんで、「なお、昭和12年7月の長野市洪水のデータから見て415m<sup>3</sup>/sの高水を主張する意見もある」

風間委員

既往最大のその...なんですか、とするならばということですよ。

竹内委員

「既往最大とするならば」ということですよ。

風間委員

「根拠とするならば」ということですね。

大熊委員

昭和12年が既往最大だとは誰も、きちっと認められてない訳ですよ。

宮地委員長

そうですね。それはそうだと思いますよ。

大熊委員

現実にあの時の水害の起こり方だとか、流域の平均雨量やなんか見ると、また違っている訳ですよ。ですから単純に415が既往最大であったということを書かれたんではちょっとやはり問題が残ると思うんですよ。

宮地委員長

だから、竹内委員ね、415をおっしゃりたいのか、450は妥当であるとおっしゃりたいのか、そこをはっきりして下さいよ。

竹内委員

ですから415は出てきた背景というのは、いわゆる既往最大相当と言われる試算で、しかも引き伸ばしを行わないでやったその330m<sup>3</sup>/sの数値に対する一つの同じ計算方法としてやった場合にどうですか、ということをお聞きしたい。

大熊委員

いや、同じ計算方法じゃないんですよ。330は少なくともきちんとして流域平均雨量を出して、初めから計画されて計算されていたものなんです。415はただ長野の気象台の雨量だけから計算しているんであって、あの時の流域平均雨量やなんかきちんとして立証されてない訳ですよ。ですから私は415m<sup>3</sup>/sというのはかなりいろんな問題点があるんで、ここでそういう意味では浅川部会では全く議論されてなくて、この検討委員会の中でもそれほどきちんとして議論されてはいない訳ですよ。ただ長野市の意見だということだけのことであって、だから検討委員会としてあれをきちんとして確認したということではないので、私は415という数字はない方がいいように思います。

竹内委員

ですから「A案を支持する主要な意見」として私は入れて欲しいという意味で申し上げてる訳ですよ。

宮地委員長

さっきは「450は妥当」という言い方でよろしいとおっしゃったでしょう。

竹内委員

450の妥当というのは、その後に出てくる話なんですよ。その審議の経過の中で、要するに既往最大相当と...

宮地委員長

だから別に書けということですか。竹内さんの話は、415を。

大熊委員

そしたらその時にかなり限定的に書いて頂きたいんです。「長野气象台だけの雨量から流出解析した結果」というようなことにですね。

宮地委員長

いやあのね、どうでしょう。私は「昭和12年の長野洪水のデータから見て、415とすべきであるという意見もある。」だと思いますよ。並べて書くんなら。そんなね、妥当であるとかなんとか言わないで。「なお」ですよ「基本高水流量を450m<sup>3</sup>/sは妥当」ここで切れてますね。それで「なお、昭和12年7月の長野洪水のデータから見て415も妥当とする意見がある。」と書いてもいいんです。どうでしょう。竹内委員の真意はそれじゃあないんですか。

竹内委員

415は妥当っていうのを申し上げてるのではなくて。

宮地委員長

じゃあなんでしょう。「とすべきである」でいいですよ。なんかはっきりしてくださいよ。

竹内委員

ですから330に対する対比なんですよ。

宮地委員長

ですけども、よその方のことに言わずに、ねえ、A案を支持する意見と書いて下さいよ。だからそうすれば当然B案と比較したら、「あっちじゃない」と言ってる訳ですよ。どうもはっきりしませんなあ。

竹内委員

いいえはっきりしない訳ないんですけど..。

植木委員

あの意見ですけども、この答申案は極めて慎重な言葉を使いながら的確な文章ですっきりしている訳ですね。しかも基本的にこの文章、私の考え方だからですけど、最大公約数的なところを拾いながらうまくまとめたという判断をしております、今竹内委員のような発言をするのであれば、まだ別なところにもいろんな言い方が出てくると思うんですよ。そこまでいっちゃうとですね、これ全体をもう少しまた見直さなきゃいけないというような話になるのではないかと、私はそういうふうに思っていますので、今の長野市のデータによる云々というのはですね、私は基本的には入れなくていいんだというふうに考えます。

大熊委員

賛成。

宮地委員長

つまり私も「基本高水流量450m<sup>3</sup>/sは妥当」としたのは、かなりの人のご意見をまとめて書いているつもりです。

竹内委員

ただ文章を出せっていうもんで、私は文章を出したんで..。

宮地委員長

だからその通りに書かなきゃいけないとおっしゃるんなら、今のように入れるより仕方がございませんけども。要するにこの中には「妥当」と言ってるのは、330は妥当でないということを含んでる訳ですから、いいえ支持する訳ですから。そういう意味です。ですからどうですか、そこはもう私はいいと思うんですが。竹内委員ご了解頂けませんか。

竹内委員

いや、ですから今までの論議の経過の中で一致はしてないということはね、それはお互い違うんですけど、一応私だけじゃなくて風間委員もご発言されましたし。

宮地委員長

いやいや風間委員は違いますよ。415m<sup>3</sup>/sですよ。415m<sup>3</sup>/sと書けとってるんですよ。それだけで論議は合わないです。竹内さん、先程からの話とどうですか。

宮澤委員

竹内さん文言を言われたらどうですか。

竹内委員

あそうですか、じゃああの。

宮地委員長

今から考えられても困るなあ。

竹内委員

いや、先程の文言言ったのダメだっていう話になっちゃったもんですから、ちょっと私も困ってるんですけども。

宮地委員長

つまりA案を支持する意見ですから、B案のこうこうこういうものは何とかだということは書かん方がいい。書き方としてはですね、私はそう思ってるんです。

竹内委員

「昭和12年7月の長野市から出されたデータから見て、450m<sup>3</sup>/sも、先程、じゃあいいです「450m<sup>3</sup>/sも妥当」

宮地委員長

それじゃあ同じじゃないですか、何言ってるんですか。宮澤さん、どうぞ。

竹内委員

こういう意見も出されたとか、そういう..。

宮澤委員

竹内さんの言っていること私まとめますと、例えばいいかどうかは皆さんいろいろの意見あるけれど、こういうことでしょう。「昭和12年長野地方気象台発表による415m<sup>3</sup>/sは既往最大として注目す

べき数値である」と。

石坂委員

長野気象台、それは違います。

宮澤委員

あ、それは違うんですか。

宮地委員長

長野市です。

宮澤文委員

あ、長野市で、失礼しました。

石坂委員

「長野市の計算によれば」です。

宮地委員長

それでもう1つ「既往最大として」と言うか「高水量として」と言うなら話は分かります。

宮澤委員

「既往最大」と入れる訳でしょう？。

宮地委員長

入れたいんですが、それは既往..。

大熊委員

既往最大ではないんだよね。

宮地委員長

じゃないんですよ。はい。

宮澤委員

あ、ないんですか。

大熊委員

既往最大なら入れてもいいが、既往最大じゃないんです。

宮澤委員

それなら450でいいと思います。

大熊委員

うん、入れる必要はないと思いますね。

高橋委員

あの、そんな数字は何の意味もない訳ですよ。

宮地委員長

そうです。はい、それでは皆さんその方がご意見多いようですから、原文通りに致します。原文通りというか、竹内委員のその部分に関しては入れないことと致します。他に如何でしょう。もうそろそろ終わりたいんですが。

浜委員

公聴会における市民の支持。これをどう扱うかの話ですが。

宮地委員長

あのこれはですね、私頂いたこの意見の中には個人としてお書きになっていた方がある。先程申し上げましたように。そういう意味でございます。

浜委員

いやこれはA案もありますね。

宮地委員長

A案の方でそういうことをお書きになっていた方ございますか。あったらおっしゃって下さい。

浜委員

いや、書いてあるというよりは、論議の中で...そうすると、公聴会の議論を...私が言っちゃいけないんですが、住民の支持はB案しかなかったんですか。

宮地委員長

いや、そうではございません。そういう意味ではなくって、B案...

浜委員

いや、そう捉えがちですから。

宮地委員長

いや、ですから、B案を支持している委員の中にそういうことをお書きになっていた方があったから、そう書いたんです。

浜委員

そうすると、竹内委員の今の話はどうなるんですか。

宮地委員長

今の話はここで、それは既往最大ではないということになりましたんで、それは載せません。

宮澤委員

いや、その、委員長いいですか。あの私の砥川のところにもこの公聴会における住民の支持ってのがあるんですけど、これは公聴会3回やってるところでそれぞれの勢力分野も違いますし、砥川については、私来た時には出来たら両方に書くか、削除してもらいたいということを出したかったんですが、浅川の経過は私分らないもんですから、公聴会も出ておりませんので、それはなんとも申し上げられないところですが。

宮地委員長

私もそれ推測する訳にはいかんもんですからね、だから委員の中に書いておられる方があったらそれ

を書いた。そういうふうに申し上げて、再々ですが、申し上げております。

石坂委員  
はい。

宮地委員長  
どうぞ。

石坂委員  
あの事実がどうだったのかと言いますと、今宮澤委員も言われましたけど、公聴会は半々でした。ですからやっぱり記載するなら両方、しないなら両方しない、そうした方がいいと思います。

宮地委員長  
はい、あんまり私の言うことにこだわらなくて結構です。じゃあ両方入れましょうか。

大熊委員  
お願いします。

浜委員  
お願いします。

宮地委員長  
はい、それではえーとまず浅川の方の「A案を支持する主要な意見」の中にアイウエ...20ページになりましょうか、アイウエオカその次にキにしましょうか。そこへ入れましょう。公聴会における支持

大熊委員  
どこですか。

宮地委員長  
20ページの上に「カ ダム中止に伴って予想される経費の負担は県財政を圧迫する。」この後にキと入れましてね、「公聴会における住民の支持」

大熊委員  
えーとですね、私の記憶では浅川は53人の公聴人がいて、28がいわゆるB案支持、25がA案支持なんですよ。ですからこの今の20ページの(3)のオのところを「公聴会における住民の支持が多かった」とかというような表現であればいいのではないかなと思いますけどね。

宮地委員長  
オのところ？。

大熊委員  
「公聴会の住民の支持」ってとこです。

藤原委員  
えー、苦しくないです？。

宮地委員長

だから数のことは言わなくて、23人でもあったのはあったんですね。そこへ入れましょう、どうですか。

高橋委員

時間の関係でね、発言したくても出来ない訳ですから、そこで数字はおかしいですよ。

宮地委員長

はい、では今のキのところへですね、「公聴会において住民の支持があった」そう入れましょう。それはきっと砥川の方も同じだと思います。いいですね、はい、分かりました。他に如何でしょう。

浜委員

委員長、先程の9ページの利水の件ですが、これ今食品環境水道課と打ち合わせしたんですがね、例の9ページの「利水の現状」ですね、この3行目「これは水道事業認可時には」というところから3段削除してもらいたいんです。これは3万というのは15万4千に入ってますし、数字の違いということではなくて、これを説明するにはちょっと長いいろんなプロセスがありますんで、そういうふうをお願いをしたいと思います。

大熊委員

はい、分かりました。削って頂いた方がすっきりします。

宮地委員長

はい、分かりました。一致いたします。そこを削除致します。そうすると、今のもう一遍申し上げます。20ページの浅川のところの力の次にキとして「公聴会で住民の支持があった」それからもう1つ砥川の方へ飛んでいきますが、砥川の方でも「まとめ」...どこでしょうか、えー「総合的判断」ですから、「A案を支持する主要な意見」20ページです「治水について」アイウエとありますがここへオを入れて「公聴会における住民の支持があった。」よろしいですね。はい、他におっしゃって下さい。もう砥川の方に移ってもよろしいです。どうぞ。

風間委員

浅川16ページの治水対策、でこれ確認なんです、ダム案が257で河川改修が116（砂防施設を含まない）ってことですが、これは正確に言うと「砂防地すべり対策費を含まない」ってそういうことでしょうか。

大熊委員

先程もう議論は終わりました。入れるということで。

宮地委員長

はい、よろしゅうございますか。他に如何でしょう。もう砥川の方へ自由に行ってください。

浜委員

すいません、ちょっと数字の訂正お願いしたいんです。砥川の利水の関係8ページになります。はい利水8ページ中段に「利水の現状」がございます。ここの2行目に32,250m<sup>3</sup>/日があります。これを32,450に訂正をして頂きたい。もう1点その3行下にですね「地下水源13,400」がありますがそれを「13,900」に直して頂きたい。数字の訂正です。お願い致します。

宮地委員長

あ、そうですか、はい。これは数字の訂正ですから、特に利水の座長がおっしゃる訳ですから。で、今幹事会の方から意見がありました。浅川の方の13ページをご覧頂きたいんです。よろしゅうございませうか。下の方の「(2) 浅川ダム計画地周辺環境調査の概要より」というのがございますが、「自然公園等の指定はない。」その次の下から2行目です。「2002年5月に長野建設事務所浅川ダム建設事務所で行った調査によれば」と書いてございますが、これは幹事会の方から「ダム建設事務所から提出された結果によれば」ということだそうでございます。調査と結果とどう違うのかよく分かりませんが。ですからこれは「行った」というということではなくて、そこから「提出された」ここにポイントがあるんだらうと思います。あ、以前に行ったということだそうです。以前なら以前でもいいんだがなあ、まあ、はい「長野建設事務所から提出された結果によれば」これは表現ですから、よろしいんじゃないでしょうか。そういうふうにご変更をお願い致します。どうぞ。

高田委員

今のは「提出された」というより、「いつの調査か」書いておいて頂く方が正しいと思います。

宮地委員長

あ、これは5月にやったと書いてあるんですね。

高田委員

だから「提出された」のはいつでもいいんですけど、「いつの調査か」の方が大事だと。

宮地委員長

いつやったんですか。はい。

藤原委員

私のところへ来ているのは、平成14年5月長野建設事務所浅川ダム建設事務所って書いてあったんですけども、これ見ますと調査は平成5年度調査ってなっているようです。

宮地委員長

はい、平成5年。間違いございませんか。

藤原委員

これがそのものです。この2回前に配られた、検討委員会に配られた資料です。ですからそこは正確にして頂くのは結構です。どうぞ。

宮地委員長

はい、今資料を頂きました。これによりますと「平成5年度調査」と書いてございます。じゃあ「平成5年度に長野建設事務所浅川ダム建設事務所で行った調査によれば」それでよろしいんですよ。

高田委員

はい、そうです。OKです。

藤原委員

はい、分かりました。

宮地委員長

田中さんいいですか?。「平成5年度」

田中治水・利水検討室長  
はい。

宮地委員長  
以上でございます。はい、どうぞ。

宮澤委員

はい。砥川の方に移らせて頂きます。それでは砥川の11ページ、利水の「まとめ」のところから入ります。3行目「県は水源対策等においてできる限り市町村に対し協力すべきである。」と、こういうことですが、この「できる限り」なんていう状況じゃないような気がするんです。平成5年の1月22日の協定がありますから、「県は水源対策において市町村に対し積極的に協力すべきである。」と、こういうふうにはやって頂ければ皆さん合意すると思います。

宮地委員長  
あの、何ページでございましたか。

宮澤委員  
11ページでございます。

宮地委員長  
あ、11ページ。

高橋委員  
関連して…。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

高橋委員

私はもう少しですね、先程河川環境のところでも申し上げましたけれども、非常にこの「できる限り」という文章は余りにも生ぬるいということで、私は「水源対策については財政措置、法、条例等整備が必要となる。」と、それくらいにやらないと、我々前々から言ってますけれど、問題は水利権の問題なんです。水利権の期間更新を是非やれということなんです。あの「上水道は県には責任ないよ」というニュアンスなんです、これだと。一番今問題になっているのは利水の問題なんですけれども、特に砥川の問題については、県が責任を持って財政措置をするべきであるし、法も見直すべきだと、私は考えております。

宮地委員長  
具体的にどう書いたらよろしゅうございますか。

高橋委員

ですから環境整備の中と同じようにですね「県は水源対策について、財政措置、法（条例）等整備が必要である。」というように直して頂きたいと思います。

宮地委員長

「必要になる」…「努力をすべきである」と宮澤さんはおっしゃったんですね。

高橋委員

「財政と法の整備」は…

宮地委員長

「財政措置、法の整備…」

高橋委員

「県は」

宮地委員長

はい、「県」は付いてる。「県は水源対策等について、財政措置、法の整備等を行うべきである。」よろしいですか。

○高橋委員

はい。

○宮地委員長

よろしいですね。はい、そう致します。

五十嵐委員

長野県は法的に可能なの？。可能でないものは出来ないですよ。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

政策秘書室ですけど、あの法律は県は所管しておりませんので、条例は出来ますけれども、法律の方は出来ませんので、「法」と書かれますとそれは間違いということです。

五十嵐委員

「条例」と書けばいいの。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

「条例」は制定権がありますから、それはやるかどうかは別にして、この委員会で書かれること自体間違いではございません。

五十嵐委員

「財政措置」もいいの。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

それはあの委員会がそう言っているというんで、それはこちらがするかどうかというのはまた別の判断でございますので。

五十嵐委員

そう冷たく言わないでよ。ちょっとやっぱり前提だよ。そりゃあそうだ。あんまりその冷たく言われちゃうとさ。

宮地委員長

いや、まあどうでしょう、これは県がどう採るか。むしろやってくれと言っているというふうに理解

しては如何でしょうか。あの五十嵐委員は法律家ですからそうおっしゃるんでしょうが。はい、どうぞ。

宮澤委員

まああの多分大熊先生がこの基本高水のところをお書きになられたと思うんで、先生こちらに出て来られなかったんで、経過等なかなかご存知ない部分もあったと思うんでありますが、浅川と砥川の基本的な違いは、国土交通省が来ているということなんです。それで国土交通省が来て、それで基本高水については「280は妥当である」と280を認めてるんですね。で、これからですね、今ここに私も「補助金等基本法令の予算処置の適正化に対する法律」昭和30年8月21日に規定された中でですね、各省庁はこれから補助金をどうするかってことを決めていくんですが、これからここで決まったものを知事が判断して、その知事の判断に基づいて土木部は国と協議をするんですが、その国と協議をする相手が来て「280は妥当である」ということを言っている訳ですね。ですのでこのところの書き方ではですね、これは同じ内容ではとても、私は部会の中ではしましたですけど、それで280についてあらゆる可能性の案を探ってみたということなんです。経過は、ですからこのところの書き方では、浅川ではこれでよろしいかもしれませんが、とても砥川の基本高水の答申書については、基本的なスタンスが違いますね。ですので、ここはですね、相当ちょっと鉛筆を舐め直して頂かなければ、とてもとてもこの内容では多分私は経過をよく存じている部会の人達も含めて、これから国土交通省と話をしていく時に「僕らが行って、あなたがたこういう話をしたじゃないの。それをどういうふうに取り取ったのよ。」と、こういうような話に当然なる訳で、280ということが大前提で河川改修案すべての案をやって、そしてその案では河川改修案の中では280では出来ないということで、その中で280という案を5人の方がご提案されたと、こういうことだもんですから、このカバー率の問題だとかいろいろな問題とかっていうのは全然経過が違いますよ。そこのところを同じスタンスでこの答申をお書きになられてしまうと、ちょっと大きな混乱をしてしまう。ですのでここは基本的なところですので、もうちょっとこの答申の基本高水の内容では、とてもとても難しいとこういうふうに思います。

宮地委員長

あの、はい、どうでしょう。つまり宮澤委員がおっしゃられたことは、実は私はそういうご意見も個人の意見としてございましたんで、A案を支持するところに書いてございますが、そのことをですね、そういう議論があった、国土交通省からも来てそう言ったと、いうことをこの高水の例えば4ページの中に織り込むということでは如何でしょうか。

宮澤委員

あの、要するにこれからここでもって出された結論を知事が判断をされて、そして議会いろいろありますけれど、それは知事の判断に基づいて、土木部がその結論を出した「280ということは妥当である」と言った人と検討に入る訳ですよ。その時にこの書き方では、私は基本的に違うと。

宮地委員長

いやですから、どう書きましょう。

宮澤委員

これはやっぱり基本的に基本高水も、この5ページの「なお」からまあ全体的な部分もそうでございますけれども、5ページの「なお」から、それからもう1つ、B案につきましてもね、両方同時にスタートしたという経過では下諏訪は違いますよ。ここもそういう経過の中で280というものをやって、話の中で出てきたものでもございますので、そこのところをどういうふうにご説明されるのか、それとここに出されたかたちの5ページの案では、最終的に「カバー率はほぼ75%に相当する」ということでございますけれども、この検討委員会でもカバー率ということではなくて、あくまでも既往最大ということでもってお話をしてきたので、少なくともこれはB案のこの案としてこの、私はB案を尊重しない訳ではありませんので、尊重するとしたらこの「ハイドログラフ群に対して、カバー率がほぼ75%

に相当するものである。」と、これは個人的なご意見だと思いますので、これはもうとにかく削除して頂くと。それから「なお」からのところはですね、やっぱりあのもっとちょっと違うような言い回しを書いて頂きたい。

大熊委員

はい。あの、提案致します。その5ページのB案の下の「なお」以下のところで、「なお、基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sから200m<sup>3</sup>/sに下げることば治水安全度を下げることであり、認められないとする意見があった。また国土交通省は砥川部会に出席し、280m<sup>3</sup>/sは妥当であるという見解を示した。」といったような一文を入れたら如何でしょうか。さらにということで。そういう見解を示して頂いた訳ですから。よろしいですか、そこ。

それからB案の表現に関しては、浅川の方も結局この検討委員会の中で、最終的に34年型の330m<sup>3</sup>/sが認められたということで、砥川に関してもこの検討委員会の中でいろいろ議論された、砥川部会の答申を受けてここで議論されて、私はこういうようなことで一応統一した認識が得られたと解釈してこういうふうにしたんですが。

宮地委員長

はい。

宮澤委員

これはですね、カバー率についてのこの場も大熊先生もおいでになられて、まあ高田委員さんはずっとカバー率の問題にお触れになられましたけれども、ここではこの前の基本高水の出し方についてはカバー率のことについては触れないで、既往最大でいこうということになったはずで。それと平成11年の6月の降水の既往最大量っていうのは、ダムを計画する中で平成11年の6月の水のことについては、過去のデータの中に入っていない数字なんですよ。なんだけれど私もB案を提案される方々の熱意によって、そういうことを言うんじゃないで、この平成11年6月の洪水の160m<sup>3</sup>/sを採用した経過があるんですね、一歩折れて。で、そのところもありますから、ここまでに加味されてしまいますと、ここら辺のところ全般的に経過の中でいじらなければならなく、私も部会長としてですね、ならない立場になってしまう。で、ここも議事録起こして頂ければお分かりですが、多分大熊先生もカバー率のことについては、一度提案されたのに対して降ろされて、そして既往最大+20%の安全率ということで当時お話をされたはずでございますので、これはどうしても外して頂きたい。お願いします。

大熊委員

これは充分部会で議論されている内容ですよ。

宮澤委員

ええ、十分ではないですけど、まあ、まあ。これはあの私も部会長として採用させて頂きましたので、審議はしっかりとした訳ではありません、280ですと審議しましたんで。で、これは皆さん納得して頂けると思いますが、「これは」から「75%に相当するものである」とこういう議論は部会の中でも、ここでも一度も議論されてなかった問題だと思いますので。

宮地委員長

「75%に相当する」これをですか。

宮澤委員

はいそうでございます。この2行は是非とも削って頂きたい、というのが1点です。まずこのことから先に。

大熊委員

ある意味では200m<sup>3</sup>/sというものを説明する時にですね、私はやはりこの表現というのは、今後認可が受けられるか受けられないかといったような問題が入ってきますと、「河川砂防技術基準(案)」に則っているか則っていないかということが大変重要になってくる訳ですね。ですから敢えて私はこちらをある意味では客観的な説明文として入れたということなんです。

宮地委員長

あの宮澤委員に伺いますが、この「前記A案の算出ハイドログラフ群に対して」そこから見ると75%に相当するということですね、これ。だから別に大熊さんの意見ではなくてそういう数字なんですよ。それを見れば、

大熊委員

そうです。

宮澤委員

あの、いいですか。じゃあ私75%っていうのは、今までのカバー率280じゃなくて320も含めて75なんですか。

宮地委員長

違う、違う。

宮澤委員

だから320っていうのは11年6月の洪水のことなんですよ。間違ってもらっちゃ困りますよ。

大熊委員

いや、私はもともと県が流出解析して出された結果のものを前提として議論をしている訳です。

宮澤委員

そうですよ、委員長。それは、それだとしたならば、平成11年の6月の洪水は入っていないんですよ。

大熊委員

入っていないです。

宮澤委員

それを大前提にしていながら、その洪水を採りながら、違うところから持ってきたカバー率を上げるなんてことはおかしいことじゃないですか。

○大熊委員

いや、おかしいとは思いません。

宮地委員長

いや、そうじゃないですよ。「相当する」と言ってるんですよ。「そこに持っていくと相当する」と。議論の中で。

宮澤委員

そんなこと別にみんなで話し合いを1度もしてないのに、どうしてこんなこと載せるんですか。

大熊委員

いや、それは話し合っただけで十分議論してたと私は認識していますが。

宮澤委員

いえいえ、全然議論してないですよ。どうぞ皆さんに諮って下さい。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

これはカバー率の話は私しよっちゅうやってましたし、一時私が提案した220m<sup>3</sup>/sというのはカバー率80%ぐらいだと、そういう話もしている訳ですね。で、結果的に200m<sup>3</sup>/sになって、当初の計画からいって75である、これは大熊さん言われたとおりです。で、11年6月の雨に関しては、これはその結局その降雨継続時間の問題が出てくる訳です。

宮地委員長

いや高田委員、11年のことを議論しているんじゃないんですよ、カバー率が75%っていうのは何を基準にしているんだっていう話ですね。ですからここはですね、この文章ですよ「上記A案の算出ハイドログラフ群に対して、つまり砥川の計画降雨に出ているあの中で勘定すると75%に相当してますと、こう言ってる訳です。だからこれは僕は議論して決めるものではなくて、勘定をすれば出るはずだと思うんです。

宮澤委員

いやいや、委員長。私はここでカバー率に相当するということを入れること自身が、そうすると200m<sup>3</sup>/s自身の決め方が他の特別委員から大クレームが来て、部会を、今もう私のところへ来てますけど、再度開かなきゃならなくなる位の大きな問題なんですよ。

宮地委員長

なるほど、分かりました。

宮澤委員

これはね、ちょっとそんな簡単な問題じゃないんです。大体200にすること自身が...

大熊委員

それじゃあ、書くことは如何ですか。

宮澤委員

ダメです。一切ダメです、これは。これをやると全面的に200をもう1回決めなおすことの部会を開かなきゃならなくなります、私は。

大熊委員

いや、私はこの文章はですね、それこそそのB案を認可するか認可しないかという議論の時には、やはりこの文章がないと非常に困ると思うんですよね。

宮澤委員

委員長。私は困るとか困らないとかっていう問題は、今までずっと大熊委員さんは「国が判断するこ

とである」ということをお話になっていたのに、ここへきて「それは入れなければこうだ」って、それはね、お話になられる内容のこと分からないじゃないですよ、しかし先程もおっしゃられたように検討委員会の経過を踏まえたりすることからするとですね、今のお話はちょっと前後のつじつまが合わなくなりますよ。もう1回言いますよ。そういうことになりますと、私共これ全部前の分まで全部書き換えて頂かなきゃ困ります。とにかく280というのは国土交通省が決めるんです、ここ。いくらに基本高水するか。その国土交通省が部会に来て、280は妥当であるということで280を決定してるんですね。だから280に対していろいろな案をやったんです。だから大熊さんご存知ないって言ったのはそこですよ。

大熊委員

いや、そういう意味では浅川だって450を決定してあるある訳ですよ、既に。既に決定してある訳ですよ。

宮澤委員

ちょっといいですか。私共はこの検討委員会で、国土交通省から来て頂いたんでしょう。この前からの議論の中でこう書いた時には国土交通省来て呼んで、話を聞けるところが出ているのに、いいですか、国土交通省が、決定する人達が来て、280が妥当であるからということで、280に対する案を練ったんですよ。

宮地委員長

宮澤委員ね、お話が2つあると思うんですよ。280を国土交通省が妥当であると認めた。その話はどっかへ入れた方がいいですね、きっと。その話どっかへ入れましょうよ。ね。それともう1つね。この200というやつについて、今の宮澤さんのお話は、僕がもうちょっと言葉を足せばですよ、こういうのはその行って説明する時の話だと、ね、県の人が。だからここ例えば無かったとしたらどうなるかっていう話ですよ。無くてもいいではないかっていうことでしょ。

宮澤委員

そうです、そうです。別に書くことじゃないじゃないかということですよ。

宮地委員長

だけどそれは書いておいた方が親切だろうと、こういうことをおっしゃってる。

宮澤委員

委員長、私もこのところは部会のことについてですね、カバー率の問題のことについてもし議論をするんだったら、部会から始まって議論をしっかりとしなければなりませんし、ここでもこのカバー率の問題のことについては、砥川については、議事録休憩とって調べて頂ければ分かりますが、論議はしないと私は思うんですよ。私だけじゃなくてね、砥川のことずっと出席した高橋部会長代行にもお聞きして頂きたいんですが、そういう経過があったんで私は今申し上げてるんです。

宮地委員長

分かりました。高橋部会長代行どうですか。

高橋委員

確かにカバー率についてはね、議論してないんですよ。で、160m<sup>3</sup>/sについてはね、例の320m<sup>3</sup>/sもあるけれども、一応痕跡から妥当だろうと。まプラスの話は別としてね、160m<sup>3</sup>/sを既往最大にしましょうということだけは決まってるんですよ。で、敢えて今部会長が言っているようにね、ここでどうして75%に相当って、逆算すればすぐ出ることだから敢えてこれはやることはない

だろうと。これを書いてしまうとですね、ダム要らないよというようなニュアンスになっていっちゃうんでね、その問題だと思うんですよ。で、浅川と砥川の違いはそこなんです。そこだけをはっきりしてくれということなんです。砥川は既往最大を採ったということが非常に意義がある訳ですからね、その辺を理解して欲しいということです。

宮地委員長

はい。それじゃあ、どっちいきましょう。石坂さんさっきから挙げてるから、簡潔に願います。

石坂委員

あの、同じことを言いたい訳ですが、宮澤委員の思いとか、ちょっとこの書いてある起草委員の意図と話がちょっとすれ違ってると思うんですね。起草委員はあくまでもこれは200m<sup>3</sup>/sの説明として、「河川砂防技術基準(案)」に照らせばこういうことですよという注釈を加えてる訳ですが、ただしその今まで部会で基本高水のいろんな議論があった経過から言って、この記述があると、部会の議論がこういう議論をして決定したかのように誤解されてしまうってことを宮澤委員は心配をされてるんだと思うんですよ。だからそういう誤解を生むというのであれば、誤解を生まない記述にすればいい訳で、ここでセットで書かなくてもいいかもしれません。

大熊委員

あのB案というところから外して下に入れるということは如何ですか。

宮澤委員

委員長、あのですね、これそのままダメですよ、先生。

宮地委員長

ちょっと待って下さい。高田さんのご意見。高田さん。

高田委員

宮澤部会長が、その国土交通省が来られてOKだと言ったと、妥当だと言ったということにこだわるんですが、他のダムも全部OKしている訳です。もう認可されてる訳です。そこで田村企画専門官ですが、来られて280m<sup>3</sup>/sを妥当といったことを金科玉条のように言われるはおかしいと思います。それで今先程から大熊さん言われているこの75%というのは単に別の物差しで計ってるだけですからね。これにこだわる必要はないと思うんです。

宮地委員長

そういう意見もございますね。そうです。私もそういう意見なんですが、勘定すれば出る話だと。だけれども部会の中ではそこまで詰めて議論はしなかった。だから結局ね委員会としてやって、後ろの方に書いてあるならまだしも、部会の段階の議論としては、こう書くのはちょっとまずいと、こうおっしゃってる訳ですな。

宮澤委員

はい。委員長。委員長のご整理で私もその通りなんですが、だから私もこの280m<sup>3</sup>/sを妥当だと部会でもやりましたので、ということと言った時には、既往最大プラス安全度というやり方で、こういうことで出しましたと、これが部会の皆さんの意思でございましたから、それがどういうふうなかたちになるだろうかなるまいが、ということで、これはそういう経過で出ている数字だということが出てきた訳でございますので、これはここでもってこういうふうにかぶせられるのは困るということです。

宮地委員長

はい、分かりました。如何でしょう。あの他の砥川の部会の委員もおいでになられますが、例えば部会長と部会長代行はそうおっしゃっておられます。それでこの話はまだ部会のところの議論でございますね。

宮澤委員

ええ、部会上がってきて、200が妥当かどうか決めた時があったと思うんです。議事録調べて頂ければ、その時に先程高田委員さんから220がいいと、そして私は200しかないんじゃないかと話をした時にこういうお話をしたつもりです。

宮地委員長

宮澤委員ね、「この2案について審議の結果、いずれも基本高水の候補案として認めることとした。」というのは「検討委員会では」です。ね。ですから前に書いてあるのは部会から上がってきたのはこういう意見である、それを両方とも認めたということですね。如何でしょう。えーと大熊委員、やっぱりこだわられますか。

大熊委員

はい、それじゃあB案のところで「これは「河川砂防技術基準（案）」に照らせば云々カバー率75%に相当するものである。」というのは削ります。それで先程もありましたけれども、言いましたけれども、「なお云々認められないとする意見があった。」の次に「また国土交通省は砥川部会に出席し、280m<sup>3</sup>/sは妥当であるという見解を示した。」それからずっと最後の方で「検討委員会ではこの2案について審議の結果、いずれも」の間に「河川砂防技術基準（案）」に照らし、いずれも基本高水の候補案として認めることとした。」と。やはり「河川砂防技術基準（案）」に照らして」という言葉はどっかに残して欲しいということで、以上のような提案で如何でしょう。

宮地委員長

ああ、そりゃそうだ。

宮澤委員

いや、委員長。これは入れてもらっては困ります。あの経過が違いますから。

大熊委員

どれを入れたらいけないんですか。最後の「検討委員会では」というのはいいんじゃないですか。

宮澤委員

いやいやだから、あの先程大熊さんが出て来られる前のところに、最初に書かれているこの「冒頭に述べた」というこの文章についても、先程クレームが入ったはずでございますけれど、こここのところの論調と、砥川と浅川は若干違うんですよ。ですからこと同じような文言では困るんですよ。これは今私のところにも今来てますけれど、この間の経過を心配していて9名の方の直印付きの部会召集の願いが来ています。で、今日特別委員さんも、意見はそれぞれ異なったり同意したりした人たちがそれぞれおこしてございますけど、そのくらい重要な問題なんです。これは一緒にもっていける問題じゃないんです。そこだけご理解して頂きたい。それだったら私はこの前文の「基本高水」についての「次いで...前提として、計算された」と、こここの以降のところは全部カットして頂きたい。全部カットして頂きたい。要するにですね、もしそこにこの問題を入れるとしたならば..。

大熊委員

じゃあ今私の言ったその「この2案についての審議の結果、いずれも基本高水の候補案として認める

こととした。」と、それであればいいということですか。

宮澤委員

ええそれなら結構です。それだったら前のところについては結構でございますけれど、私はこの部分を取って頂きたい、もしそういうことであるならば。

大熊委員

はい、了解しました。

宮地委員長

はい、分かりました。それではまとめます。B案の5ページです。B案の上のところ「25%の安全率を加味して、200m<sup>3</sup>/sを医王渡橋基準点の基本高水流量と想定した。この200m<sup>3</sup>/sを基本高水流量としてダムを建設することなく河川改修で対応する。」これによろしゅうございますね。それからちょっと後のところ、僕文章今ははっきりメモしてないんですが「国土交通省が基本高水280m<sup>3</sup>/sは妥当であると認めた」とそういう意味の文章を入れるんですね。

大熊委員

はい。「砥川部会に出席し、280m<sup>3</sup>/sは妥当であるという見解を示した。」

宮地委員長

それは審議の経過として入れてよろしいと。それはどこに入りますか。

大熊委員

「なお、云々認められないとする意見があった。また、国土交通省は砥川部会に出席し280m<sup>3</sup>/sは妥当であるという見解を示した。さらにカバー率云々」というふうにすれば、「また」を「さらに」にすればいいかなと思います。

宮地委員長

はい。それはよろしゅうございますか。

宮澤委員

はい。それと「これらの値は冒頭に述べたところから、意見があったということで、これらの値は検討委員会では2つの案について審議の結果、いずれも基本高水の候補案として認めることとした。」とこういうことにしてよろしゅうございますか。

宮地委員長

はい、「河川砂防技術基準(案)に照らして」という言葉は取ります。如何でしょう。他に。もう大分時間が参りまして、そろそろ5時でございますが。はいどうぞ。

浜委員

またちょっと訂正をして頂きたいんですが、利水のことで大変恐縮でございます。砥川10ページ。中段ぐらいにですね「東俣川において必要に応じて暫定豊水水利権の取得により早急な水源対策が可能である。」というふうに私書いてあるんですが、暫定豊水水利権の私考え方が少し間違ってます、これは急激な人口等の上昇によりやむを得ず暫定水利権を使えることもあるんですが、これ部会でも委員会でも論議をされておりませんので、これは削除して頂きたいと思います。

宮地委員長

えーと、どこからどこまでですか。

浜委員

あ、すいません。「東俣川において必要に応じて暫定豊水水利権の取得により早急な水源対策が可能である。」というところまで削除して頂いて、その手前で「水利権は確保されている。」というところで止めて頂きたいと思います。

宮地委員長

「されている」...そういう話があったのかな。

浜委員

ええ、これを削除して頂きます。それでその手前のところは「確保されている。」で止めて頂きたいんです。

宮地委員長

暫定豊水水利権は取得されていないんですか。

浜委員

これは取得されていないんです。

宮地委員長

いないんですか。あ、そうですか。

浜委員

ですから早急な取得をすることによって...

宮地委員長

あ、すれば、という意味なんですな、これは。はあ、「すれば」と書きちゃだめなんですか。

浜委員

この暫定豊水水利権自体のですね解釈が全然違っておりましたね、これはやむを得ず水道水を供給する為の原水が不足をして、すなわち急激な人口増加だとか、そういう類のものに対して、水源施設対策の完成を待てないといった時に...

宮地委員長

ああ、だから暫定か。

浜委員

ええ、これは待てない時に暫定で出すよということで。

宮地委員長

なるほど、それでいつまでも続くもんじゃないんですね。あ、そうですか。それじゃあよろしゅうございますか。私その辺よく分かりませんが。削除してよろしゅうございませうかなあ。

宮澤委員

委員長、先程浅川で確認しました財政のところと、公聴会のところにおいての意見も一緒に付けて

頂きたいと思います。

宮地委員長

あの支持する意見のところですね。はい。

宮澤委員

そうですね。あの先程訂正になって頂いたあの財政の座長さん合意して頂きました点でございます。

宮地委員長

えー20ページの「A案を支持する主要な意見」ここでオにします。

宮澤委員

それから公聴会の方のもお願い致します。3回開いておりますので、それぞれ。

宮地委員長

公聴会だけではいかなのか。B案の方公聴会だけなんですけど。

宮澤委員

B案の力は「公聴会における住民の支持」というのはこの200についてあった訳ですからこれはよろしいと思いますが、ずっとこの200を提案したのは、最後の3回目の公聴会だけでございますから、それで住民の人達の支持があったんで200にしたと、こういう経過でしたよね。

宮地委員長

そうですね。

宮澤委員

それで、そうすると今度は、A案の方はずっと1回目から支持がこれございましたので、そういうことで。

宮地委員長

じゃあ「部会及び」と入れればいいんですか。

宮澤委員

ええ、あのいや、ですので21ページですが、私古い方見てるんで、「B案を支持する主要な意見」の中の「カ 公聴会における住民の支持。」ってのがございましたですね、これもA案にも同じように、先程の..。

宮地委員長

はい、だからA案の方へ「部会及び公聴会」と書く訳ですね。はあはあ、はい。

宮澤委員

それからですね、先程の財政の「まとめ」のところ、私古いの持ってますが、17ページの さっきのダム撤去の問題のところを同じように、ダム案の中の撤去費の中に、これ先程の、同じことでございます。

宮地委員長

撤去費はどこにあった...はいはい、ページ19の。

宮澤委員

この文章を消しちゃって、先程の のところにある文章をまるっきりこれを入れるという、そこをお願いを致します。

宮地委員長

はい、分かりました。それはさっきと同じですから。ページ19のEのところへ入れると。お分かりですか。はい。他にございますでしょうか。

高田委員

これは部会でも話が出たんですが、利水の、例えば9ページですけど、下諏訪の1000m<sup>3</sup>/sの問題。これはもともと高度の政治判断というところから出発している訳ですね。ここでは単に新規水源を求めているということなんですが、なんか表現の仕方はないんでしょうか。だから高度の政治判断というのは一般の人には全く通じない話になってしまっています。

宮澤委員

えーと、ちょっとよろしいですか。経過の中だけ、私報告しますけれど。高田委員さんがお話になられた、論議も出されたことも事実であります。その後どっかで書いたと思うんですが、緊急時とか非常時のことがあるので確保しておきたいということが水道事業者の方から出たんじゃないかなと思ってますが。

高田委員

ええ、あの最後にはそういう話になりまして、うやむやの状態になりました。

宮地委員長

あのどうでしょう。高度の政治的判断ということを書いても益々分からなくなりますと思います。どうでしょう。

高田委員

まあ、知る人ぞ知るといふかたちでしかないかもしれませんね。

宮地委員長

要求していることは、要求している。どうでしょう。よろしゅうございますか。えーと、この両方に示したここまでのことについては、もはや追加することはございませんか。なければ次に参りたいと思いますが。

高田委員

あの1つだけいいですか。これはその利水の座長に聞いた方がいいと思うんです。岡谷市の1万m<sup>3</sup>/sの取水規模に対して、3千m<sup>3</sup>/sで十分であるというそういう意見も出されてたんですね。それが消えてしまってるんですが、結局その辺はどう考えれば、要するに3千m<sup>3</sup>/sで十分間に合うはずだ。で1つはその人口の予測というのが一旦減ったのがまた増えるかたちになっている。実際に岡谷の希望取水量がその場で市長が減らしていいと言う。そういうことでそれ以上の議論というのは殆ど無かったんですが、その辺は、まあ今更という感じはあるんですけど。

浜委員

委員長。まあ3千m<sup>3</sup>/sの問題はですね、それに対するしっかりした根拠がなされていないと思うんですね。それで岡谷の人口増加率に対するいわゆる需要水量に対しては、確かにそこで3万3千m<sup>3</sup>/

sまで減らしてきたということは事実なんです、ただ12,400m<sup>3</sup>/sの汚染された水というものがある訳ですから、それに対して3万3千m<sup>3</sup>/sに対する1万m<sup>3</sup>/sですから、これについてはやはり水道事業者に対する理解は我々としてはしてかなければならないということなんです。それで1万m<sup>3</sup>/sというのは、水道事業者としての要求の中で強いものがありますからここに載せてきたということなんです。

宮地委員長

高田委員よろしゅうございますか。

高田委員

はい。

宮地委員長

それでは以上で両部会のこの部分についてのご質問はないと、こう理解を致します。それでははいよいよですね、この意見を踏まえまして、前回の検討委員会で起草委員に依頼されたことは、各委員から出された意見を集約し、それによって結論を書いてみると、こういうこととございました。それを起草委員6名でご相談をして書いたものがございますが、それをご提示してよろしゅうございますか。はい、それは浅川と砥川とご一緒に見せた方が簡単だと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは配布して下さい。

浜委員

委員長、すいません。6名で書いたとおっしゃいました？。

宮地委員長

起草委員が...あ、失礼しました。あの起草委員6名で相談をしまして、結論の方向を相談しました。で、その考え方に従って委員長がこの結論を書きました。私ちょっと言い間違えました。方向は皆さんとご相談を致しましたが、書いた文章は私の書いたこととございます。よろしゅうございましょうか。あ、まだ配ってるんだ。砥川と浅川と両方あんまり明記してございませんですが、一番下のところ見ると砥川と浅川と違ってるんです。

はい、2枚いきましたでしょうか。それを私が書きましたので読み上げます。よろしゅうございましょうか。

結論、実はこれ浅川と砥川と同じような書き方をしていますが、委員会は上記両論について、これは上記両論と申しますのは、今まで議論して参りました「総合的判断」のところにかいてあるA案とB案ということでございます。上記両論について、そのいずれが妥当か、部会を含めて、冒頭に見た視点と方法に基づき...ん？これは部会の意見を含めてだな。ちょっと待って下さい。はい、部会を含めてでいいでしょう。このまま行きます。もう一遍申します。委員会は上記両論について、そのいずれが妥当か、部会を含めて、冒頭に見た視点と方法に基づき精力的に検討を行なった。

まず第一に情報公開と住民参加について、限られた時間のなかで、できうる最大の努力を行ったということである。ほぼ1年にわたる事務局を含めた昼夜を分かたぬ努力は、過去の長野県の各種委員会あるいは過去日本で行なわれたどの委員会と比べても、まったく遜色なく、その過程は今後の河川行政にとって、貴重な経験になると確信する。

しかしその過程で困難もまた明らかになってきている。

本答申をみればわかるように、委員会ではその可否を決定するにあたって、基本高水だけでなく、地質、環境、財政などさまざまな要素を検討対象としてきた。しかし、これらの要素は何よりも基本高水に象徴されるように、それ自体として意見が分かれ、必ずしも一義的な解答を求めることができないというだけでなく、それぞれの要素をどのような順序で価値付けをしていくべきかということについても殆ど意見の一致を見ることができなかった。この点は価値観の異なる多数の委員から構成される委員会

の限界としてあるだけでなく、学問的にも残された大きな課題として、今後も大いに追求されなければならない。

さらに大きな論点は、特に財政に顕著であるが、ダムを造るにせよ、中止するにせよ、今回のダム建設が、その費用の大部分を国が負担しているという制度的現実があるということである。それは「補助金の返還」問題など、国の意向がおおいに反映するという形で、それぞれの委員の判断に影響した。そのため、委員会は補助金の返還あるいは新たに国の補助金が得られるか否かなどを含めて、国の動向を知るため努力を行なった。しかし、国も河川政策の大きな転換にあたって様々な実験を開始した。さらに大きく国も自治体も折からの財政危機や公共事業見直しの動きを受けてきわめて早いスピードで政策対応を行いつつある。そのため、委員会は確定的な情報がないまま現在に至り、このような困難の中で結論を出さざるを得なかった。

これが前書きでございます、

答申

これまでの委員会審議の概要ならびにこれについて委員から寄せられた意見を総合して、委員会は浅川の総合的治水・利水対策として、

B案すなわちダムによらない河川改修単独案およびそれに対応する利水案が妥当であると考えている。

こういうのが浅川に対する答申でございます。

浜委員

委員長。大変申し訳ございませんが、これは起草委員会で話し合われた一つのシナリオとは全然違います。私はサインできません、これでは、

宮地委員長

どこでございます。

浜委員

最終の答申のところですが、これは数で、多数ということで1本に絞っていくと明解に委員長はおっしゃったじゃないですか。これは一体どういうことなんですか。

宮澤委員

どういうことですか、それは、多数ってことは、どういうことですか、起草委員会で多数決を採ったってことですか。

宮地委員長

違います。

浜委員

起草委員会ではそういうじゃなかったんですか。私は昨日、おとといも、委員長にはそれを再度確認している訳ですよ。そういう表現でやって頂けるとのことだったんじゃないですか。まるでこれはウソじゃないですか。

宮地委員長

いや、あのこういうことです。委員から寄せられた意見を総合して、ということは、委員から寄せられた意見が、そちらが多いからですよ。

浜委員

いや、ですから多数ということでやったんでしょう。

宮地委員長

多数と書けばよろしいですか。

浜委員

そうですね。そういう書き方をして頂けるということだったじゃないですか。

宮地委員長

ああそうですね。私「総合して」と書いたんですが、それでは足りませんか。あのもう一つ最後までいきます。実はご覧のとおり砥川の方も同じ表現でございます。ですから「多数」と、要するに数を書くかどうかということについてはいろいろ起草委員会で申しましたね。如何でしょうか。その辺起草委員会からのご意見を頂きたいんですが。どうぞ。

藤原委員

この答申に当たってはね、やはり各人が責任をもって出した意見がありましたね。それには個人がきちんと名前を付けて公表されてもいいというね、そういうのは13回目の時に一部の委員からあった訳ですよ。ですから僕はやはり各人の意見書というのは、あれは公開されるべきだと思っておりますし、その委員の意見を踏まえてね、私はその委員長だけがずっと持ってた訳ですよ、それで最後の時にその各人の意見を見せて頂いて、それでどちらの意見が多いかということ私を判断して、多数意見で1本にまとめて下さいと、ただし、少数意見については尊重するというので、きちんとその少数意見はその人の名前を出して明らかにすると、そういうふうにして下さいと私は申し上げました。

宮地委員長

はい、そういう意見は藤原さんはおっしゃいましたけれども、それは委員会の共通の意見にはならなかったと私は思っております。

宮澤委員

委員長、まずこれ結論案ですか。案ですね、これは。案をご提起されたんですね。だったら案と書いておいて下さい。申し訳ないですけど、はい、それが1点。それからですね、今これをお聞きしました。それで今までの経過も含めて、どうしてこういうふうな形になったのか、具体的なことを言って下さい。

浜委員

委員長、ちょっとお願いします。今藤原さんのおっしゃったことが私は起草委員会の中で、この結論を出すに至るまでのプロセスで、全員の方が合意したと私は思っております。で、その中でもし数でいくのであるならば、私達はいわゆるダムでしかできないという方々は、これはもうバンザイせざるを得ないと申し上げてきているんですよ。ですからこの答申案を1本に絞るといふ委員長の案に、私はそういう形で合意をしてきたんです。そのことだけは委員長、しっかりともう一回起草委員会の中の論議を思い浮かべて頂いて、お話を願いたいと思います。

宮地委員長

はい、すいませんどうも。はい。

藤原委員

あの答申を書く起草委員会の多数決ではありません。この最後の答申の結論を書くのは、これは検討

委員が15名ですが、15名の出したその意見の多数ということで僕は1本化して下さいというふうに申し上げました。

宮澤委員

ちょっとよく分かりませんが、その経過をもう少しつまびらかにですね、最後にきて何かちょこちょこっと非公開でもって終わってしまうような感じを持っておりまして、これはあくまでも案でしょうから、そのところは冷静にですね、起草委員の人たちがいろいろ揉めるような事ないようにしっかりと話を、今日も傍聴席こんなにおいでになられてるし、ずっと今まで公開でやってきた訳ですから、これで決まった訳でもないと思いますし、それでしっかりとやって頂きたいと思いますが。

宮地委員長

はい、分かりました。あの起草委員会の中の経過を申し上げます。各委員からお出し頂いた案がございます。どちらを支持するかということと、それから答申書の中に盛り込んで欲しい意見を書いてくれと、それを私は持っていました。それで26日と7日にまず第1回をやったんです。でその時にですね、実は私だけこれを持っておりまして、起草委員の人にはすぐにはお見せしませんでした。ところが率直に申しますと既にその前日だったでしょうか、あの新聞紙にどなたがどういう意見を支持しているかということが出た訳でございます。そういうことが出ておりますと、大変困ったんですが、ただしそれは外のことでございますので、委員会としてはそれは頭の中には入れませんでした。ただしそういう段階でしたので、私はこの書類をもう起草委員の方に提供を致しました。その結果の中に、どなたがどういうふうな意見を持っているかということが書いてございました。それを集めるとどちらの案が多数であったかどうか、そういうことが分かりました。それでそのことについて、これが委員の意見が多数であったからこうしようと、浜さんがおっしゃったのは、そういうことでございます。

起草委員の中ではそういうふうに出した委員の意見を総合して、B案が多数であったと、そういうことでこちらの方向で書こうと、こういうふうに合意をした訳でございます。

浜委員

それなら、そういう形をとるんであるならば、私はやむを得ないと、こういう言い方を申しました。

宮地委員長

はい、そうございました。分かります。従って浜委員が非常に抗議を申しておられるのは、その辺が委員から寄せられた意見を総合してという曖昧な書き方がしてあるということですね。

浜委員

ですから、そのプロセスをはっきり書いて下さいと私申し上げた。そうでないと私は立場がないと申し上げた。

宮地委員長

プロセス?。ああ、そうするとね、今の私が言ったことを文章にすればよろしゅうございますか。つまり私は「委員から寄せられた意見が多数であった。このことを考慮して委員会はこうこうこうということが妥当であるとする。」これでもよろしゅうございますか。例えば、ちょっとはしよりましたけれど、はい五十嵐さんどうぞ。

五十嵐委員

私も起草委員の一部ですから、その審議に参加しておりますので、事実経過は半分承知しております。それで浜さんの意見もよく承知しておりますが、例えばですね、2つ今藤原さんと、2つ意見が出てくるんじゃないかと思えます。まず多数か少数かというかたちでいきますと、多数が書かれるに決まっています。事実多数だと思いました。でそのことをどうしても文章上に入れるということであれば、この

後ろの方に「B案すなわちダムによらない河川改修単独案およびそれに対応する利水案が多数であり妥当である」と考える。」ということであれば、それは多数か少数かであれば処理つくというふうに思います。まあ書いても書かなくても同じことですけど、少数書く訳ないでしょうから、多数であるといえばそういう表現でけりがつくと思います。

で問題はその少数意見の方についてそれぞれ皆さんが独自に全部意見を言いたいということであれば、それを付するというのもひとつであるし、そうでないのもひとつであるというふうに私は思います。

宮地委員長

ええ五十嵐委員がちょっと、あ、竹内委員どうぞ。

竹内委員

あの多数で決めるとか決めないとかいう話が出ていて、しかももう既にこれ結論、案ですよ、案として出た。私は当初から申し上げているようにやっぱりその多数決、委員長は初めから「多数決は採らない」こうやって言っていましたよね。

宮地委員長

「決は採らない」と申し上げました。

竹内委員

ですよ、「決」は採らないけれども「数」ですよということですね、これは。今の五十嵐委員の言われていることは、結局その「多数であり」と言うことはね。どこが違うんですか、ですから。で、それでしかも今藤原委員が言われたように、しかもじゃあ個々のどういう意見が誰が出したのかということは公開されずに「多数」であると。これはどこがどうして「多数」なんですか。そこを確認したい。それからやっぱりなぜ「多数決」によらないのかということ初めに宮地委員長が言われたというのは、私は治水とかそういうものの真の治水を検討するこの委員会に基本的になじまない、要するに生活の、住民の安全や安心とか信頼ということを基本に据えていけば、その原点が私はあったと思うんですよ。ただ意見が合わないから結局そういうこととして流れが出てきたんだろうというふうに思っています。しかしこの結論の答申書の経過からしますと、「B案すなわちダムに依らない河川改修単独案およびそれに対応する利水案が妥当である」と考える。」なぜこういう結論が出るのか私には理解できません。今までの審議の経過からすれば、でそれはなぜかという、先程の答申の中身も両論併記でやってきました。それぞれ意見言われました。しかし本当にその代替案と言われるものが基本的に住民の皆さんに納得頂けるものであるのかどうかということは私はないからそう申し上げたんですよ。その部分は敢えて申し上げてます。委員会として多数決の部分として宮地委員長はどうして多数決を採ろうとして、多数決は採らないと言ったのにどうして「数だ」と言われるのかその点がちょっと、宮地委員長のお気持ちだけちょっと言って下さい。

宮地委員長

申し上げます。はい、私はそういう経過を採りましたのは、第13回の検討委員会の経過でございます。そこで私は、終わり頃ですが、これ議事要録を読んでおるんです。「答申についてだが、早くまとめたいと。意見の合わないところもあるし共通するところもある。どういう方向で答申を書くか。2案併記という意見もあるが、決を採ることは避けたい。できることなら各自このような方向を支持しているということを書いてもらい、素案の題材としたい。」これは危機管理室で議論をした時の話でございます。思い出して頂きたい、その時にちょっと飛ばしますが、風間委員がですね、「ここで個人の論を述べると収拾がつかない。次回まで2週間あるので各々の個人的見解および記載すべきことを集約し、2週間以内にたたき台を返送し、討論した方がよい。」と、こういうご意見をお出しになりました。石坂委員も「基本的に賛成である。2週間で個々の意見を集めて返すのは大変なので、起草委員に一任し1週間でまとめて素案を事前に配布したらどうか。」と、で私は折衷案として「皆さんの意見を1日2日で書いてもら

い、起草委員がそれを加味して起草し、7日までに各委員に返送する。」それから五十嵐委員ですが「ダムが必要か不要かが議論である。両論併記は避けるべきと思うが、どう書けばよいか不明。このままでは1週間で書けない。」宮澤委員は「五十嵐委員の言うことは困難だ。突き詰めれば問題が生ずる。」と、こういうことを言っておりまして。五十嵐委員も「基本高水は相容れない。両論併記しかないかも。」とおっしゃいまして、私も「両論あるが全体として個々がどう判断するかを集約すれば、方向として書けるのではないだろうか。」とこう申しました。で、五十嵐委員がそれを受けて下さいまして「各自の文書提出には、何を重視して私はこの案を選び、こういう考えだということも記述してもらいたい。」で、「欠席の人にも文書を出してもらえれば、起草に反映できる。」と私は申ししております。あと宮澤委員が「各自の意見を文書でもらい、起草委員で起草し、5月の半ばまでに各委員に送付することに賛成する。と、そういうまとめでよい。」で、浜委員は「名前も明記すべきだ。」と言っておられます。で私は「浅川、砥川別々に記述して頂きたい。こういうことも答申に記載してもらいたいということもあれば、記述を致します。」と、こう申し上げました。それが第13回のことです。ですから、そういう意味では私は、各委員からお出し頂いた意見を起草委員の方にはお見せをして、その結果こちらの案が多数であるということを確認しまして、そういう方向で答申を書こう。これが起草委員会の一致した意見でございました。以上でございます。あ、ちょっと松島委員。

松島(貞)委員

あの委員長が多数決でなくてという話の中に、「どちらかに比重を置いて」という言葉を使われて、私は非常にいい言葉だなあというふうにお聞きしております。従って私は新聞報道しか知りませんが、意外とA案B案が合い拮抗した数だなあというふうに思っておりますので、この答申としては「やはりB案が多数で妥当であると考え、A案を支持する意見もかなり、まあ「かなり」という表現は、A案を支持する意見もあり、それも多かったというようなことは、比重をどちらかに置いたら軽い方も書いて頂いて、なお予算を決める県議会でも今後十分審議されるべきである。」というようなことまでは、付け加えていいんじゃないかというふうに思います。でこれは浜委員も言われましたが、「個人の意見を載せてくれ」と言ったときに「それは入れましょう」というということに13回の時になったような..。

宮地委員長

あの、入れてくれと言う方には、強いご希望があればその方は入れるということも考えましたんですが..。

松島(貞)委員

従って「比重を置く」というふうからいくと、答申のその書き方はそういうA案を支持する意見もあったというのは、入れて頂いた方がいいんじゃないかと思いますが。

宮地委員長

あ、なるほど。はい。えーと今のこと関連でございますか。

宮澤委員

ええ、すべて関連です。あのまず起草をまとめられる時の基本的な問題点をもうちょっと明確にして頂きたいと思います。まず1つは内容面。私これ見た時に一番ガッカリしたのは、答申じゃないです、結論です。各ですね、きっとここにお集まりの皆さんもガッカリしたと思いますけれど、これだけ各河川に違う要項があるのにですね、一つの同じことでもって答えが出るようだったら、私今駒沢の部会長今内定しているんですが、駒沢部会を開く必要はないと思います。駒沢部会の答申とこれ、浅川と砥川これだけ違う中でもって、内容が同じだったら全くこんなの、あの部会を開いた意味がないじゃないですか。まずその内容面のことについて、河川ごとにそれぞれポイントをしっかりと絞って、私はそういうことでもってなったと思ってるんですよ。それで基本的な答えを出すべきだ。大体あれだけ違う条件の違う、これだけでも違うところの内容も結論の案がですね、同じ内容だなんていうことがあっていいん

だろうか、これがまず1つです。私答申の内容じゃないですよ、結論の内容ですよ。

それともう1つ。第2回目の検討委員会。この前に至る前にですね、部会でもこれからは部会審議を大切にすることとは宮地委員長は部会でも何度もお話になりました。それからですね、多数を採るということは、宮地委員長は、やっぱり真理を追究する学者とされて一度お口にされた「多数を採らない」ということであります。ですから部会でも私は多数を採れる状況にありましたけれども、多数を採りませんでした。これはこの検討委員会の脈々とした精神がそこにあったからだと思います。それでですね、第2回目、これはですね、まさしく私は法律の下に基づいた条例であります、法律であります、そこに全て言い渡っているのが、まさに私の尊敬する五十嵐委員の言葉であります。第2回目の検討委員会の五十嵐委員の17ページ「河川法に基づく河川計画との関係ですが、これも説明と文章とではニュアンスが違ふように感じます。」アンダーラインが引いてありまして、「河川計画に反映することができるとありますが、この場合の主体はあくまでも部会であります。委員会ではありません。部会が河川計画の母体になるということです。仮に部会が設置されない場合には河川法との関係でここも矛盾が生じる。委員会自体が河川計画の全体をカバーするくらいの位置付けをして頂かないとやこしい問題が出てきます。これについて法的な検討をきちんとして頂きたい。」こういうことで、部会が河川計画の基になるということ五十嵐委員が明確におっしゃっておられます。

私もこの精神に従って、ここで出た結論がここで独立する訳じゃないんです。それぞれの問題とすべて関連してくる。その時にですね、まずこのところにあります「河川計画法の構築」この中のまず河川計画をどうやってつくるか。その中でのポイントの中でですね、まず書かれている問題が全くこの最後の結論の中に出てきていない。これはですね、まったくこれはただ出しただけの問題であって、まったくこれ具体的な状況にはなっていないんじゃないかな、法律的に基づいてこの結論とこれを論議すべきである。そういうことからしてですね、これは他との兼ね合いの中で、どうこの結論の中にそれぞれのところを生かしていくのか、そしてこれを導いていくのか、そのところを明確にしなければならないと思います。

既に私のところにこういうような陳情が来ております。それは委員長のところにも来ておりますけれど、「部会をもう一度開いて頂きたい。」とこういう内容であります。ここにですね、全部で9名の直印を付けて私のところに要請が来てます、これ。この内容におきますと部会を再度開かなきゃならない。こういう状況であります。あまりにも部会は、砥川についてはまだ余力がございますから、開くということは可能であります。しかも過半数以上を超える人達の出席があれば、これから砥川部会を開かなければなりません。そこへ委員長もお出になって頂くということを前提にして、ここに要請が来ております。説明して頂きたいと、こういうことでございますので、どうやってこちら辺の内容を考えていくのか、それから今までのプロセス、このデュープロセス（due process：適正な手続き）をどうやって説明するのか。このところもよくよくご答弁を頂きたいと、こういうふうに思います。それによっては私共部会を開かなければならない。

宮地委員長

えーと、私がお答えした方がよろしゅうございますか？

宮澤委員

これは委員長が出された結論です。委員長がお書きになられたものです。間違ってもらっちゃ困ります。委員長が最終的には、私も部会の結論は部長が責任をもって書きました。委員長が書かれたと見えます。

宮地委員長

起草委員会が書いたんでございます。あ、結論ですか。結論の部分の文案は起草委員会が私に一任して頂きました。

宮澤委員

そうですね。だから起草委員会が一任したということは委員会が委員長に一任した。全ての問題点は委員長にあるということですよ。そういうことでしょう。

五十嵐委員

少し整理させてよろしいですか。まず誰が書くかということですが、全体的に検討委員会15人が起草委員会をつくりまして選出しましてですね、起草委員会は私も出席しまして、最終的に委員長に一任するということに致しましたから、委員長が書くこと自体は法的には全く問題ありません。ね、それはそうです。2番目にいくつかの案があると思うんですね、書き方について。一番明解なのは「多数決」です。それが1つ。2番目はどちらかにウェイトをつけた案を書く。3番目は、何と言いますかね、一切何も知らない。こういう意見が全部あるということを書くということです。

で私自身が申し上げているのは、委員会はね議会ではないので多数決はあまりよろしくないだろうと、やむを得ない場合にはそういうことはあるかもしれませんが、原則としてあまりよろしくない。15人が全部いろんな意見を言うと、こう一覧表のように全部書くというのも委員会としてはよろしくない。一つの意志があるべきであるということです。そうすると多分選択肢は本当に伯仲していて両論併記とするか、あるいはどちらかが多数であるというふうに決める以外にはないということだろうと思います。ここまでは了承できるんでしょうか。

宮澤委員

委員長、あの五十嵐委員がおっしゃられたことは、私は民主主義の決定のルールからすればご賛同できます。ただこのケースの場合は、スタートからですね委員長が「決を採らない」ということを明確に表明されてスタートしてきていることですから、それで部会が行なわれてきている訳です。ですから私も決を採りませんでした、部会長として、で、そういうような状況で出てきておりますが、もし採れば、採るということになれば、私共も最初にやると、これはもう部会と委員会の結論は違うということになります。そういうこともご了解頂きたいと思います。

五十嵐委員

もうちょっと、整理しまして、それから部会と委員会の関係についても確認したらいいと思うんですが、要するに部会は私も申し上げました通り住民参加、もちろん原点ですから非常に尊重すべきであります。しかし諮問と答申という関係でいきますと、諮問はその検討委員会になされた訳ですから、検討委員会が責任をもって答えるということにならざるを得ない。従って検討委員会と部会との関係でいけば、部会の意見を最大限尊重しながら、検討委員会独自の観点をもって答えるということになるということですが、これもよろしいでしょうか。つまり部会の意見全部従わなければいけないということではないでしょうか。

宮澤委員

最大限尊重するということですね、どういうことを言ってらっしゃるのかよく分からないんですが、多数を採ってするんだったならば、部会も多数を採って尊重に耐えるような土壌をつくっておくことが大事だと思います。ですけど、私砥川部会の部会長としては何で決を採らなかったか、数は明確に報告書に書いてございますけれど、採らなかったということはそういうことを配慮した。少数の意見を配慮したからでございます。だから私の方としましては先程ここにも陳情書来ておりますけれど、基本高水の問題で280と200と8:5でございましたけれど、私は一切決を採りませんでした。

五十嵐委員

だからここまでは多分一致なんじゃないですか。ここまでは。違いますか。ここまでの過程で何か異論があるんでしょうか。

宮地委員長

あの宮澤部会長が決を採らなかったというのは、私が決を採っちゃいけないからただだけでしょうか。よく分かってないんですが、私は、

宮澤委員

委員長が言われたから、私共最初から...。

宮地委員長

いや、決を、私が申し上げたのはね...。

宮澤委員

採りますよこれから行って今度。これやりますから、部会。

宮地委員長

どうぞ。どうぞ。部会は部会の問題です。あの検討委員会は..私が部会で申し上げましたのは...言わない方がいいかな。後にします。石坂さんから言って下さい。

石坂委員

あの多数決の問題なんですけれど、私は先程竹内委員も言われましたけれど、問題の性格上これは数が多数、少ないで決める問題ではないと。最初から私は委員長が言った、言わないではなく、そう思っておりますので、私は浅川部会でも事の是非を多数決で採るといのは最初からしないつもりでしたし、最後までしませんでした。ただ委員会の継続を望む問題につきましては、期日が3月末と委員長と知事から要請がある中で決断しなければならぬことでしたので、これだけは多数決を採りました。ただ治水対策や利水の問題をどうするかということを決めるということは、逆の意味で非常に後で禍根を残しますので、多数決は問題の性格上なじまない、これは今でも思っています。

ですから検討委員会でもですね、先程から意見が出ておりますように、多い、少ないというのはいろんな考え方がありますが、ただし今回の検討委員会の場合、そんなに大きく意見が数で離れている訳ではありませんので、多数だからということを決めるという最大理由に結論付けるということは、どういう結論になるにしても納得いかないというふうに申し上げなければならないと思います。

ただしこの間部会を開き、検討委員会を開き、これらの議論がある前には分からなかった新しい事実が確認されたり、議論が発展してきています。それ以上のこの間確認されたこと、新しく発見された事実、深まった議論、それから今日いろいろいくつかの問題について検討してきましたけど、以上を総合してやはり委員長のご判断で総合的に結論を出されると、それに比重を付けてということはそれは委員長のご判断ですので、お任せするしかありませんけれど、数が多いからということを決めるということは、いろいろ今の部会の話にまで戻ったり、もっとじゃあ住民投票した方がいいんじゃないかとか、選挙で決めるとか、そういう話にまで逆になっていきますので、多数だからということを決めるという結論付けというのは、私は賛成できません。

宮地委員長

どうぞ、他に。ええと竹内さんどうぞ。

竹内委員

はい、今五十嵐委員がそこまで確認できるかという話があったんですけど、要するにまあ数で決めていくということは、五十嵐委員が言われたことに限らずこの検討委員会としてですね、部会とのいわゆる流通を図る、そのことは経過の中で第2回も五十嵐先生とも大分やり合いましたけれども、そういう経過通じて、一応仕組みとしてつくってきている訳ですよ。ですからもし数でやると、要するに数で意見が多いということになると当然それは双方向、流通、要するに住民参加という手法からすると、基

本的に部会を尊重しなければならないし、そうでなければやはり大変な問題になると思います。その辺のやり方は、

宮地委員長

どうぞその他に。はい、風間委員どうぞ。

風間委員

この治水・利水検討委員会に委ねられた責務というのは非常に重大なものであるし、その結論を今ここで導き出そうとしている訳ですけども、この答申というものは勿論責任のある答申であるということとは間違いございませんよね。ということになると、まあ多数であろうが少数であろうが、どちらに属しようが、その意見というものをきっちりと氏名を公表して、そして明記をしてですね、更にそれぞれの意見書というものを既にいろんな方式で送っております。それを添付することによって、それぞれの委員の考え方を明らかにして、というかたちをもっていかないと、これはならないだろうというふうに思うんです。と同時に今も竹内さんおっしゃっておいりましたけれど、やはりこの検討委員会、委員長が当初から申ししていたように部会とは双方向であるというお気持ちはあったらと思うんです。そういうことになりますとやはりこの検討委員会で一定の方針が出された、じゃあこれについて今まで一生懸命論議して頂いていた部会の特別委員の皆様方のお気持ちというのはどうなんだと、いうことをしっかりと確認しなければいけないだろうと、これが双方向だろうというふうに私は思うんです。

宮地委員長

高橋さんどうぞ。

高橋委員

私は両論併記というのを出したんですが、一般的に非常に無責任だろうと思われるでしょうけれども、私はそうは当初から思っておりません。なぜと申しますと、当然もう何10%かに工事が進んでいる中でこういうものがスタートしている訳でありますから、当然こうなることはもう分かっている訳ですから、非常に複雑な我々には分からない問題が沢山あることも事実です。そして私は一番、宮澤砥川部会長が申し上げましたように、特別委員会のその論議というものが非常に真剣にやってきている訳ですから、それらの意見が全然ここに反映されていないということだと思いますよ。それで結論と答申というかたちをこう書いてあるんですけども、まあ結論ではないんでしょうが、先程宮澤委員が言いましたように、各河川によってこうなる結論が、答申となる経過が全然ここにはない訳ですよ。同じ文章で。これはいかに言っても、部会を無視したやり方であるんじゃないかと。これこれこういう経過に、ね、砥川浅川に。答申のこっちはいいですよ、これ。これを要約したものが少なくともなければですね、本当簡単すぎるんじゃないでしょうかと思うことと、それからですね、はっきり言って財政の方はですね、まだ中間といえますが殆どまあ分からない訳ですよ。これがはっきり分かればですね、あのこの答申も非常に鮮明になってくる訳ですけども、たまたま今やっている60%というような状況の中で、財政が分からない範囲が非常に多いということがネックになっている訳ですけど、私は両論併記というのは無責任にとられるかもしれませんが、やはり先程来出ておいりましたけれども、政治判断というんですか、我々分からない言葉かもしれませんが、やはりそこに委ねるべきだろうと、私はずっと思っていた訳ですけども。

宮地委員長

はい、はい。藤原委員どうぞ。

藤原委員

昨年の6月にこの検討委員会が出来ましてね、その時に諮問された時の状況というのは「総合的な治水・利水ダム等」ということになっていましたけれども、その段階で私は大きく2つの意見があるとい

う前提でいました。でその後まあ13回検討委員会もやりましたし、各2つの部会が動き始めてそれも議論をしました。そして13回の検討委員会を通じて、その中には部会からの報告も私達は聞いて判断している訳ですね。部会がどういうふうな議論があったか、議事録も公開されていて、それを見まして、どういう議論がありどういうような進められ方をしたかというのは分かっております。しかしそういうような部会からの意見、また検討委員会での意見も踏まえてね、13回の時に宮地さんが「個人の意見を書いて出さない。」ということでそれを答申に反映させるというふうに取りました。ですから私も意見を出しました。そしてたまたま座長が答申を起草するはずになってたんですが、たまたま事情が変わって私が代わりになりましたけれども、そういうことで起草委員になった訳ですね。起草委員になった時に私が思ったのは、諮問を受けた時に大きな2つの流れがありましたけれども、13回の検討委員会、それから各部会での審議を経てですね、それで両論併記というのは、まず私は無いと思ったんですね。ですから意見が出されたらば、多数の意見はこうであって、しかも少数の意見というのはこういう意見がありましたと、そういうのを明らかにするというかたちですね、1本にまとめて下さいと。それが場合によっては多数決というふうに採られるかもしれないけれど、要するに多数の人の意見はこうでしたということをもとめて欲しい。ただしその場合には少数の方の意見というのは尊重するというので、その方からの意見はきちんと名前を明らかにしてまとめて下さいというふうをお願いしてあったんです。

それで先程までの議論のところでは第1章から第6章まで、これについては起草委員会で議論をし、私も4日間やった訳ですけども、その段階で最後の結論については委員長にお任せしますというふうに言いましたが、

宮地委員長

結論の書き方ですね。

藤原委員

はい、書き方についてはお任せしますと言いましたけれども、私は自分なりの答申の仕方についてはですね、やはり多数意見というものをきちんと書いて、そして少数意見を必ず付記するというふうにして下さいというふうには申し上げたんでね。だから今日のちょっとこのあれを見ますとね、やはり浜委員と同じように意外な感じがしました。

宮地委員長

ああ、そうですか。あの私しゃべってもいいでしょうか。確かにですね、私の感じでは、結論はこう書きましたけれども、それがどういう内容をもっているかということは、実は本当はこのまとめて参りました「総合的判断」というところでAとBと2つ書いてございますね。そこからが答申の結論になって文章の中に入っていると一番良かったんだろうと思います。ですからここで答えとして書かなかったんですが、普通ならば今まで議論してきた総合的判断として、委員会の審議を経て、「各々案の概要およびそのそれぞれの案を支持する理由を要約すれば次のようになる。」これがAとBと書いてございます。これについてもう1つ足せば、各委員からの支持のご意見書を頂いて、それに基づいて結局B案が多数であったからこれを採りましたと、こういう感じを私は持っているでございます。

ですからその書き方では、つまり一番最後にこう1枚書きましたんですがね、これだけがどっかにすっ飛んでいく可能性は確かにございます。そういう意味で表現の仕方として非常に未熟であったというかも分かりませんが、「これでは中身が何にもないではないか」「今までの議論はどっかへすっ飛んじやった」ということにはならないだろうと私は思っております。

それからもう1つ、「部会の意見を尊重する」という時私は確かに部会へ行って申し上げました。その時に「部会の意見は尊重致しますが、最後に答申する責任は私共にございます」と、委員会に。そういうことは繰り返しております。で、ある意味では部会から出てきた報告書というのは両論併記でございました。それは部会長がどういうご心境で両論併記になさったか分かりませんが、全くウェイトのつかないかたちで並んでおりました。

で、ここの書き方はですね、答申案として部会からはこういうものが出てきたけれども、その中からどういうものを我々が取り上げて、どういうふうにまとめて、最終的に総合的判断のところまで2つに並べたかということは、私この答申の中に書いてあると思います。つまり答申というのは最後の1ページだけではございませんので、この文章全体を含んだものと私は理解して書いておるつもりでございます。そういう意味で表現の仕方が非常に未熟であったということならよく分かりますが、「これでは今までの部会の話がどっかへ行っちゃった」というふうには、私は考えておりませんが、如何でございますでしょうか。

宮澤委員

委員長、私もう1回言いました。内容的に今のそういうお話あるんだったらそれを入れてください。それからもう1つ。片方を選ぶ時には優劣を付けたということですから、その優劣を付けた基本的なまとめの中の理由、それもきちんとお書きになって下さい。それは当然だと思います。それからもう1つ。一番大事なことは、こういうことはやめてもらいたい。同じような内容のことをこうやって出されるとしたなら、先程も言いましたですけど、各部会をこれから開く必要性がなくなってくる。

宮地委員長

それは違います。

宮澤委員

そうですか。

宮地委員長

重要なのはこの2つです。

宮澤委員

いやいやこれ今出されてきてるんです。私このこと結論のことを申し上げてるんです。

宮地委員長

ですからそれはこの後へ付いているから意味を持つ訳でございます。

宮澤委員

いやだけど、これとそれを引っ付ける。それだからどうだっていうのをこの中に書いてあることでしょう。この結論が間に入って引っ付けてそして最後の答申にもってくる訳でしょう。そうするとこの内容が今の委員長がおっしゃられている、これを導き出したところのひとつの理由でしょう。結論が。そうじゃないんですか。だからここで優劣を付けている訳でしょう。今のこのところで。

宮地委員長

違います。

宮澤委員

あっそうですか。

宮地委員長

その中には優劣付けてる理由はないでしょう。

五十嵐委員

要するにこの後ろに付くんです。で、それぞれ浅川も砥川もA案とB案がず〜っと書いてあって、更

に最終的にA案とB案をそれぞれ支持する理由っていうのが書いてあるんです。その延長上にこういう結論になりましたよ、ということなんです。全く関係なくポンとくるんじゃないんですよ。

宮澤委員

いいですか、私が言っているのはそうじゃないんですよ。この結論の内容が同じだと言ってるんですよ。

宮地委員長

書き方がね。

宮澤委員

書き方って、書き方、内容今私共に提起されたんですから、結論は書き方なんです、委員長。違うんですか。私よく分かりません。これ大学とそれから、教える方と学んでの方との考え方のギャップがこんなにあるとは思いませんでした。まあ率直なこと申し上げまして、まあ内容の問題のことについて今問題点も多く出ました。委員長の方でも今この出し方についていろいろ問題があったとしたならば、これはもう1回お出し直して頂きたい。こういうふうに私は思います。

宮地委員長

どうぞ。

浜委員

あの、もう既に私お約束して頂いた時間もかなり過ぎております。もう私帰らないとまずいんで、ひとつこの答申の最後のところですね。私の主張してきた、起草委員会で主張申し上げてきたこと。「これまでの委員会審議の概要並びにこれについて委員から寄せられた意見を総合し、その多数を優先して結論を導き、委員会は浅川の総合云々」というふうに繋げて頂ければ私はそれで結構です。ただし今日の委員会の中で多数決を採るんであるならば、多数決というよりは多数を採ることであるならば、それは部会に戻すべきだという意見がありますし、そういう要望書も出ております。ですからその辺を整理をして頂いて、是非一步進めて頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、分かりました。はい。あのこの答申の書き方が1つございます。問題いくつかあったと思いますが、答申の書き方としてとにかく「委員から寄せられた意見を総合して」これだけでは不十分であると。これは起草委員会の中で起草委員会のメンバーからお出し頂きました。ですから浜さんが言われたように「委員から寄せられた意見を総合して、その多数を優先し、こうこうこうと考える。」と、これは確かに起草委員会の中の考え方を反映しております。

それでもう1つございますが、じゃあこれを選んだ理由がどこにもないと、いうことはですね、ひとつのご意見は、こういう前のものと一体になっておるからそれで理解をして頂きたいという考え方と、もう少しその中身をはっきりとる、という話がございました。それからもうひとつ、逆の、例えば率直に申し上げますと、Aの方を支持する意見も多かったということを書けというようなご意見もございますね。それは普通の答申ではそういう書き方をするというのも私よく存じております。だからその問題が1つあります。

それからあの、それからもうひとつ何になるのかな、多数を採っちゃいけないという話がございませぬ。その話。多数決をしたというのは、私の前言に反するということですね。はい。それは決を採らないとは申しましたが、委員会としての意見を出す。それについて先程申し上げましたことは、前回の委員会で個人個人の各人の意見を集約したのを見て方針を決める。これが起草委員会の総意でございましたのでそうになりました。だからそれが結果としては多数を採ったということにはなりませんけれども、それは起草委員会全体の一致した意見でございます。そういうことでございます。

石坂委員

先程申し上げた通りですけど、私は多数ということは何をもちて多数で民主主義とするかということとはとても難しい問題だと思うんですね。事の性格が住民の命や安全に関わる問題ですので、本来多数決で決めていいのかなっていうのは、誰もが持っている疑問だと思うんです。ですから総合的な判断で委員長が最終的に判断されて、こういう案であると、ただしその判断をする一つの材料として、検討委員会の多数の意見がそういう意見をもっている委員であったということもあるという書き方であるならば、最大限お譲りしまして納得するんですけど、多数であることを最大の理由にしてということは私はそういう意味で納得できません。

なぜならば、それをやっていると、さっきの部会のやり戻しとかそれから住民投票とかという話にも戻りますし、かつて私は安全性の問題につきまして浅川の地滑り等技術検討委員会9対1、9対1と今でも言われていますけれど、9対1だから、9人の言うことだからいいというふうに納得は私自身がしておりませんので、そういう数の問題で言っていきますと、じゃあ人選がどうだったのかとか、そういうことまでまた蒸し返されていく訳なんですよ。浅川部会の時にも最初から、これは特にダムを望む皆さんから「こんな部会をやっても最初からもう結論は決まってるんじゃないか」とこういうご意見まで出ました。アリバイ的に委員会をやったんだというふうには、これだけ皆さんご苦労されただけに言われたくない訳です。ですから多数の委員であったからということを経験の理由といいますが、そういうことを理由でこういう結論にしましたよっていうことではなく、くれぐれも総合的な判断によってこれが妥当とみて、こういう結論にしたと、そういうふうには是非お願いしたいと思います。

五十嵐委員

そうなるんじゃないですか。これはそうですよ、そういうことですよ。

宮地委員長

あの私共も結果として多数になりましたが、これはどこでも決める時は同じだと思うんですがね。あの黒か白かはっきりしたような問題の場合にはこう理屈はついて法律みたいにいきますね。でも普通の場合は価値判断も混ざりまして、それぞれの案をご主張になる方はそれぞれが正しいと思ってご主張になってるんだらうと私は思います。ですからそういう両方のことをやっぱりどっちも正しいんだとご主張になっている場合にですね、そのどっちを採るかという時には、その数が多かったというのは一つの理由になり得るだらうと、私は思っております。

五十嵐委員

その通りですよ。それは説明するまでもないです。それから少数意見をね、ものすごい少数意見を、いくら委員長だってやれっこないですよ。だから残されている皆さん方の意見は両論併記なんですよ、あとずっと詰めていくと。違うんですか。多数決は採らないっていうのはこれは合意です。ほぼ合意。であと何を書けばいいんですか。どうすればいいの。

宮地委員長

それであの今、どうぞ。

宮澤委員

あの検討委員会の結論がすべて決定の内容じゃないんですよ。当初五十嵐委員さんおっしゃられたように、他のそれぞれの河川計画をつくるときの理由で、単なる一つのものであって、例えば、この前のところからいきますと、河川計画をつくる時のこのところに「公聴会を含む住民の意見の反映」って書いてありますね。これ住民、部会と違う意見だったらこれ反映してませんよね。そういうような一つのプロセスをチェックしていきますと、今の状況の中で本当にそこら辺のところも言えるのだからかと、ここが最終だったら...

五十嵐委員

ちょっと宮澤委員、今ひとつだけ聞きますけれどね、住民意見が反映できないって、先ほどの浅川も砥川も双方で一番後ろの意見でA案を支持する理由、B案を支持する理由について、それぞれ公聴会と住民の支持を得たと書いてある訳ですよ。住民の意見反映したんでしょう。両方とも。違うんですか。あと何をするんですか。あとは住民投票しかないと思いますよ。

宮地委員長

ただね、宮澤委員。今の住民の意見というの、私この案を例えば検討委員会に出しますね、そうすると後それを実施する時には、知事はこういった態度をとるか分かりませんが、それはまたいろいろプロセスがあるんじゃないでしょうか。

五十嵐委員

それからもうひとつ。そういう面でもう一つ聞こえますとね、これ最終案じゃないんですよ。知事に答申するだけです。知事がどれを採るか、それを議会がどう見るか、もうひとつ別のプロセスがあるんですよ。

宮澤委員

もちろんそうですから私は部会のプロセスをやっぱり尊重してやっておかないとですね、今言ったこの足元がみんな崩れちゃいますよと、こういうことなんです、私は。

五十嵐委員

だから端的に言ってね、先程言いましたようにA案B案とも住民の支持を得たと書いてですよ、更に住民のプロセスを尊重するってどうすれば尊重したことになるんですか。

宮澤委員

例えばですね、私砥川の場合は、280に対しては8対5なんです。多数なんですよ、はっきり申し上げれば。それは多数だってこと、もう部会で出てるんですね。部会の結論は、先程宮地委員長がおっしゃられたように、そういうようなかたちでもって決は採らないけれど多数が多いってことになれば、もうはっきり申し上げてですね、砥川部会はダムを、280を、ダムとかじゃないですよ、280を主張する方が多いんです。はっきり申し上げて。これは私ダムとか言っていないですよ。280を採る人が多いってことなんです。これはもう多数の意見なんです。280を基本高水とってくれと。私ダムを造ってくれとかは言っていないですよ。そこは申し訳ないですけど。そのところをね、基本的にやっぱり現実問題として、そこでもってやるんだったら部会のところも同じようにそこらへんのところは明記されるんじゃないかなと私は思っただけです。これはだからもしその主張がありましたら、部会を開かなきゃいけません。過半数来てますから。私の一存でこれはもう開くことができますけど、私はそのことまだ迷っています。

宮地委員長

私申し上げます。宮澤委員おっしゃったのは、ダムではない高水の話だとおっしゃいましたね。ですから高水のことについて意見分布が付されておる、これはもう私もよく承知しております。ただそこで委員会と部会が違ったことは、委員会というのは基本高水だけでなしに森林とか経済とか財政とかダムの安全性とか、そういうものも含めた広い立場から議論をしたと、こういうことを申し上げている訳です。

宮澤委員

それなら部会をやらなかったみたいに聞こえます。

宮地委員長

いや、そんなことはございませんよ。部会の方では高水についておやりになった、そうですね。部会の高水の意見は280の方が多かった。これは宮澤さんおっしゃるとおりですね、きっと。でそのことはどっかに書いても結構でございます。

宮澤委員

いや、書いてじゃなくて、それは決めるしかないでしょう。部会はそうなんだから。

宮地委員長

だから基本高水が全部じゃないんです、ダムの話っていうのは、だから私はそう申し上げている。委員会の意見はそういうもっというんなことを考えたうえで、皆さんの意見だって基本高水だけでご意見をお出しになったんじゃないと思ってます。A案を支持する意見もB案を支持する意見もいろんなものがあった、だから書いておる訳でございます。

宮澤委員

それじゃあ部会をやきましょう。確認しましょう。

竹内委員

今の論議で、宮澤委員が言われているその部会をやってくれというその意見が出て、じゃあ委員長さんはどうして逆にそのことを否定されるんですか。

宮地委員長

部会を開くことを否定していませんよ。私はそのことに何も言及しておりません。まだ。

竹内委員

今そういうふうに関こえたもんですから。

宮地委員長

そう聞こえましたか。私そういうふうに申しあげましたか。

竹内委員

ですから、それひとつひとつ整理をしましょう。

宮地委員長

いや、話を反らさないで下さい。部会を開くかどうかとは別です。検討委員会の結論をどうするかという問題が今あるんです。

竹内委員

ですからその経過の中で今話が出た訳でしょう。

宮地委員長

いやいや経過と違います、それは、水の問題としてお出しになったんです。

宮澤委員

委員長、あのもう1回申し上げますけれど、私は今言ったように、どういう論拠でなってきたのか明確じゃない、まだ。で今さっきの委員長の話からしたら、「私の言い回しが悪かった。もう少しこのま

とめのところをしっかりと書くべきだった。」ということおっしゃられたでしょう。だから今日結論出ませんよね。

宮地委員長

いや、書きますよこれから。

宮澤委員

いやいや出ないですよ。そんなの出る訳ないじゃないですか、これだけ違うところでどうやって一字一句今まで確認してきたのに、そこへ最後の結論出す、一字一句確認されるんですか。私は申し訳ないですけど結論なんか出っこないと思いますよ。これだけ違うんだから。それでそういう状況になると、11日委員長この前お取りになられたから11日におやりになられるのもいいですけど、部会では私はちゃんとしっかりとしたものを最後の時に出して、これですということで、皆さんよろしゅうございますかってやりました。ここのところはですね、委員長やっぱりしっかりと今までのプロセスを県民に説いて、それでもって住民にこのやり方がいいかどうか、もう1回やって頂くことが一番いいと思います。それでもっていいというならば、私はいいと思います。で、そういう状況でやって頂いた方がいいと思います。とにかく今は余りにも修正が多すぎる。

それから今、浜委員さん達が言った問題ですけど、起草委員会にお任せするというんですけど、私共は起草委員会じゃなくて委員長が、最後の案を書くのは委員長だと思っています。起草委員会は財政のことは財政座長、基本高水のことは基本高水のこと以外本当に全部起草委員会で書くってことになったんですか。

宮地委員長

はい。

宮澤委員

なったんですか。議事録。ちょっと私そういう認識じゃなかったんだけれど、それじゃあどうしてそのところで、各それぞれのところが..。

宮地委員長

各人の意見を、それを支持するかを書いて頂いて集めたら答申の方向が出ると、でそれを基にして起草委員会が書くと言ったんです。

五十嵐委員

その通りですよ。

宮澤委員

起草委員会がどこまで書くんですか。全部書くんですか。

宮地委員長

結論の方向。

五十嵐委員

全て連帯責任ですよ、それは。あなたたちも責任者ですよ。

宮澤委員

いやいや、だからもう1回申し上げますけれども、どうしてその結論に基づいたかもうちよっつかり説明して下さい。

五十嵐委員

ちょっとちょっと宮澤委員ね、結論に導く理由が必要だというのは、例えばB案がこれ優勢と書いてあるんですが、なぜB案を採ったかを全部答えろってこういうことですか。

○宮澤委員

そうですよ。それが結論に書いていないということですよ。

五十嵐委員

それはあなた自身が書けるかどうかです。要するにですね、まず基本高水どちらが正しいかと誰がどうやって決定するかということです。それひとつね。地質についてもそう。財政についてもそう。環境についてもそうです。ことごとく、意見一致している部分もありますけれども、いろんな考え方が15人みんなバラバラなんですよ。まずですね。ひとつひとつ追っていきます。

それから2番目は、地質を一番重要性を置くのか、環境を一番重要性を置くのか、財政を一番重きを置くのか。どうやって誰が決めるかってことなんですよ、まともに。で、誰かが書かなきゃいけないですよ、誰かが、それでも。で、もし書いたとして異論が出ない訳がないでしょう。それについて。どうやってそんなこと書くの？。現実理論言ってるの本当に。そりゃあそうなんですよ、学問的にできないんです。総合的に判断するしかないんですよ。その中にさっきから彼女言ってますけれども多数であるというのは重要な要素です。しかしそれだけじゃないです。それだけじゃない、そういうことなんですよ。

宮澤委員

いやそれはよく分かりません。

五十嵐委員

あなた書いてみれるあなたほんとに。

宮澤委員

いいですよ、私書きますよ。

五十嵐委員

書ける訳ないですよ。

宮澤委員

いや書きますよ。

五十嵐委員

いやいや、絶対まとまる訳ないですよ。

宮澤委員

だからこれでもまとまらないですよ。

五十嵐委員

だからその時に、まとまらない時に、じゃあ答申出さないか。あと15人の意見を全部マトリックスに書くかと、それしかないでしょう。

宮澤委員  
そうですよ。

五十嵐委員  
それ書けっということ？。

宮澤委員  
ええ、私は少なくともそういうふうにしました、部会は。

宮地委員長  
あ、部会はね。部会じゃないですよ、今委員会やってるんですよ。

五十嵐委員  
ちょっと聞いて下さい。ひとつはね、まとまらなかつたら答申出せない。これはあなたも委員の一員として答申出せって言うんでしょう。

宮澤委員  
そうですよ、答申の仕方は一つに答えを出せなんてことは、そんなことを答申の中に入れてませんよ、私どもは。

五十嵐委員  
逆に言うと、15人の委員がみ～んなバラバラに全部意見出すのが、個人で出すのが答申というんですか。

宮澤委員  
だから私言ったんです。委員長がそれに決めるなら結構ですよと。

五十嵐委員  
決めたんです。

宮地委員長  
はい、決めたんです。

宮澤委員  
それならそれで決めるなら結構ですと私が言った意味は、そういうことじゃなくて、それだったならこれを提案してきたもので決めたことに対して議論をする訳でしょう。で、議論をしているところで私は内容的にどうなんだと。

宮地委員長  
あのね、伺います。書き方が悪いのか、それとも結論がおかしいというのか、どちらでしょう。

宮澤委員  
結論がポンと出されてきたそのプロセスが分からないんですよ。どういう理由でもって結論が、こういう答申内容になってきたのかよく分からないんです。私あまりしゃべってもいけませんから、他の人も意見を言って下さい。この答申内容がここまで行く意味が分からない。その前ととその前と。今までのまとめと。分からないです、私は。

宮地委員長

分からないですかね。僕はこれは勿論ございますが、名前は言っちゃいかんね。これがあって、これを読んで、こういうふうな困難な中で、こういう困難があるという訳ですね。並んでいて。その困難の中で結論を出さざるを得なかった。それが兵さんの言ったお答えが多分起草委員会の共通見解だと私は思いますが、「これについて委員から寄せられた意見を総合し、その多数を優先してこうした」と、こう書いてある訳です。だから全部を読んでくれなきゃ分からないんです。これだけ読んでも。そういうことですよ。

竹内委員

いいですか。要はですから今のお話は最終的には数でしかない訳ですよ。

五十嵐委員

そーんなことないでしょう。

竹内委員

いいえ、最終的な判断は。ですから要はどういうことかという、困難を極めて結局、それでいきなりB案すなわちダムによらない河川改修案であるということでしょう。

○宮地委員長

そうならざるを得なかったということですよ。そういう意味ですよ。

竹内委員

それで今言われたのはですから総合して数ですよって話じゃないですか。だったら、数だったら、じゃあ先程も言ったようにいわゆる双方向ということはどうするんですかと、さっきそういうことなんですよ。

宮地委員長

違うよ。

五十嵐委員

全然あなたの言っていること理解できませんよ。これ数だけでやったと思う本当に。本当に思いますか、あなた。総合してですよ。

竹内委員

いやですから、なぜじゃあB案という結論がいきなり総合して出てくる訳ですか。

五十嵐委員

A案とB案とこう、ず〜とあって、総合してってことですよ。

竹内委員

じゃあ突然なぜ「B案すなわちダムによらない河川改修単独案およびそれに対応する利水案が妥当である」と考える。」っていうのがなぜ出てくる訳ですか。突然。

宮地委員長

なんで突然でしょう。こういうふうな今までの長いことが書いてあって、読んでないんですか、あなたは。

竹内委員

先程の両論併記の中の審議の中からはなぜ出てくるんですか、突然。

宮地委員長

前に長いこと書いてあるでしょう。

竹内委員

責任持てるんですか、第一。流域の皆さんのね、そういうことで。だから私はこれは基本的に反対です、ですから。

五十嵐委員

あなたが反対するのはいいんですよ。いくら反対したって。

竹内委員

いやですからその筋からいくと、そのなぜここに突然出てくるのかっていうのがね。

五十嵐委員

突然じゃないでしょう。

竹内委員

数だから数でしょうって、背景はなんだってことです、そこを聞いている訳です。数が背景にあって言っている訳でしょう。

五十嵐委員

それは理由じゃないですか。

宮澤委員

委員長、まずですね、皆さんの意見がどうだったかっての、みんなオープンにしてください。それがないとね、皆さんの意見がオープンだったかどうかということも私共分かりません。それで委員長は序文の中でもって項目を起こす時に「すべての書類は公開し、こうだ」っておっしゃっておられるんだから、この決定に至るところのみんなの意見もオープンにしてください。それで...

宮地委員長

はい、じゃあ。

五十嵐委員

あのね、もし全部意見を公表するんなら、多数決ですか。

宮澤委員

いや、それは分かりません。

五十嵐委員

どうするの。意見公表してどうするの。その後。

宮地委員長

いや、つまり宮澤委員。私かね、この意見をね総合してというところに、ホンマにそう書いてあったかっていう、疑問をお持ちなんですか。

宮澤委員

いや、ですから、私はこういうことが皆さんの中で書かれてきて、出されたんでしょから。だって今までそうでしょう。だって皆さん申し訳ないけど、ここのそれぞれの部会のメンバーの人達が自分で書いた作文すらみんなオープンにしている訳でしょう。でここの終末のところへ来ている時になんでそれがオープンに出来ないんですか。オープンにすればいいじゃないですか。

五十嵐委員

いや、だからちょっと待って下さい。オープンした後の手続き考えて下さい。どうすんですか、その後、どうすんの。いろんな意見ありますよ、私見ましたけど。

宮澤委員

だって、今言ったようにオープンしてこうなったっていうんじゃないですか。

宮地委員長

いやそれじゃあね、宮澤委員伺います。オープンにして、例えば浜委員が言ったように、こちらの意見が多数であったからということが分かったら、ご納得頂けますか。

宮澤委員

事実として受け止めます。

宮地委員長

あの結論に納得するかどうかは別にしてね。嘘は言ってないと。そうですね、それはおっしゃるとおり。

五十嵐委員

そうすると嘘かどうか心配だってことですか。

宮地委員長

そうらしいですな。

五十嵐委員

それは信用して下さいよ。

宮澤委員

それはね、五十嵐委員の言っていること私信用してないなんてことはないんですよ。心から信頼していますから。ただね先生。

五十嵐委員

なぜかっていうとですね、意見を公表すると多分多数決もう1回やるということになってくるでしょう。もしそれを多数決でやったらこの審議は成り立ちませんよ。

宮澤委員

いや、そのね、もう1回申し上げますけれど、今総合的に判断したというのは、総合的に判断したのはどういうところで判断したか分からない訳ですよ。

宮地委員長

さっき浜委員がおっしゃったじゃないですか。ねえ。

宮澤委員

私共分からないですよ、県民も含めて。

宮地委員長

いや、浜委員がおっしゃった訳で、起草委員の一人がおっしゃったんです。私だけが言ってるんじゃないですよ。これは私だけが知っているんじゃないんですよ。

宮澤委員

委員長、それじゃあ申し上げますけれど、起草委員が一緒になってみんなでやったんだったら、なんで委員長が発表して、まだ砥川の方は読んでませんけど、その時になんで起草委員の一人から反発の意見が出るんですか。

宮地委員長

いや、だからそれは表現の仕方です、はい。

宮澤委員

それが、表現の仕方が悪かったらもう一遍やり直しですよ。

宮地委員長

いや、ですからそれならば訂正を致しますと。それは考えております。その訂正はすぐ出来る訳です。

五十嵐委員

宮澤委員ね、あの本当はねちょっとこれ何時までやったか分かりませんが、私はね松島(貞)さんの言ってるのが一番本当だと思いますよ。つまり強い少数意見もあるということをつけ加えて、加えてですよ。あと議会がどうなるってのは当たり前の話でいいんだけど、どうしても強い少数意見で、どうしても自分の意見を言いたいという人は言ったらいいと思うし、あとその名前を書いてもいいと思いますけれども、おおかたはそういう書き方でしょうが、どう見たって。意見を全部公表したって同じことですよ。同じこと。あと中身について信用できるかどうかであれば、私と含めた皆さん方を信用して下さいよ。ウソは言ってませんよ。

宮澤委員

委員長、そのね、やっぱりね、私は別にウソを言ってるとかじゃないんですよ。私自身は部会ではですね、多数決は採らないと、そしてそういう方向でもって多数を採らないというかたちで来たもんですから、それが急遽そういうようなかたちで、さっき石坂さんもおっしゃられたように、石坂さんもその意見は私最初の時にお話したと。ここの合意でもってそういうことは多分出来たと思うんです。私その議事録調べてもらいたいと思うんだけど、それでそういう方向はしないということでもってここで決まったから、部会審議の中でそういう方向を採ってきた、と私は思います。そういう中でもって、ここでもってそういう多数が多かった多かたって言われても、その多数が本当にどういう意見なのか分からなければ、何とも言いようがないというのが今の実情じゃないでしょうか。だから私は事実として受け止めないということを言っている訳じゃないです。心静かに受け止める用意はございます。はい。

宮地委員長

はい、部会の話は宮澤さんはそういう方針でお採りになったんですね。

宮澤委員

いや、そういう、ここで確認したから部会で始めたんじゃないですか。

宮地委員長

いやさっき私が読み上げたのは第13回の検討委員会の議事要録

宮澤委員

委員長そういうふうな方針ここでもってやったじゃないですか、多数決を採らないって、多数を採らないって。最初に申し上げて部会に入って行ったんですよ。その、そういうように入っていた砥川と浅川の問題。だから石坂さんもおっしゃられたように、部会では、部会長はそういうことを避けたんですよ。そういう状況で来ているところで、その2つの所の部会のそういう方針がここへ来てキューッとこうなって来たんじゃないかあ...

宮地委員長

キューッととなったって言うのは宮澤さんもお出席になってご発言になった第13回の検討委員会の議事録です。

宮澤委員

それには多数だなんてこと言ってないですよ。

宮地委員長

多数って言ってませんよ。だから委員の、各委員から出された意見を集約して起草委員会で方向を決める。そう言ったんです。そうですよ。だからそれが結果として多数になった、ということだろうと思います。だから浜さんもお承知になっている訳です。

宮澤委員

皆さんにオープンにして下さいよ。それでなきや話にならない。

宮地委員長

いや、ただ私オープンにしようと思ってないのは、これはそういうご承諾を得てもらった文章ではないからです。もうひとつはそういうことをやるのがいいかどうかという判断が別にあります。

宮澤委員

少なくとも委員にはオープンにしなきゃあどうしようもならないでしょう。

宮地委員長

あの委員会の委員の中だけだったら、お見せすることは、私はあの、一人一人の意見が「私の意見を他の人が見てもいい」と、こうおっしゃれば、委員の中で回覧することは考えられますけれども、ご賛成があれば、どうでしょう。

五十嵐委員

いや、私はやめた方がいいと思います。それは何故かという、見た後の処置がね、全部ルールが確定すればいいですよ。ルールが。どうするんですか見た後。

宮地委員長

要するに見たあげくがですね、先程のように、私が総合して判断したというのはなるほどこれがあつたんだなと思って頂けるのなら結構です。

五十嵐委員

いやそれならない可能性あるでしょう。

宮地委員長

はいどうぞ。

風間委員

先程も申し上げましたとおりですね、この意見書というものは各委員の責任ある立場というものを明確にする上で、これは公表しても私はいいと思いますよ。少なくとも私に関しては宮地委員長にお届けしたものはもう公表されるものだというふうに考えて出しております。他の皆さんはどういうつもりか分かりませんが、これはやっぱり少なくとも自分がこの委員会の委員としてそういうものをしっかりと自分で立ち上げてつくっていく以上は、公表されるものだというこれ前提でね、つくってなきゃおかしいんで、それを公表しない公表しないって一体どういうことなのか、それでまた公表した後何かあるんだとかそういう問題じゃなくて、そりゃあ読みたい人が読めばいいんだし、読みたくない人は別に目を通さなくていいんだし、そういう扱いにしてあげればいいんじゃないですか。

ただやっぱり必要なことは、委員が責任持って一生懸命勉強して考えて考え抜いてそういう結論を導き出したんだっていう、その証左がそこに残っていればいいんですよ。それを公表すればいいんですよ、以上。

宮地委員長

はい、私思いますのはね、今の風間委員のは「私は公表してよろしい」と、こういうご主張だと思います。皆さんがそうであるならばそうすればよろしい。ちょっと待って下さい。それともうひとつね、これを公表するっていうことと、それから先程松島委員がおっしゃったように少数のA案の方についてもこうだったというようなことを書き加えるとかですね、そういうことがございます。それともう1つ大事なことは、どうしてもこれを見るだけではないかんで、反対意見はやっぱり自分の名前で書きたいと、付け加えたい。そういう意見の方もどっかで見られるかもしれない。そういういろんな場合を考えて頂きたい。そのひとつとしてまずここが、これを公表するかとか、僕は委員の中で見て頂く分には委員会の中ですからね、あるんですが、公表するかどうかについてはもっと皆さんのご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

五十嵐委員

私は新聞記事に対しても少し異議があるんです。つまりこれは答申というのは一つの委員会の統一体の結論ですからね、結論出る前に皆さん個人が全部反対か賛成かを新聞に発表するというのは、裁判官が判決を書く前に自分の意見を言っているようだと受け取りました。あれ自体とっても違和感を感じます。2番目に、今回この案についてですね、処理の仕方考えないで公表して、意見がまとまるとは到底思えません。一般的に言えば裁判所と言えばですよ、すべての証拠は全部公表ですけど、なぜこの結論に至ったかについてはお互いの意見は一切発表致しません。それがルールだと思います。それで一番考えて欲しいこと。この意見を全部発表すると、今度7つのダムについてもいろんな意味で思惑とか意見が動く訳。ちゃんとフェアプレイである為にはこれやるべきではないと思います。どうしてもダメなら多数決とかそういう扱いですけども、本当にこれ多数決でやるんですか本当に。

宮澤委員

私は先程浜さんが言われたようにですね、最終的に多数決を採ったと、いろいろな結論を出してね、そういう中で多数決を採ったということなら、それは委員会の中でこの案が多数決で最終的に決まったというなら、それはその現実が現実として受け止めればいいことであると思うんですよ。ただね、私が申し上げていることはですね、こここのところに行き着いたところ。今たぶん聞いているマスコミの皆さんも、なんで片方に決まっちゃったんだい、それは何が理由でもって決まったんだい、こういうふう

に言うと思います。そしたら今お答えになってきたのは「委員が出されたそれぞれの総合的な判断だ」として「起草委員会をご信頼して頂きたい」ということですね。これで今まで論議をしてきた人達は納得しますかね。今日のこれはあくまでも案が提示されただけでしょ。案が提示されたものに対してどうあれするかということで、今内容の問題、それから様々な問題、プロセスの問題をして、もっと明確にして下さいよ。これまでに行き着くところを。私はそういうふうに思います。

それですね、これは今回の委員会の置かれている河川のひとつの改修案を決める時のひとつの置かれている位置があったはずで、法的に。その部分をどう押さえられているかということをもう1回そのことも説明して頂きたい。それを踏まえた上で総合的に判断するというところで論議するのなら大いに結構です。ですからこの答えを私は厳粛に受け止めます。だからどうかたちでこうなったのか。それからこの委員会が今まで設置された中でもって、今までこれがどういうところに位置付けられるのか、そういうことも含めて明確にここに来るまでのお話を頂きたい、ご説明を頂きたい、こういうことです。

松島(信)委員

お願いします。今その文書ですね、それを公表するかしないかということについてちょっと申し上げたいんですが、これ13回の時にいずれにしてもこの文書は「起草委員が決まってどういう答申案を書くかという方向性をみる為に」という意味で各自出しなさいと、こういうように私は受け取りました。ですから私自身がこれを公表するという立場で書いたのではないです。そこちょっとニュアンスが違います。いいですか、その答申案を書くについては、まあ言ってみれば人選って言うかが、偏ってます。ダム賛成反対という意味で、ですけれどもそうかと言って全員で起草委員をやる訳にはいかない。それでたまたま何人かの委員が決まった訳ですよ。で、そういう立場の為に出した訳です。そして、起草委員の中でそれじゃあこれどういように答申案の方向性を持つかっていうことが一番の議論になったと思います。その時には一応この文章にある、全委員の文章にあるという方向性という傾向性。まあその傾向ということ判断材料にするしかしょうがないだろうと、両論併記っていうんだったら別ですけれども、そういうことだとするならば、これはこの傾向から見て委員長一任しか結論の部分は出来ないなと。

宮地委員長  
表現の仕方がね。

松島(信)委員

ええ、そういうような話し合いで委員長一任ということになったと思います。ですからもし、今さっき風間委員が言われましたように、公表するというをここで決めるとするならば、ちょっと私は困ります。あの公表するようなつもりで書いた訳ではないですから。私が地質を担当しておった時に、その立場でやっぱりこれはダムにするかしないかということをしきんと書くような意味では書いてない訳ですから。もう少し中立的な立場で書いてある訳ですから。

宮地委員長

はい。あの私の説明がちょっと不十分だったような感じもするんですけどね、つまりここでは今までの序文なんかでもいろんな経過とか各論が書いてございますね。これでA案とB案と並べて最終的にそこを選択したということが書いてございます。で、そういう書き方をず〜っと首尾一貫してやってきて、その結果について各委員の意見を集約したのを見て、で、こっちを採ろうとこういうような書き方にしようと言ったのは、起草委員会全員です。それはご理解頂きたい。でその中で結局そうなることこちらの意見が多かったということでこれを選んだと書くより仕方がない、ということも起草委員会の一致した意見だったと思います。でその最後の表現の仕方が私が非常に未熟でございまして、結論がなぜこうなったか分からないと言うけれども、それはこういうふうな書き方をしてきて、こういう考え、採り方をしたからこうなったと書いた訳です。だからそれは私の説明が不十分だったかも分かりませんが、そういうことは申し上げておきたいと思っております。

それからもう1つ。この話は各人の意見を出すかどうかという。「俺は出してもいい」という議論よりも、つまり「みんなが出して構いませんよ」言うかどうか、それはまだ別の話。

それからもう1つはですね、この中身が信用できないというなら、個人的にお書きになった方がおりますから、これを見て頂くことは一向に構いません。これは起草委員の方は既にお持ちでございます。ですからそれは一向に構いません。

それからもう1つ最後に残るのは、反対意見の方の意志表示というものをどういう格好で取り上げるかということだろうと思っております。そこら辺までが私の集約なんでございますが。どんなふうでございましょうか。

宮澤委員

委員長、私このちょっと委員長の結論の案の内容ですが、結論これずっと読ませて頂いて、最初のところですね、例えば砥川ですけれど、砥川は結論「貴重な経験になると確信した」「困難また明らかになってきた」それから「今後も大いに追求しなければならぬ」ここまるっきり結論出てませんね。いや要するに答申の内容のところへ結び付けるところまで出てないってことです。「それから今回のダム建設が国が多く負担している云々」それからですね「国も河川改修の転機に来ている」更に「大きく国も自治体も折からの財政危機云々」それから「このため委員会は確定的な情報がないまま現在に至り、このような困難の中で結論を出さざるを得なかった」って、この「委員会は確定的な情報がないまま現在に至った」ってこのところはどういうことの意味でしょうか、ちょっと具体的に砥川のこれ答申ですけど、教えて頂きたいと思いたすが。

宮地委員長

国の方針とか自治体の動き、そういうものが非常に変化をしておいて、いろいろ国土交通省にもご質問をしましたがそれでも確定的な情報が得られなかったということでございます。

宮澤委員

委員長、申し訳ございません。これ浅川のことはともかくとしましてですね、砥川は国は部会に来て、明確に確定的な示唆を私共頂いているんですが、もしそのことがあったら部会のところへ国土交通省が来てこのことを明確に話してると思うんですが。

宮地委員長

このことだけではございません。全体であって…。

宮澤委員

今国のことというふうにおっしゃられたんで、他に何ですか。

宮地委員長

いや高水の話でございます。

宮澤委員

高水は基本的に話ありましたが、280だっということ。

宮地委員長

そう。高水についてお話になったんです。

宮澤委員

他には何ですか。「確定的な情報がないまま現在に至り」って他に何と何と何が欠乏してるんですか。

五十嵐委員

それは、はっきりするでしょう。私が国土交通省に対して質問書出しましたし、出しまして回答なかったじゃないですか。補助金の返還についても確定情報じゃない訳ですよ。

宮澤委員

いやこれは砥川の場合ですよ。砥川の場合のことについては、国土交通省が来て、ダム地質の問題何何して全ての確定的な情報がないままって、確定的な情報は何と何と何ですかと私今お聞きしてるんです。

宮地委員長

だから財政の話は砥川も浅川も共通です。

宮澤委員

いやいや砥川で。だから財政が分からなかったんですか。財政の問題ですか。「確定的なものがない」って言うのは、

五十嵐委員

いくらでもありますよ。例えば高水を下げたことによって仮に災害が起きた場合に、誰が責任を持つかっていうことも

宮地委員長

はい、そういう話もございます。

宮澤委員

いやいや高水を下げるっていう論理はないでしょう。280は妥当だって言ってきたるんだから。

宮地委員長

いやいや質問をした訳です。

宮澤委員

いやいや申し訳ありませんが、砥川の場合については国土交通省が来て、実際に答えてるんですよ。今砥川のことやってるんでしょう。

大熊委員

答えてないですよ。

宮地委員長

何と答えたんでしょう。

石坂委員

答えてないこともありますよ。

宮地委員長

何て答えたんでしょう。280という高水は妥当であるとおっしゃっただけですよ。そうでしょう。

石坂委員

すべてについて答えたんですか。私達が聞いたことも全部答えたんですか。

宮澤委員

いやいやいや私達ってのは、それは私浅川のことは知りませんよ。

石坂委員

いいえ災害のことで聞いてますけど。責任のことで。国賠法上の責任という意味についてお聞きしますが、無回答です。

宮澤委員

ああ、じゃあ災害のことですね。だってあの答えはですね、砥川については280が妥当だっていうことですから…。

宮地委員長

いや、それしかないとは言ってないです。

宮澤委員

そうですか。それじゃあもう1回これ明確にして下さい。この確実的なものは何で、何と何が砥川の場合は確実的じゃないって答えて下さい、委員長。これ委員長が素案にしたんだから。

宮地委員長

はい、砥川の場合はですね、基本高水で申しますと、先程大熊委員が挿入をされました。基本高水について国土交通省が来られて280m<sup>3</sup>/sが妥当であるということと言われましたと、ここに入っております。見解を示された。

宮澤委員

だから、「委員会は確実的な情報がないままに現在に至り、この困難の中で結論を出す訳にはいかなかった」って書いた訳でしょう。

宮地委員長

そうです。国土交通省は高水について、例えば高水を例に出しますと280はひとつの妥当な数字であるとおっしゃったんですね。で、読んで下さいよ。その後でそれに対して他の意見も出た訳です。部会でも検討委員会でも。

宮澤委員

それを教えて下さい。

宮地委員長

いや、教えて下さいって、ここに書いてあるんです、ここに。

宮澤委員

何が確定的な、ないままですか。砥川の場合は少なくともこちらからあのやってるってことなんですよ。

宮地委員長

あなたが言うことおかしいですよ。

大熊委員

あの国土交通省が言えはすべて確定なんですか？。じゃないでしょう。

宮澤委員

誰が最終的に決めるんですか。予算付けるかどうかは。誰が決めるんですか。

大熊委員

国土交通省もですね、いろいろ全国バランスで崩れてる訳ですよ。

宮澤委員

いやいやそれじゃなくてですよ。

大熊委員

あなたが全国バランス入れろと言われた訳ですけれどね。

宮地委員長

宮澤委員、あのね私申し上げます。砥川の5ページ読んで下さい。Bダム案によらない話を書いてございますね。砥川の5ページを読んで下さい。

宮澤委員

砥川の5ページ、どうぞ。

宮地委員長

はい、B案が書いてございまして、「なお、基本高水流量を280m<sup>3</sup>/sから200m<sup>3</sup>/sに下げることが治水安全度を下げることであり、みとめられないとする意見があった。また国土交通省から…」という文章入れましたでしょう。大熊さん。そのところでは「国土交通省が280ということは妥当である」ということは言ったんです。ねえ。

宮澤委員

言ったです。

宮地委員長

ねえ。それにまたさらに「また、更にカバー率100%以外の基本高水の選び方が砥川と浅川で違っている」ということも言っております。で、それに対して「一方基本高水の決め方は、川ごとのこうこうこういうものがあって、これに則しているという意見もあった。検討委員会では、この2案について審議の結果、いずれも基本高水の候補案として認めることになった。」と、そういう確かに委員会としての経過は非常に明確に書いてあるんです。

宮澤委員

だから「確定的な情報がないまま現在に至り」と書いたじゃ、これ委員長が書いたことでしょう。

宮地委員長

確定的な情報になってないんですよ。

宮澤委員

何か確定的な情報なんですか。

宮地委員長

200でもいい、280でもいいってことです。

宮澤委員

あ、そういうことですか。分かりました。それじゃあ「確定的な情報がなかった」ってことは200でもいい280でもいいってことですね。

宮地委員長

委員会はそういうふうに判断をしたということです。

宮澤委員

判断したと。委員会はそういうふうに判断して、この結論を出すことが出来なかったと、結論を出すことができなかつたって言うのに、答申のところでなんで1つの案出してるんですか。

宮地委員長

違います。だから高水についてはどっちを選ぶかという話はず〜っと続いている訳です。

○大熊委員

そうですね。

宮澤委員

何を言って...確定的なことは出さなかつたって、その中の困難な結論、これ高水のことだけですか。

宮地委員長

違います。高水についてはそういう問題があった。ね、それから地質に対して...

藤原委員

はい。

宮地委員長

ちょっと待って下さい。

藤原委員

議事進行でね、その話よりも、この取りまとめの方に取り掛かって欲しいんですけどね。

宮地委員長

いや、まとめのところでおっしゃってる...

宮澤委員

取りまとめのところの中のことで今申し上げてるんじゃないですか。

宮地委員長

私はその為に言ってるんですが、基本高水では例えばそういう例があった。ね、地質についてもいろいろ例えば、両方、ただうちの中で2つあったっていうよりも、片一方では地質官が来て、こういうことはいいと言った意見もあるし、こっちの意見はこういうものがあるから危ないと、こういう意見がございましたね。そういう意味で確定的なものはなかったと。それもそうです。

宮澤委員

私はですね、ここのこと、どうなるかと申し上げてるんじゃないんです。国がこれを持って行って、長野県のここの川の所に行って我々が行ってその話したじゃないのと、その来た人間がここのところのことについて、今私先程申しましたですね法律を。あの補助法のこのことの中でもってこの人達が決めるんですよ。その人達が来ているのに、何があと確實じゃなかったかって言われるんだったら、もう1回明確にそれを言って下さいって言ったでしょう。委員会だって部会だってそうです。委員会は部会なんて、部会はあくまでの委員会の中にあるんですから。委員会でもってやったことは部会でやったことでしょう違うんですか。

宮地委員長

あのもう1つございますのはね、建設省の方は例えばこれで認可が取れるかという話があった時に、「それは出て来たら判断する」とこうおっしゃってる訳です。

大熊委員

そうですね。

宮澤委員

いやそれは...、もう1回申し上げます。砥川はその決める人が来てくれて主張してるんですけど。だから私は「確実的な情報が無いままに現在に至り」とこの内容文のことについて申し上げてるんです。ここは何が情報がないままですかとこれをもう1回教えて下さいと言ってらるんです。

宮地委員長

はい、それは論理が違ってましてね、宮澤さんはその決める人が確かに280はいいい話だとか、それから地質の方はね、地質の方はこれで大丈夫だと言ったとおっしゃるんですよ。それに対してそうじゃないという質問も出したけれどもはっきりした返事がなかった。だからそういう中で我々は結論を出さざるを得なかった。それでそれが認可されるかどうかというのは、確かに認可される方は国土交通省でしょう、ねえ、ですけども、それは向こうで「持って来たら判断しますよ」とおっしゃってる訳です。だからその辺のプロセスは私はこれ明確に書いてあると思いますよ。

宮澤委員

だからですね、じゃあ私の方から申し上げますけれど、国土交通省が280は妥当だということで、今委員長の答申の案は200ですよ。

宮地委員長

そうです。

宮澤委員

280はダメだってやったんですよ、そういうことでしょ。

宮地委員長

あの、そういう選び方はしなかったってことです。

宮澤委員

だから委員長は280はダメで200でいいと、こういうこと採った訳でしょ。

宮地委員長

はい、そうです。

宮澤委員

そうですね。だから私そこのところのもっていくところを教えてくださいって言ってるんですよ。

宮地委員長

はあ？。

宮澤委員

どういうふうにして、そこのところまで議論で。その前はですね「この困難な中で結論を出し得なかった」と具体的にここで書いてるんですよ。そこで書いていた中で委員長は200を採ってる訳ですよ。

宮地委員長

そうですね。

宮澤委員

ああ、それが分からないんですよ。私は。

宮地委員長

どうして分からないんです。

石坂委員

委員長、私はこういうふうに理解しましたけど。この「確定的な情報がなかった」ってことはその基本高水が280、200とかそういうことだけじゃなくて..。

宮地委員長

そういうことだけじゃないです。

石坂委員

公共事業のあり方とか補助制度のあり方、それから基本高水を一番しがみついている国土交通省自身が、現実に自分が設定した基本高水を事実上崩して、計画高水で河川改修を暫定計画でやっている、そういうことを今長野県で議論していることとの関係で、どう考えたらいいんですかと質問していることにお答えを頂いてない訳ですよ。で、公共事業のあり方とかいろんな見直しが速いスピードで現実に進んでいる。その中でどう考えていったらいいかという判断材料を頂けないということ、ここは大きな意味で言っている訳で、280と200について国土交通省が来て280がいいと言ったとか、そういうことだけを言ってる訳じゃないんで、全体としての大きな流れのスピードの中で、砥川について280をご説明になったとかね、そういうこととは全く違うエリアの問題だと思います。

宮澤委員

私の言ってることは違うんですよ。あのね、委員長。私は委員長にまずお伺いしてるんです。これ委員長提案でもって私出て来たもんですから、委員長にお伺いしてるんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。はい結構です。はい。

宮澤委員

この「委員会は確定的な情報がないまま現在に至り、このような困難の中で結論を出さざるを得なかった」とこういうことですよ。だからこういう困難の中で具体的ないろいろな問題もなくて、こうい

うようなかたちの中で委員長は200の基本高水を選んだ訳ですよ。

宮地委員長

基本高水を、そういうものを含めたいろんな総合的な河川改修案を選んだってことです。

宮澤委員

いや、違います。

宮地委員長

違いますじゃないですよ。

宮澤委員

え、じゃあ280を選るんですか？

宮地委員長

違いますよ。280とか200だけじゃないんです。B案を選んだと言ってるんです。

宮澤委員

だから200を選んだんでしょ。基本高水の分野では200を選んだんでしょと申してる

宮地委員長

そうですそうです。だから基本高水だけじゃないと言っている訳ですよ。問題は。

宮澤委員

そうでしょ、私もそういうこと言ってます。ただ基本高水を選んでB案は200だから200を選んだんでしょということです。

宮地委員長

はいそうです。

宮澤委員

そういうことでどうしてそういうふうに200を選んだのかという、そこを私はもう1回教えて下さいと言ってるんです。

宮地委員長

ですからそれは、200ということだけじゃなしに、それも含めてですが、200について言うんならね、200も含めてそれを支持する...。

宮澤委員

そうしたら委員長はね、総合的に皆さんから出てくる意見を換算してこれに決めましたと、こういうことでしょ。

宮地委員長

そうです。

宮澤委員

そういうこと言ってるんでしょ。

宮地委員長  
そうですよ。

宮澤委員

だから私は総合的に出したのは、こんなに全然出来なかったのに、さあそれじゃあどこでそのところで決めたのかっていうのが表に出ないまんま、はい分かりましたって、委員会の人たちみんな合意するんですか。

宮地委員長

私は総合的にと書いて書いたのはそういうことなんです。それご理解頂けないですか。つまりいろんなファクターを考えたんです。それでその集約として委員のご意見を伺って、それがB案が多数であった。つまりその中には困難で、高水もございませぬ、地質の安全性もございませぬ、いろいろはつきりしないファクターがう〜んと沢山あった。そうでしょ。

宮澤委員

もう1回言います。

宮地委員長

もう結構です。

宮澤委員

地質上の問題では国土交通省が具体的に来て結論出してるんです。

宮地委員長

結論で何ですか、何の結論でしょう。

宮澤委員

判断する側がですよ、ここのところで予算を付ける、判断する側の方がこうだって今言ったでしょう、地質の問題は、

大熊委員

それが信用できない訳ですよ。

宮澤委員

いや、それを信用しなかったら...

大熊委員

いやだから現実そうじゃないですか。薄川は大仏止めたじゃないですか。

宮地委員長

いや、大熊委員、それは信用するかしないかじゃなくてね、それが絶対であると思う人は、思うかどうかですよ。もし宮澤委員のように言うならね、280の案しかないですよ、あれは。ダムを造る案しかないですよあれは。出来るんだから。大丈夫だって言ったんだから。そういうことを、我々の検討委員会の議論はそこで2つに分かれているっちなことですよ。

宮澤委員

そうですね。私はそれでいいと思うんですよ。現実にも…。

宮地委員長

そうです。だからその中で皆さんの意見を集約して採ったんです。だからそれが困難なんですよ。確定的なことは、宮澤さんの言うようにね、国土交通省の話が確定的だと思うような根拠があればもうそれで書きゃいい訳です。そうじゃなかったってことですね。それはそうです。私は今までの論理はそうだと思いますよ。

大熊委員

その通りです。

宮澤委員

ですから、私ちょっとくどいように申し訳ございません、これで最後にします。

宮地委員長

はい、最後にして下さい。

宮澤委員

だからこういうような状況にあったということは事実で、そのところから答申がポーンと今までのトーンとは違うトーンになってるんですよ。そこで先程五十嵐委員がお話しになって「総合的に判断した」と、こういうことですよ。じゃあその「総合的」ってのはどこから入って、どこから来て総合的になってきたのかということを表に出さなきゃ分からないじゃないですか。今検討委員会で浜さんは「俺だけあれだった」とこういうふうな話をして、そうだったなら起草委員会の選び方がもう1回間違ってたのかということになりますよ？だからそれだったならそういうふうな話にもなって参りますね。だから…。

宮地委員長

起草委員会は私が指名した訳ではございません。

宮澤委員

ええ、分かっております。それは私も十二分に分かっております。ですからそこら辺のところは先程から申し上げているように、このところでは委員長がまず1番初めに…。

宮地委員長

あのね、私率直な感じは、この第6章の総合的判断って書いてございますね。この中にここに書いた結論というのは本当スッポリと入ってしまうもんだと思っております。ただ発表の、ちょっと何とつか形式としましてね、それを入れると全部答えが出ちゃうもんだからそれ以前の話として切った訳ですが、かたちとしては「総合的判断」の最後のところに「結論」、「まとめ」というふうになっておってよろしいかと思って、あの内容としては私そういうもんだと思っております。そうご理解頂けると「中身がないじゃないか」ということにはなっていないと思っておりますが。私はそう思っています。どうでしょうか。間違いでしょうか、それ。

起草委員会の方でこういうかたちにしましたのは、ここまで行ってここへ結論を付けようと、こういう形式は皆さんで合意をした上です。でその発表の仕方がここでポツと1枚書いたもんですから、こうなりましたけれども、「総合的判断」の中に結論が入っておってよろしいもんだと私は思います。えーと、起草委員の方ね、はじめ「第6章 総合的判断」の中に括弧して下に「まとめ」って書いてあったです。ね、前のやつは、で、そのまとめの部分だけ表現が微妙なもんですから、私は一人の責任で書きました。

これは申し上げます。本来はこの「総合的判断」の中にスッポリはまるもんだらうと思っております。  
で、普通の答申とかたちが違いますのは、普通の答申ですと、これをこうこうこういう答申をすると結論を書きまして、それについていろんな理由を書く訳ですな。そうやってやるとどうも何か起草委員の中でいろいろ議論した時には、初めからある方向がもう出ちゃっておるからまずいという意見がございました。それでこんなまとめにしたんです。起草委員の方如何でしょう。そう私が申し上げている感じは。

五十嵐委員

どこまで言っているのかよく分かりませんが、実は宮澤さんと私は全く同じ意見だったんですよ、正直言いますね。A意見でもB意見でもいいんですが。なぜ、なぜね、このA意見なのかB意見なのか、多数決もそのひとつです。その非はありません。論理を書くべきであると、原案にそう盛ってます。しかしね、しかしそれ自体価値判断なんですよ。やっぱり、価値判断。そうするとそれ自体が一つ一つまた意見が分かれてるんです。浜さんから強い注文がありましてですね「そこは絶対入れてくれるな」ということなんですよ。それで恐らく10時間超えてますよ。いろんなこういうやり取りが。それで改めてこれ全部を放棄しまして完璧にとられるようにず〜っと来たんですよ。それが事実経過です。

宮地委員長

そうです。おっしゃって頂けて...

五十嵐委員

で、僕自身もひとつ悩んでいることがあります。その際何を一番重視すべきかっていうのは、私も学者の端くれですから少し反省もあるんですけども、要するに難しいんです。難しいの、正直言って。財政を優先すべきなのか、高水でいくべきなのか、環境なのか、その他の何なのか。で私はこのことを強く主張しまして委員長さんにこれを入れてもらったんですよ。つまりどれが正しいかってこと学問的にも今決める方法がないと、非常に困難であると、だから総合的しかないでしょうということも私も強く申し上げたんです。それで一部入れてもらったとそういうことなんです。

で、もし宮澤さんが言うようなことが出来たら天才だと思います。天才だと思います。それは出来ない。なぜかって言うんですけど絶対この15人で出来ませんよ。みんなが納得する方法論なんてつくれない。すべて実験です。すべて模索ですよ。そう思います。

宮地委員長

大分議論が尽きてきたようですが、第6章..。

五十嵐委員

私はこの意見で、もしね、少し入れるとすれば「多数」という言葉を入れるかどうかということと、「強い少数意見」とか「多くの少数意見」とかそういう少数意見に配慮することがあるかどうかということだけです。

宮地委員長

どうでしょうか。はいどうぞ。

大熊委員

私も浜さんと松島貞治さんがおっしゃったことを加えて最終結論にして頂きたい。

宮地委員長

つまりですね、こう1枚に書きましたので、「これが答えか」と言われるんですが、あの「総合的判断」のところへですね、かたちとしてですね、私こういうことを提案してみたいんですが、この「総合的判

断」ってのがございますね、A B両案に共通する意見、これがあってこの後へ「まとめ」というかたちでこの文章を繋げて、最後に「答申」と書いて閉じたら、割に読みやすいものになるんじゃないかという感じをもっております。それともう1つ少数の意見をどう取り扱うか、それはまた別です。別の問題としてご議論頂きたい。ひとつの提案としてそう申し上げたい。どうでしょうか。どうぞ高橋さん。

高橋委員

ですからね、この1枚のペーパーだもんですからこうなったと思うんですよ。ですからこの6章の中にですね、少なくともこの「結論」は書いても良かったんですよ。「答申」ではないんだから。そしてこれでね、まとめですよ。で、答申はどうでしょうかって言うならね、ですから戻っちゃってるんですよ。ですから宮澤さんの論法でいっちゃうとね両論併記になっちゃうんですよ。

宮地委員長

いや、それはね、起草委員の中の今五十嵐委員がおっしゃられたいろんなプロセスをどういうふうにまとめるかということをいろいろ議論した挙句にこういうかたちになった。これを今五十嵐委員はご説明を頂きました。これは兵委員も松島(信)委員も大熊委員も藤原委員もそうでございます。それは理解いただけると思います。ですからここが切れましたのは、実はこの議論が先に出ますと、実はこの案でも今日の新聞に出ておりました。いろいろ漏れて。そうすると結論が先に出ちゃってる訳ですよ。そういうことがあっては困ると思ったから私は切りました。それは申し上げておきます。ですから高橋さんがおっしゃられたように、私さっき申し上げましたのは、砥川も浅川もですね、この「総合的判断」を書いて「A B両案に共通する意見」でございますね、そこへ続けまして「まとめ」という振りを付けましてこの文章をずっと続ける。そして最後に「答申」とこう書けば、少なくともやってきたことはご理解頂けるだろうと、こう思うんですがどうでしょう。形の問題がひとつございます。

宮澤委員

委員長、私もうこれ最後にしますけど。最後最後って言ってまた最後じゃねえじゃねえかって怒られてしまいますが、率直なところですね、今委員長、私もう「まとめ」の段階もお分かりになってらっしゃるところに、結論のここまではですね、どちらかってことで軍配を揚げてないんですよ。はっきり申し上げて。具体的な例をですね、ここまで来られる中でのこの「答申」。私これをずっと見てきて、私非常によくそれぞれ配慮して出来ているなあとは思ったんですよ。これは両方のみんなのそれぞれの意見、部会の意見もそれなりにちゃんとある程度理解をしていると、こういうふうには思ったんですよ。でここからですね、この「結論」のところの部分、この上の部分ですね、この上の部分も決して不自然じゃないんですよ。理由があるんです、ちゃ~んと両方のところであるんです。

ところが「答申」というのはこれが「答申案」なんですから、いいですか申し上げますけど、この「答申」になったところがポンと出てくる訳ですよ。今まではこういうふうにはやっています...

宮地委員長

いや、だからさっきね、まだ言ってる。

宮澤委員

ちょっと聞いて下さい。私の言ってることちょっと委員長つかんで頂いているかどうか分からない、だからこういうふうにはやっているとこの案がこういうふうに出てきている訳です。それが「答申」のところに来た時にポンと片方になってるんですよ。それで「どうしてですか？」ってお聞きしたところが「総合的にみんなの意見を聞いてした」というふうに言われたんです。でね、起草された人達はみんなの原稿を読んでいる訳ですよ。お分かりになります。ところがそうじゃない人達はこれはまだ何も読んでない訳ですよ。だからこの「総合的な判断をして」というのが分からないんですよ。はっきり申し上げますが、だから私はこれのところを少なくとも委員の皆さん方に極秘であれば見せて、それでこれと同じところにならなきゃ、これは起草委員が起草したってということだけでもって終わ

っちゃいますよ。今まで全部公開でもってやってきて、ここのところのステップだけが分からないんですよ。そのことを私は申し上げてるんです。

宮地委員長

また議論が戻ったように私は思いますんですが、前のことと重複するのだったらやめて下さい。そうじゃないみたいですな。はいどうぞ竹内さん伺いましょう。

竹内委員

前のことというか、さっきお話聞いて私発言しようと思ってまた違う話になったものですから、しなかったんですが、各自の意見を付ける付けないってのはさっき結論出てないんですよ。

宮地委員長

出ておりません、知ってます。それは別です。

竹内委員

そのことなんですけど、ですから、先程の少数意見とかね、そういうものの問題とか扱いのこといろいろ出てるんですけど、私はちゃんとこれ治水の問題重要な問題ですから、やはり検討委員会がしっかり責任をもって論議したという証が必要だと思います。そういう意味でいきますと、各自が出された意見、先程松島委員さんがそのこと打ち合わせしてないから公開されること前提に書いてないという話がありました。しかし私は当然この委員会のルールとして今までの流れからすると、今日の例えば報告のどこにも「すべての会議は公開し、会議資料等を含めたすべて情報も公開する」ということで、まあ一つの自慢話みたいな話ですね。原則としてやってきている訳です。ですから当然それは公開されても責任ある立場として当たり前だということで文章出しておりますし、是非それは、そこだけなぜ非公開にするのかというのは、疑われますので私は是非そうして欲しい。それとその添付して明らかにしていただきたい。

宮地委員長

その主張は理解しておりますが、今その話をしているんじゃないじゃないですか。別の話としてさっき申し上げたんです。

竹内委員

いいえ、それ決着ついてないもんですから、どうするのかってことはっきりしてもらいたい。

宮地委員長

いや決着ついておりません。それ今別の話だと申し上げておりますんで、これを見せるかどうかという問題と、それから答申書のこのかたちをどうするかというお話だと私は思っております。で、後で言ったことをやっております。それでこれを付けるかどうか、あるいは皆さんにどういう格好で見てもらうか、これはこれからのご議論で結構だと思っております。竹内委員、そういう意味でございます。

えーと、新しいことでしょうね。

石坂委員

はい、そうです。あのどうしても賛否が拮抗している訳ですよ、現実には、多数少数と言いましても、それから人選がどうだったかってことに結局また戻ることになる訳ですので、私は無理があると思うんです。多数が主張したからと言っても、その意味で公開して頂く分は、私は公開して頂いても勿論結構なんですけど、それを見たからといってもう皆さんの意見分かってる訳ですので、見て意見が変わる訳でもありませんので、結論をどうしていくのか、答申をどうしていくのかっていうことに、公開が絶対的な条件だとは私は思いません。皆さんのご意見それぞれ新聞でも拝見しますし、今まで何箇月にも

わたって主張をお聞きしてきた中で、見なくても大体分かるというふうに思います。ですから多数の意見があったということに記載することがいいという方が大勢いらっしゃるならば、それは記載して頂いて結構ですけど、ただ総合的な判断ということが優先したのであるということをおくまで取りまとめにおいてはお願ひしたいと思います。

宮地委員長

話がまた戻ったんですがね、この各人の意見の意見書の話と、答申案の表現と分けて下さい。それであのこれでいくと、なぜこれを選んだかプロセスがよく分からんと、段階がね、その辺に関しては先程私が申し上げましたように、総合判断の中へ繰り込んで繋げて書くようにすれば、そういう誤解はなくなるだろう。で、一つ申し上げたのは、これを繋げて書いたものを渡すと委員会に出る前に新聞に出たら困るという判断がございましたと、そういうことでございます。はい。じゃあ松島さんどうぞ。

松島(貞)委員

あの、結論の部分で確かに宮澤委員言われるように、せっかく部会もやったってということなんで、あの出来たものに意見を申し上げて失礼かもしれませんが、少し浅川、砥川は一字一句違わないっていうのも、確かにそう言われてみれば、あの結論の部分です。従って少し部会の論議または委員会の論議も踏まえて少しこの論点が違っておればその部分も記載して頂くと同時に、恐らくB案が妥当であるという背景は、A案を選択するには余りにも問題が多いという積極的にB案と言うのではなくて、A案がやっぱりいろいろ問題あるっていう裏返しだというように思う訳で..。

宮地委員長

はあはあ、でもそれを書くとなー。ちょっとあっちの案はこういうのがあるよという水掛け論になりかねないと思ったんですが。

松島(貞)委員

それで少し結論の部分は、浅川砥川それぞれに書いて頂いて、答申案については総合的ということでございますし、私は個人の意見は当然公開されるべきだと思っておりますが、五十嵐委員言われるように、確かに公開しても後の取り扱いどうかっていう点を言われるとそれははっきりしないので、それはいいというふうにして、A案を支持する意見もあったという意見も付け加えて頂いて、まとめて頂ければというふうに思います。

宮地委員長

はい、もう一つ申し上げます。答申がこれで書いたとして、A案を支持する意見がどうこうであった。これを付け加えることは、これは多分ね皆様方普通の答申の格好としてはご理解頂けると思います。もう一つこの答えはですね、浅川と砥川と同じだとおっしゃいますが、この上に書いてあることは浅川、砥川というプロパー（proper：固有の）な問題じゃない訳です。それでこういうことになっております。一番初めの序文のところもですね、委員会の取り組み方っていうのが同じだもんですから同じような書き方がしてございますけども、だからその点をご理解を頂きたいなと私は思います。どうでしょう。一つ具体的に申し上げます。A案を支持する意見も少なからずあったとかね、かなりあった。具体的に文章書けといえはそのくらいすぐ書けますが、そういうことを付け加えるということは如何でしょう。

宮澤委員

委員長、多くあったといっても「妥当である」ということになればですね、「妥当である」ということは正しいってことですよ。

宮地委員長

「正しい」と「支持する」のが多かった。

宮澤委員

「支持する意見が多かった」とかいうことならまた分かりませんが、「妥当である」ということは、書き方がですね「妥当である」ですよ。

宮地委員長

「妥当であると考えた」んですよ。

宮澤委員

すなわちあれに対する治水案が、B案を支持する人が多数であったということならば話は分かりませんが、「妥当であった」というところまで言い切ってしまうことが、本当に現実問題としてそれだけのところの要素をしっかりと出さないと、これとこれとで両論出ているけれど、こういうことで妥当であったってやらないと「妥当」という言葉は導き出せないんじゃないかと僕は思うんですが。

宮地委員長

いや、それは例えば浜さんがおっしゃったように「寄せられた意見を総合してその多数を優先して」と書いてある。「優先したから委員会は妥当であると考えた」んですよ。そうじゃない？

宮澤委員

すいません、いいですか、「案が妥当である」と、多数だったならそれ妥当なんですか。いやそれはちよっと違うんじゃないかなと思いますけど、それは論理的なことは、だからね、多数であったってことはいいですよ。「多数であったから支持する人が多かった。だからこの案を部会として支持することにした」とかってことならまだ分かるけれど「妥当であった」ということは..。

石坂委員

「総合的」と言ってるじゃないですか、だからまた蒸し返した..。

宮澤委員

そうですねー。

大熊委員

最後にならないねー。

宮地委員長

どうでしょう、もうそろそろ。あの普通の答申ではですね、例えば私いろいろの答申を見たんですが、宮城県で高水変えましたね。あの時の答申が「委員会としてはこうこうこういう案が妥当である」と考える」と、「ただしそうでない、そういうことではいけないという意見も相当数あったことを付記する」と、そういう表現になっております。ですからそういう意味では松島(貞)のご意見を私そう入れるのは何の問題もないと思っております。それで如何でしょうか。

○五十嵐委員

結構です。

○大熊委員

結構です。

宮澤委員

ちょっと委員長。それはね起草委員の人達が結構ですって言って決まっちゃ、これはおかしくなっちゃうと思うんですよ。これは案を作った人達が結構ですって言うてもね、それはやっぱり私は原稿を見るということもね、これは起草委員の人達は見てる訳ですから、だからそうじゃなくて一般の人達がやっぱり他の委員が見る、今石坂さんおっしゃられたように、私も部会長として他の人がどういふの出されたのか見ておきたいと思ひますし。

宮地委員長

はい、ですから、それは別の話としましてね、これをどう取り扱うかは今からご議論頂きます。よろしいでしょうか。それでどうでしょう。これは今も申しましたようにね「私は公表してもいい」と思ひた人は勿論沢山ある。で構わないって人も多いですよ。ですけどもそうでないという方もおいでになる。とすればこれは私は少なくともこの委員の中では見て頂くことは.....いや、ここでもうちょっといきましよう。10分待って下さい。時間が10分だそうす。これを委員の方に見て頂くことは構いません。私は構いません。これやっぱり見なきゃ納得しないという人があったら、見て頂いていいと思ひますよ。どうでしょう。ねえ、公表という意味ではございませぬよ。これはね。それは皆さんご異論ございませぬね。

五十嵐委員

だからその前提してください。この答申とからめて、見てね、その上でまた意見を聞いた上でなければ出せないっていうんなら、絶対反対です。収拾つきませぬ。

宮地委員長

じゃあこういうことにしましよう。もしこの答申を見た上で、ここに書いてある「多数を優先して」という話がウソだったら、これは私は腹を切ります。そういうことだと思ひますよ。

五十嵐委員

そういうことですよ。そういうこと。それは理解して下さいよ。これだけ一生懸命やって不信感あるんですか。腹切るって言うてるんですよ。

宮澤委員

私最後だからもう言えないんだけど...

宮地委員長

じゃあだから、回覧するというよりも、ここへ置きますので。あっ、ここへ置くとねマスコミの人が見る。だから別のところでこれ見せませぬ。見たい人は見に来て下さい。どうぞ。

○宮澤委員

基本的に総合判断したというのなら、基本を見せてくれなければ、どうしてそうなるのか理解できない。

竹内委員

だからなぜ見せられないのか私はちょっと理解できないんですがね、五十嵐先生言われているんですけど、見てないからね。それは判断、見てからでなきゃ信用できないですよ。公開するかどうかって。だけど基本的な筋として私どもはちゃんと責任をもって治水対策利水対策を考えようということを書いて文章ですよ。

五十嵐委員

いやだから、見た上でどうするんですか。いやいいですよ、ルール決めましょうってんです。

○竹内委員

だから、なぜそれだけが非公開。

宮地委員長

書き方を申し上げたんでしょ。それが本当かどうか分からぬのなら見せますって言うてるんですよ。

五十嵐委員

腹切るって言うんだから信じなさいよ。

宮地委員長

五十嵐さんそれはね「腹切る」っても信じない人もある訳だ。

竹内委員

そんな脅しかけられたって困りますよね。

五十嵐委員

じゃあ竹内委員、あなた見てどうするわけそれ見たうえで。

竹内委員

いやそうでなくてちゃんと判断するにも、要するに誰がどういう意見を言って、やっぱりどうだろるかということが…。

宮地委員長

見て下さい。ここへ来て。

五十嵐委員

新聞にあなた自身発表して出てるんじゃないですか。

竹内委員

どうということが答申なりの、県民の皆さんに明らかにしなければ、だってなぜ隠したのかと…情報公開なんだから。皆さんが特に主張しているこの中に入ってるじゃないですか。

宮地委員長

見て下さいよ。見せますよ。竹内さん、見なきゃいけないと思ったら見て下さい。ここへ来て。私はそれでいいです。

竹内委員

ですからこの内部だけの話をしてるんじゃなくて、その基本的にじゃあなぜそれを五十嵐委員はダメだって言うてる訳ですか。

宮地委員長

公開ですか？。何を言ってるんだらう。

竹内委員  
何を言ってるかじゃないですよ。

五十嵐委員  
あなたの言ってることが分かりません。見た上で何をするんですか。この答申をまた変えようってわけ？。それは多数か少数か見た上でってことですか。

竹内委員  
いやいや、ですから中身が、どうしてこういう答申が出たのかということもそれを参考にして作った訳でしょ起草委員会は。

○五十嵐委員  
もちろんそうです。

竹内委員  
そうでしょ。でしたらそのことをなぜ、出した皆さんの個々の意見まで、今までここで散々やってきましたよね。文書だってみんな公開してきましたよ。じゃなぜそれだけが公開されないのか…。

五十嵐委員  
ルールがはっきりしてないからですよ。はっきり言って。

竹内委員  
ルールも何も今までみんなこれ公開してきたじゃないですか。

宮地委員長  
それはご賛成の方もあるし賛成でない方もあるからです、これは。この文章については。

竹内委員  
ですから賛成反対はだってそれぞれが数で、比重を置いたつつうんですから、それは当然そういうことですよ。それは見なきゃ誰がどうだか分からないじゃないですか。

松島(貞)委員  
公開するのに反対してるんですか。

○宮地委員長  
そうですよ。

五十嵐委員  
私自身は公開はあくまで反対です。恥ずかしいからじゃないですよ。全然書けば百万字書けますけれども、そういうことをやる意味があるかどうかについて疑ってるんですよ。

竹内委員  
意味があるかって…。

宮澤委員  
心静かにどうかもう1回お願いしたいんですけど。あの竹内さんが言ってるのは、委員長を信じてるとか信じてないとかって問題じゃないんです。先程高橋委員さんおっしゃられたように今までの状況

は2つ併記で、片方がいいなんてことにならない訳ですよ。だからここ数が多いから、今言ったように数が多いから、こちらの方を答申の中では支持すると、こういうことならいいんですよ。

宮地委員長  
そう書いてある。

宮澤委員  
いや「妥当」と書いてあるから。

宮地委員長  
それは言葉です。言葉「妥当」が悪かったら「妥当」も変えてもいいですよ。変えましょう。

宮澤委員  
だからそのところがあるから「妥当性」を、ちゃんと総合的に判断した妥当性をチェックしなければどうしようもならないでしょって、さっきから妥当という言葉について申し上げてるんです。最後に本当に多くなっちゃって申し訳ないんですが。

五十嵐委員  
宮澤さんもっと端的に聞きますけども、両論併記でなければいけないという主張じゃないのね？。

宮澤委員  
見てみなきゃ分からないじゃないですか。

五十嵐委員  
形式論言って下さい。両論併記じゃなきゃ絶対ダメという意見じゃないのね？。

宮澤委員  
だって多数決を採るってことになれば、多数決は現実問題として、事実が事実として受け止めざるを得ないと先程申し上げたと思います。

五十嵐委員  
多数決採れつつってんですか。

宮澤委員  
いやいや多数決で、多数が多かったからということだったら、それはそういうことでもって事実が事実として認めますと、私申し上げたんです。

宮地委員長  
そうです。だから何を見なきゃいけないんでしょうかね？。

宮澤委員  
「妥当である」ということがあったから。

宮地委員長  
でしょう。だからね、例えばね「それに対応する利水案を答申する」と言えばいいんでしょう。結論はそうですよ。

宮澤委員

ああ、要するに先程浜委員が言ったような部分でね..。

宮地委員長

はい、「意見を総合して、その多数を優先して委員会はこの治水・利水対策としてB案すなわちこれこれという利水案を答申する」と。

石坂委員

いやその日本語表現はちょっと改めて頂きたい..。

宮地委員長

いや表現の問題ならやめて下さいよ。もうちょっと出たらいいです。言葉の本質の問題ですよ。

宮澤委員

事実のことです。

五十嵐委員

そんならそれで行きましょう。

宮地委員長

言葉の本質の問題だと思いますよ。「妥当」という判断じゃなくて「そういうふうになりました」ってことですね。

宮澤委員

そういうことです。そんならそれでいいです。

宮地委員長

私はそれでも同じだと、あの「妥当」と書いたのは率直に言うと宮城の答申の言葉を借りました。

五十嵐委員

いや宮澤さんそれでいいんなら私も賛同します。あと竹内さんだけだ。

宮地委員長

私日本語としてもおかしくないと思ってるんですがね。ねえ。「利水案を答申すると」「なんとかとして答申する」と言やあ文章続いていますな。

宮澤委員

いいですよ。多数を優先して云々で、利水案を提言するなら少しもおかしくない。

宮地委員長

「委員会はこれとこれとしてこのB案を答申する。」そういう格好になりますね。

石坂委員

でも先程宮澤委員は「多数を優先して」っていうことで結論付けるなら部会の多数はどうなるんだってことで..。

宮地委員長

いやもうやめて下さいそれは..。

石坂委員

そうおっしゃっている上で、そこだけOKして帰って行くってことは、後からその火種を残す訳ですから、私はそういうなんか曖昧にしたまま、今日いかにも分かったようにしてお帰りになることは卑怯だと思います。

宮地委員長

それはご意見として承ります。どうでしょう。それで..。

石坂委員

火種を残して帰る訳でしょう。だから「私は多数を優先した」という書き方には賛成できません。

宮澤委員

だからそうするとね、先程委員長がおっしゃられたように戻っちゃう訳ですよ。そりゃあ今まで委員長は..。

宮地委員長

その火種は誰かが受け止めなきゃいかんのです。

石坂委員

そういう意図のあるまとめ方はおかしいと思いますよ。

宮地委員長

石坂さん、もう止めましょう。どうです。

石坂委員

だから向こうが止めて下されば結構ですよ。

宮地委員長

いや、宮澤委員止めたんです。

宮澤委員

いやいや納得した訳じゃ...事実は認めただけです。

宮地委員長

いや、そうです。あのどっちかを採ればどっちかの人は納得しないんです。

宮澤委員

そうです。

宮地委員長

で、形としましてね、どうでしょう。先程言ったことをもう一遍確認します。各この答申の最後の「総合判断」がございますね。A B両案に共通な意見、その後へ1行空けて「まとめ」と書いて、そうしてそのまとめの中で、もう「答申」とは書きません、そうなる。あのこの文章を並べまして、で、こうやってちょっと間を空けて「これまでの委員会審議の概要並びにこれについて委員から寄せられた意見

を総合して、その多数を優先して委員会は、浅川の総合的治水・利水対策としてB案云々を答申する」と、そういうふう結論を付けます。よろしゅうございましょうか。

五十嵐委員  
はい、OKです。

宮地委員長  
はい。それでそれを、なおかつ多数であったかどうかをご覧になりたいという方にはこれをお見せ致します。で、公表しないのは、公表しないつもりだと言っておられる委員がおるからです。

○五十嵐委員  
それで結構です。

石坂委員  
あの、ちょっとこだわるようですけど「多数であることを優先して」という表現でなく「多数であることも考慮して」という表現でお願いしたいと思います。

宮澤委員  
「考慮する」ならまた今度逆に...

宮地委員長  
もう、どうでしょう。石坂さんのご議論ね、私もよく理解しますが、今のことで如何でしょうか。それで少数意見を付けましょうか？「なおA案を支持する意見もかなりあった」と、「かなり」でいいですか。「かなりあった」そういう表現にして付け加えます。

○五十嵐委員他  
結構です。

○宮地委員長  
それでこれはいわゆる公開の書類とは違う扱いを致したいと思っております。もしご覧になりたい方は、あの実は起草委員は持ってますが、実はそれ回収するの忘れたんです。私は回収しておいた方がいいと思ったんですがね。で持っておりますが、責任は私にありますのでね、だから私のところへお出で下さればご覧にいきます。これには各人の意見がどっちを支持するかということが書いてございます。そのボリュームはかなり違います。一人一人が、それは申し上げておきます。よろしいでしょうか。そうするとやっと話はまとまりました。以上で答申案としてはまとまったと思って...それではこれをですね、文字の訂正とかございますので、後の事務的なまとめ、体裁、今まで議論したところの修正というのも含めまして、これは事務局の方と相談して委員長が行います。本当は委員長代行もご相談にのって頂きたいと思っております。そういうふうにとまとめます。よろしゅうございましょうか。

○五十嵐委員他  
結構です。

○宮地委員長  
率直に申しまして、こう結論が出た訳ですから、これが新聞に出たりする前になるべく早い時間に知事には答申書を差し上げたい。そう思っております。明日新聞に出てその後で知事のところへ行っても非常にまずいことになりますので、そう致します。その辺のプロセスは、私と委員長代行、それにお願いしてよろしゅうございましょうか。

○五十嵐委員他  
結構です。

○宮地委員長

はい、ありがとうございました。そうするともう大詰めのところは終わりました。  
それではね、もうちょっと時間が押しておりますけれども、次の委員会のことをちょっとご相談したいと思っております。それで...

宮澤委員

委員長、私先程申し上げましたですけど、これ以上この結論からしますと、部会の審議はしても同じだと思いますので、私は駒沢部会の部会長を降ろさせていただきます。駒沢部会の部会長は、部会での論議があつた先程一番先に申し上げましたように、これから部会審議をしてもあまり無駄なような気がします。ですので私の意見ですが、駒沢部会の委員もやりますけれど、部会長としてまとめることは、いくらまとめても最終的に多数決を採るなら、最初に多数決を採っちゃった方が早いような気がしますし、他の部会長さんどういうふうにお感じになられているのか分かりませんが、この部会というものはもう開く必要性は全くないと、他の部会長さんのご意見は結構でございます。私はそう感じましたので、駒沢の部会長の、皆さんからご支持を頂きましたけれど、もう部会長として部会をやっていっても、どんな論議をしても最終的に多数決だということになれば、最初の多数決を出した方がいいという結論になるかと思っておりますので、駒沢についてこれから民主的な論議をする自信がありませんので、もし最終的に多数決を採って住民の皆さんの本当に小さな声も引き上げるという、そういう気持ちに、今のこの状況で、最終的に部会でやってきても検討委員会でこうございましたなら、これはもう仕方ありませんので、とりあえず駒沢部会の部会長の立場はご辞退をさせて頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、それは伺いましたが、部会長というのは部会に属する検討委員会の委員の互選でございますので、そこはもう一遍そ中のご審議を頂きたいと思っております。そうですね、はい。それで次回の委員会でございますけれども、実はご存知の通り部会が目白押しに入っております。それから18日からは県の議会が始まりまして7月の5日ころまであります。ですからそういうことを勘案しまして、どうもそれが済んだ後に検討委員会は計画した方が良かろうと、こういうふうに思っております。それで今ちょっと時間表を見ますと、7月の15、16日というのが.....えーと時間的に空いてますのは7月16日の火曜日か、24、25水木と、こういう両方でございますが、16日の火曜日か、24水曜日、25の木曜日。この日なら12、3人出られます。

大熊委員

25日の木曜日ならOKです。

宮地委員長

そっちの方がよろしい。ああそうですか。実は議論することは各部会のご報告ということがひとつあります。状況を。それともう1つ新しいこの清川と薄川を検討委員会でやらなきゃいけない。で、それにはちょっとやっぱり資料的な準備も要すると思っておりますので、少し時間を空けてもいいんじゃないかと思っております。例えばですね7月25日ですらよろしゅうございますか。ご予定を立てて頂けませんか。

五十嵐委員

OKです。

大熊委員  
OKです。

宮地委員長  
宮澤さん7月25日でいいですか。

宮澤委員  
はいはい結構でございます。

宮地委員長  
あ、そうですか。それで、ここだけの話ですが、ここだけの話ってみんなの前で言ってる訳ですが、一遍この今までの2つの部会をやってきた経験を踏まえましてね、反省会みたいなのがいいと思うんですよ。だからもし出来ればね、前の日に寄って一杯やりながら、ということを考えておりますが..。

竹内委員  
今のところその気になりません。個人的な意見ですけど。

宮地委員長  
あのご参加を強要している訳ではございません。はい。ではそういうふうな予定を立てますので、またご案内を致します。それからちょっとマスコミの方、ちょっと退いて下さい。向こう側景色が見えないと非常にまずいです。まだ委員会終わった訳ではございませんから、ちょっと後ろへ行って下さい。あるいは下がるか。  
あの幹事会の方から、新しい部会の.....あ、そうですか。それでは宮澤さんね、今の話ございましたんで、ちょっと話がうまくいなくなっちゃったんですが、部会長の話は先程のルールの中でひとつご検討下さい。それで決まりましたらまたこっちへ言って頂くと、その前提にして、.....あの言っておいたらどうです。

青山幹事長  
あの駒沢と角間ですが。今宮澤委員さんからお話ありましたけれども、もう1回ご協議をして頂いて、協議が整いましたら公募の手続きに入っていくということでご了解を頂きたいと思っておりますけれども。

宮地委員長  
今まで通りの手続きで特別部会の公募の手続きに入るということでございます。よろしゅうございましょうか。はい、それでは委員会を終了致しまして、あと知事への答申の手続きにつきましては、委員長代行とお二人で事務局の方の準備が整うのを待ってやりたいと思っておりますが、ご了解願います。よろしゅうございましょうか。

大変時間が延びまして申し訳ございませんでした。ただ私これでひとつある段階を越しましたんで、今までの委員会の運営に対して私もいろいろ不備な点もございました。それは率直に反省を致しますし、ただ皆様方の本当にご協力を心からお礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印